
はばたけ未来へ！^{みやこ}京プラン
後期実施計画（案）



目 次

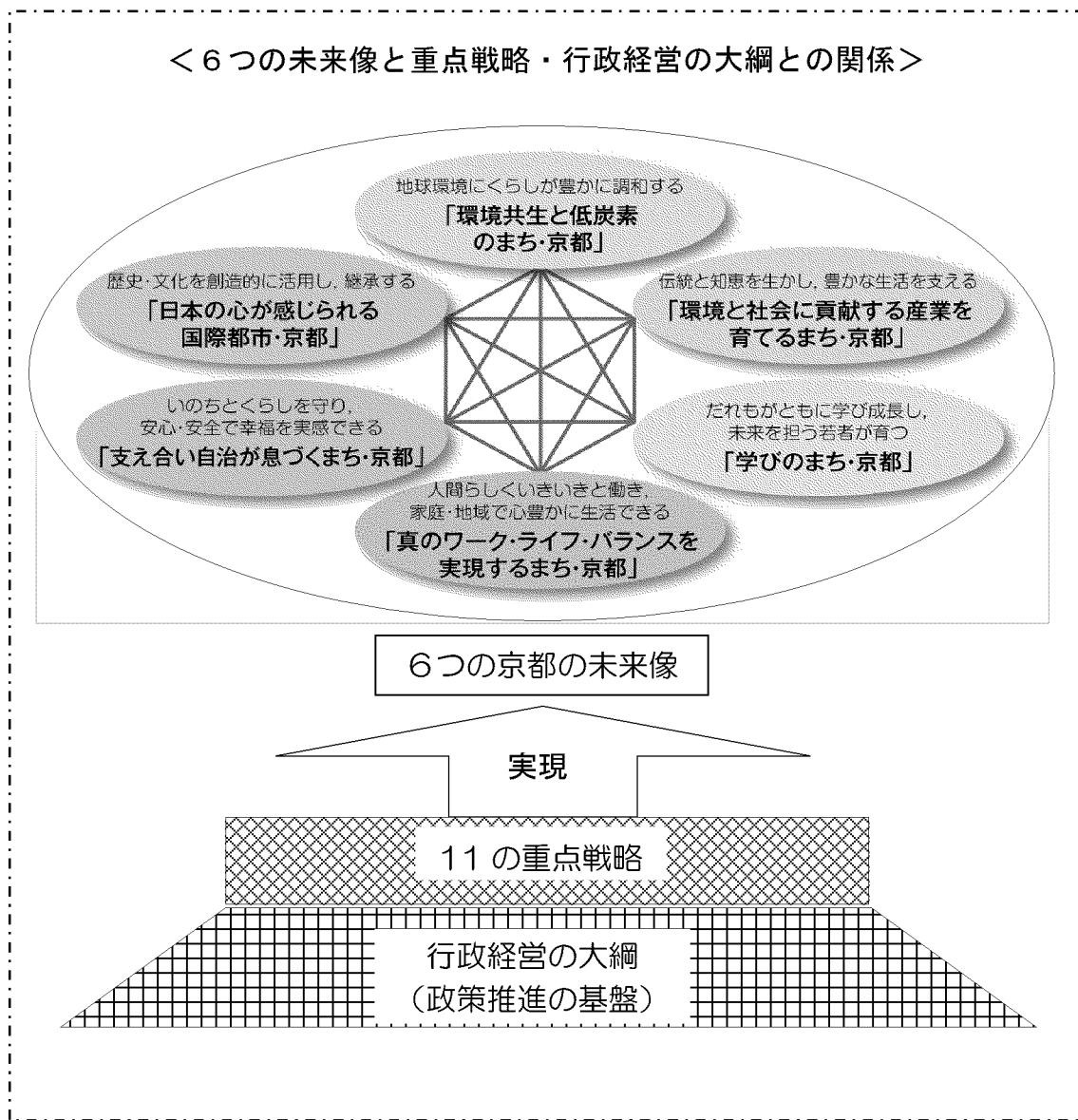
| | |
|---|----|
| I 「はばたけ未来へ！ 京プラン」後期実施計画について | 1 |
| II 後期実施計画策定に当たっての考え方 | 5 |
| III 持続可能かつ機動的な財政運営の確立に向けた取組目標 | 8 |
| IV 政策編 －「重点戦略」の推進－ | 15 |
| 重点戦略 市民ぐるみで、くらしやまちの変化を実現する 「低炭素・循環型まちづくり戦略」 | 17 |
| 重点戦略 ひとと公共交通を優先する「歩いて楽しいまち・京都戦略」 | 21 |
| 重点戦略 歴史都市の品格と魅力が国内外のひとびとを魅了する 「歴史・文化都市創生戦略」 | 25 |
| 重点戦略 魅力ある地域資源と既存の都市インフラを生かす 「個性と活力あふれるまちづくり戦略」 | 29 |
| 重点戦略 世界が共感する「旅の本質を追求する観光戦略」 | 33 |
| 重点戦略 京都の知恵や価値観を生かした「新産業創造戦略」 | 37 |
| 重点戦略 夢と希望がもてる「未来の担い手育成戦略」 | 42 |
| 重点戦略 子どもと親と地域の笑顔があふれる 「子どもを共に育む戦略」 | 46 |
| 重点戦略 仕事と家庭、社会貢献が調和できる 「真のワーク・ライフ・バランス戦略」 | 51 |
| 重点戦略 だれもが参加したくなる「地域コミュニティ活性化戦略」 | 55 |
| 重点戦略 安心・安全と生きがいを実感できる 「いのちとくらしを守る戦略」 | 59 |
| V 改革編 －「行政経営の大綱」の推進－ | 65 |
| 基本方針1 参加と協働による市政とまちづくりの推進 | 66 |
| 基本方針2 情報の公開・共有と行政評価の推進 | 72 |
| 基本方針3 持続可能な行財政の確立 | 76 |
| 基本方針4 一層信頼される市役所づくりに向けた 組織の改革と人材の育成 | 97 |

I 「はばたけ未来へ！ 京プラン」後期実施計画について

1 「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」について

本市では、平成 11 年 12 月に策定した「京都市基本構想」を具体化する第 2 期の基本計画として、平成 22 年 12 月に市会の議決を得て、平成 23 年度から 10 年間の都市経営の基本となる「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」（以下、「京プラン」という。）を策定しました。

策定に当たっては、徹底した市民参加の下、丹念で深い議論を重ね、10 年後に目指すべき京都の姿として 6 つの「京都の未来像」、そして未来像を実現するために特に優先的に取り組むべき 11 の「重点戦略」、更には、政策推進の基盤となる行政経営の方針である「行政経営の大綱」を練り上げ、掲げました。



2 後期実施計画の位置付け

本実施計画は、京プランに掲げる「京都の未来像」の実現に向けて、重点戦略及び行政経営の大綱を一層推進するため、京プランの計画期間後半期に取り組む具体的な事業等を示すものです。

平成24年3月に策定した「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画（以下、「前期実施計画」という。）の後継計画に位置付けています。



3 計画期間

京プランの計画期間の後半に当たる平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度までの 5 年間を計画期間とします。

＜基本構想、基本計画、実施計画の計画期間＞

| | | | | | | | | | | | |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------|
| 平成 13～ | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | ～37 年 |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------|

京都市基本構想 〈平成 13～37 年〉

はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）

〈平成 23～32 年度〉

前期実施計画

〈平成 24～27 年度〉

後期実施計画

〈平成 28～32 年度〉

4 後期実施計画の構成

I 「はばたけ未来へ！ 京プラン」後期実施計画について

計画の位置付けや計画期間など、計画のあらましを記載しています。

II 後期実施計画策定に当たっての考え方

前期実施計画の総括及び京プランの更なる推進に向けての課題と基本的な考え方を記載しています。

III 持続可能かつ機動的な財政運営の確立に向けた取組目標

本市財政の現状と今後の展望、本計画期間中のめざすべき姿、毎年度の予算編成における目標及び中期財政見通し等を記載しています。

IV 政策編 －「重点戦略」の推進－

11 の重点戦略ごとに、具体的な事業を掲げています。

V 改革編 －「行政経営の大綱」の推進－

行政経営の大綱に掲げる 4 つの基本方針ごとに、具体的な取組を掲げています。

5 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略との関係

後期実施計画には、平成26年度に設置し、審議を行った第三者機関「京都市基本計画点検委員会」から、「人口減少社会への対応」等を大きな視点として示された答申を踏まえつつ、京プランに掲げる「京都の未来像」の実現に向けた、「市政全般の幅広い分野にわたる施策・事業」を掲げています。

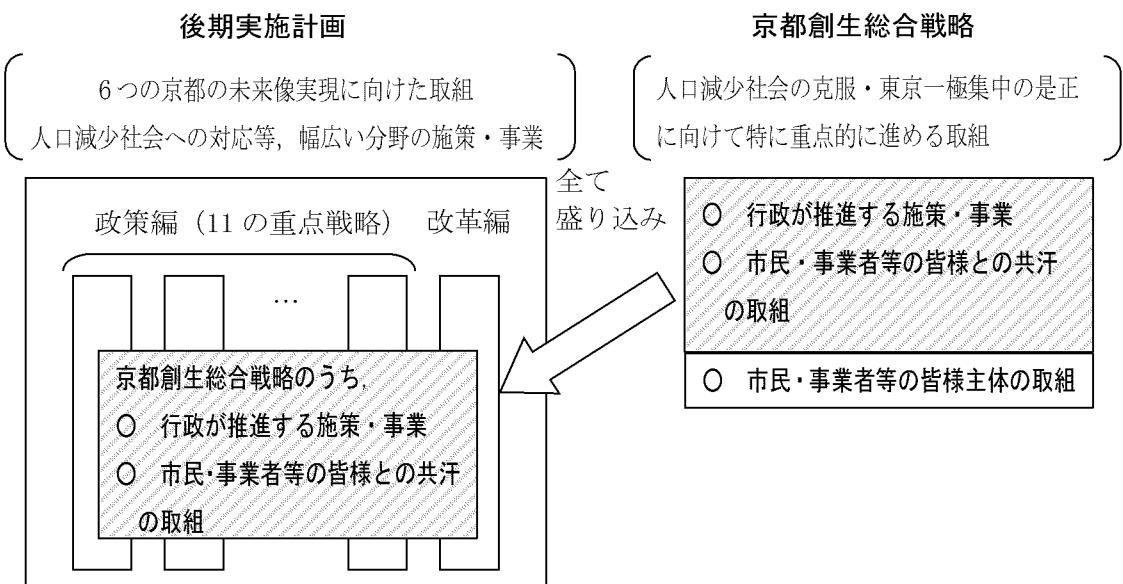
一方、平成27年9月に、京都市版地方創生の指針として策定した「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略（以下、「京都創生総合戦略」という。）には、「人口減少社会の克服・東京一極集中の是正」のために「特に先導的・重点的に取り組む施策・事業」、及び市民取組提案募集にいただいた「市民・事業者等の皆様主体の取組」を掲げました。

このように、後期実施計画と京都創生総合戦略は、「人口減少社会への対応」という課題に関して相互に密接につながり、重なり合う関係にあり、後期実施計画には、下記イメージ図のとおり京都創生総合戦略のうち「行政が推進する施策・事業」、「市民・事業者等の皆様との共済の取組」を全て盛り込んでいます。

また、「京都創生・お宝バンク」の仕組み^{*}を更に発展させ、募集する提案を、人口減少の克服を目指す取組だけでなく、まちづくり全般に拡大する「“みんなごと”のまちづくり推進事業（仮称）」として後期実施計画に盛り込んでいます。この仕組みを、多くの市民・事業者等の皆様に積極的に活用いただくことを通じて、市民と行政が、京都のまちの様々な課題を「ひとごと」ではなく、「自分ごと」、「みんなごと」としてとらえて協働するまちづくりを進めます。

※ 人口減少の克服を目指す取組提案を市民、地域、企業等から登録し、ホームページで公開して、提案の実現につながる情報や協力の申出を広く募集。また、お宝バンクに登録した取組提案者と、行政や企業、NPO、大学等との連携をコーディネートする。

<後期実施計画と京都創生総合戦略との関係イメージ>



II 後期実施計画策定に当たっての考え方

1 前期実施計画の進捗について

京プランを具体化する前期実施計画には、6つの「京都の未来像」の実現に向けて特に優先的に取り組むべき11の「重点戦略」と、政策推進の基盤となる行政経営の大綱を推進するための具体的な取組として、政策編に262事業、改革編に136項目を掲げ、市民の皆様との共汗により、全力を挙げて推進してきました。

とりわけ、総人件費の削減や徹底した事務事業の効率化など行財政改革を断行し、福祉や教育、市民生活の安心安全を守り、中小企業・地場産業をしっかりと支えるとともに、未来の京都への先行投資も積極的に行ってきました。

その結果、厳しい財政状況の中であっても、政策の推進と行財政改革を両立し、ほぼ全て(99%)の取組項目を実行に移すことができており、計画に掲げた数値目標も、その多くが達成済み又は達成に近づきつつあります。

主な数値目標の進捗状況

①保育所待機児童数

目標：ゼロ達成 実績：2年連続実現（平成26年4月、27年4月）

②ごみの市受入量

目標：平成27年度45万トン 実績：平成26年度46.1万トン

③京都府の完全失業率

目標：平成27年4.5% 実績：平成26年3.5%

④自治会等加入率

目標：平成27年度77% 実績：平成26年度 69.8%

⑤「真のワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っているひとの割合

目標：平成27年度50% 実績：平成26年度11%

※「ワーク・ライフ・バランス」を知っているひとの割合 平成26年度32%

⑥特別の財源対策

目標：概ね100億円に抑制 実績：決算ベースで目標の半分以下に抑制

⑦実質市債残高（臨時財政対策債を除く残高）の縮減

目標：平成27年度末までに平成22年度末から1,000億円以上縮減

実績：平成26年度末までに1,457億円縮減

⑧職員数の削減

目標：平成24年度から27年度までの4年間で700人程度削減

実績：平成27年度当初までに857人削減

2 京都市基本計画点検委員会からの提言について

平成 26 年度に設置した第三者機関「京都市基本計画点検委員会」において京プランの進捗状況を点検いただいた結果、前期実施計画に基づく取組を、市民・事業者等の皆様と力を合わせて進めてきたことにより、「基本計画は全体として順調に進捗し、「京都の未来像」が具現化しあげている。」と評価いただいている。

一方で、更なる経済の活性化、防災・減災対策の強化、人口減少社会の克服など、京プランの更なる推進に向けて今後取組を強化していくべき課題についても、提言をいただきました。

京都市基本計画点検委員会 点検結果報告書（要約）

市民・事業者等と力を合わせて進めてきたことにより、基本計画は全体として順調に進捗し、「京都の未来像」が具現化しあげている。

しかしながら、基本計画の策定後に生じた社会経済情勢の変化～人口減少、経済・雇用、防災・減災等の問題は更なる対策が求められる終わりなき課題であり、引き続き基本計画の進捗を図っていくためには、こうした課題に対して、市民・事業者等と危機感を共有したうえで、「次なる一手」となる、より効果的な政策が求められる。

【経済の活性化】

京都経済は回復基調が続いているが、中小企業など隅々にまで浸透しておらず、多くの市民が実感できるまでには至っていない。

今後、経済の活性化をまちの隅々にまで行き渡らせ、中小企業の活性化につなげ、市民所得の向上や税収増につながっていくよう更に取組を進めることが重要である。

【防災・減災対策】

南海トラフ地震等の切迫に加えて、近年、台風や局地化・激甚化する降雨に伴う水害、土砂災害など、未曾有の災害の危機に対応できるよう、ソフト面とハード面の両面から総合的な対策を一層強化することが求められている。

【人口減少】

人口減少は、経済成長の低迷や労働力人口の減少、社会保障制度を支える現役世代の負担増、地域活動の担い手不足等、様々なかたちで社会に大きな影響を及ぼす深刻な問題である。

これまで、基本計画に基づく取組等により人口減少を最小限に食い止めてきたことは一定の成果だが、合計特殊出生率は全国平均を大きく下回る低い水準にあり、中長期的には厳しい状況にある。

今後、人口減少問題にどのように対応していくのか、基本計画の更なる推進を図るうえで、より重要なテーマになる。

3 京プランの更なる推進に向けた後期実施計画策定の考え方

後期実施計画の策定に当たっては、

(1) 前期実施計画に引き続き、

- ① 市民や事業者等の参加と協働による「共済」
- ② 行政の縦割りを徹底して排除する政策の「融合」
- ③ 政策の推進と行財政改革を車の両輪として「両立」

の視点を重視しました。

(2) また、京都市基本計画点検委員会の提言をしっかりと反映しています。特に、

- ① 市民や事業者等に豊かさを実感いただくための京都経済の更なる活性化
- ② 未曾有の災害に対応する防災・減災対策
- ③ 京都創生総合戦略との連携による人口減少社会の克服と東京一極集中の是正

を重要かつ横断的な視点に据え、政策編及び改革編に掲げる具体的な取組を検討しました。

(3) さらには、二重行政の解消と新たな二重行政を生じさせない観点、効果的かつ効率的な行政を推進する観点で、京都府との企画構想段階も含めたより一層の政策の融合を進めています。

(4) そして、市民の皆様に、安心と豊かさを、確かな実感としてより深く感じていただくとともに、未来に責任を持つ市政をオール京都で進めるための取組を掲げた「市民のみなさまとの『安心・豊かさ実感』133のお約束」をすべて盛り込み、京都経済の活性化や人口減少、東京一極集中など、なお山積する課題克服への道筋をより確かなものとし、「京都の未来像」を描いた京プランの一層の取組強化を図ります。

III 持続可能かつ機動的な財政運営の確立に向けた取組目標

1 本市財政の現状と今後の展望

(1) 本市財政の現状

本市財政は、政令指定都市の中では、市民1人当たりの市税収入が少なく財政基盤がぜい弱なうえ、地方交付税・臨時財政対策債が大幅に削減され、一般財源収入がピーク時から大幅に減少し、回復しない状況が続いています。

その一方で、社会福祉関連経費は高齢化等の進展と全国トップレベルの福祉、子育て支援等の維持・充実により、大幅に増加し、徹底した行財政改革を断行したうえでも、なお、公債償還基金の取崩しなどの特別の財源対策※に依存せざるを得ない極めて厳しい状況が続いています。

※ 特別の財源対策

市税や地方交付税、国庫支出金などの通常の歳入だけでは必要な歳出を賄えない場合に活用する財源。本市では、次の二つを活用してきました。

① 行政改革推進債の発行

行政改革推進債とは、行政改革の取組により将来の財政負担が軽減される額で返済可能な範囲で、通常の市債に上乗せて発行できる特別の市債です。特別の財源対策としての行政改革推進債の発行とは、たとえば、事業費の75%の発行が認められている通常の市債に上乗せて、残り25%について行政改革推進債を発行することを言います。

② 公債償還基金の取崩し

将来必要となる市債の償還のために、毎年計画的に公債償還基金への積立てを行っています。特別の財源対策としての公債償還基金の取崩しとは、この基金の一部を取り崩して、一般会計に繰り入れることを言います。

本市においては、これまでの予算で計上した取崩額を決算で可能な限り圧縮するとともに、計画的な積立ても行っており、将来の償還に支障は出ていませんが、これが積み上がってくることは将来の財政運営に大きな影響を及ぼすため、早期脱却が必要です。

(2) 今後の展望

今後についても、社会福祉関連経費の増加傾向が続くことは必至なうえ、投資的経費については、南部クリーンセンターや市庁舎をはじめとした公共施設の老朽化が進行し、これ以上の先送りが不可能な大規模改修や建替えの時期が集中する見込みとなっています。

加えて、東京オリンピック・パラリンピック（32年度）や関西ワールドマスターズゲームズ2021（33年度）開催など国際的競技大会の決定や、国立京都国際会館多目的ホールの建設（30年度供用開始予定）など、国内外から入洛者が更に増加する絶好の機会に際し、都市の魅力を高め、京都の発展につなげるための先行投資を集中的に実施する必要性が高まっています。

特別の財源対策はいつまでも続けられるものではなく、厳しい財政状況の中にあっても、将来にわたり福祉、子育て支援、教育や防災・老朽化対策、未来の京都への先行投資を推進するためには、行財政改革を更に推進し、特別の財源対策に頼らなくとも必要な財源を賄える、持続可能な財政運営を確立することが欠かせません。

2 本計画期間中のめざすべき姿

特別の財源対策、とりわけ公債償還基金の取崩しに依存しない、景気の変動にも耐え得る安定した財政構造を確立するとともに、将来世代の負担も抑制し、少子高齢化時代にふさわしい持続可能かつ機動的な財政運営へと進化を遂げることをめざします。具体的には、次の2点をめざすべき姿とします。

① 特別の財源対策からの脱却

持続可能かつ機動的な財政運営の確立のため、市民の経済力を高めることにより、本市の財政力を高めるという視点を重視して、都市の成長戦略を更に強力に推進し、あわせて国における社会保障と税の一体改革などにより、地方交付税等も含めた一般財源収入の増加を図ります。

同時に、人件費の削減や事業見直し等の歳出の構造改革を加速することにより、特別の財源対策の活用額を、平成28年度以降も前期実施計画の目標である概ね100億円／年に抑え、平成32年度には脱却をめざします。

② 市債残高の縮減

平成32年度の生産年齢人口1人当たり実質市債残高※を、京プラン前の水準から増加させないよう、生産年齢人口の減少見込みに合わせて、実質市債残高を縮減します。

※ 実質市債残高

国が返済に責任をもつ臨時財政対策債を除いた、本市が実質的に返済に責任を負う市債残高

3 毎年度の予算編成における目標（財政運営の目標）及び中期財政収支見通し

財政構造改革を着実に推進し、前述の「財政健全化のめざすべき姿」を実現するため、下記のとおり、歳入歳出の主要な4分野ごとに、平成32年度までの今後5年間の予算編成における目標（財政運営の目標）を設定します。

○ <給与費> 総人件費の削減

- ア 一般会計等の部門においては、新たな部門別定員管理計画を策定し、必要な部署には必要な人員を配置する一方、業務の効率化や「民間にできることは民間に」を基本とした委託化・民営化などの適切な役割分担による業務の見直しにより、職員数の更なる適正化を進めます。これにより職員数を800人以上削減するなど、一般会計人件費を170億円以上削減します。
- イ 公営企業部門においても、経営健全化をさらに推進し、職員数の削減等により、人件費抑制を着実に推進します。

○ <投資的経費> 実質市債残高の縮減

投資的経費については、防災・老朽化対策や未来の京都のための先行投資などに多額の財政負担が見込まれる中、事業実施の優先順位付けや事業費・規模の精査による財政負担の圧縮・平準化に最大限努め、必要な事業を着実に進めつつ、その総額を的確にコントロールします。

これにより、生産年齢人口1人当たり実質市債残高を京プラン前の水準である平成22年度末から増加させないよう、

- ア 一般会計の実質市債残高を、平成22年度末(9,817億円)から900億円(9%)以上縮減します。

あわせて、市債発行に当たっては、より低コストでの資金調達に努めます。

- イ 他の特別会計、公営企業会計においても、投資規模と市債発行額を的確にコントロールし、全会計の実質市債残高を平成22年度末(1兆9,427億円)から1,800億円(9%)以上縮減します。

○ <消費的経費> 事業見直し等による財源確保

福祉、子育て支援、教育や防災・老朽化対策、未来の京都への先行投資をしっかりと推進しつつ、社会福祉関連経費、公営企業への繰出金などを含む消費的経費のすべての予算について、改革を徹底し、毎年40億円の財源を捻出します。(ただし、毎年収支見通しを更新して必要な見直し額を再算定します。)

○ <歳入> 資産有効活用等による財源確保

施設の統廃合等に伴い生みだされた土地等の売却や貸付などを、引き続き進めるとともに、ネーミングライツや寄附など幅広く保有資産の有効活用を図り、本計画期間中、20~30億円/年を確保します。

現在の施策・制度が継続される前提で試算した現時点での中期財政収支見通しは次のページのとおりですが、中期財政収支見通しについては、毎年の予算編成にあわせて更新することとしています。

今後、上述の目標を着実に達成することはもとより、市税をはじめとする更なる財源確保や投資的経費の精査など歳入・歳出全般にわたる取組を加速させることにより、各年度の特別の財源対策を目標の概ね100億円程度までに抑えるとともに、平成32年度の13億円の特別の財源対策からも脱却することをめざします。

中期財政収支見通し（平成28～32年度）

現時点での見通しであり、今後、次の取組を一体的に推進し、32年度の特別の財源対策からの脱却をめざす。

- ①市民の経済力を高めることにより、本市の税収増を図るという視点を重視した、都市の成長戦略の更なる推進
- ②地方交付税の必要額確保などの国への要望
- ③人件費の削減や事業見直し等の歳出構造改革の着実な推進

歳入

(単位:億円)

| 項目 | 28年度予算 | 29年度推計 | 30年度推計 | 31年度推計 | 32年度推計 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市税 | 2,538 | 2,574 | 2,612 | 2,648 | 2,684 |
| 地方交付税・臨時財政対策債 | 894 | 874 | 815 | 802 | 790 |
| 地方譲与税・府税交付金その他 | 445 | 473 | 530 | 537 | 544 |
| 小計(一般財源総額) | 3,877 | 3,921 | 3,957 | 3,987 | 4,018 |
| 国・府支出金 | 1,762 | 1,798 | 1,797 | 1,825 | 1,835 |
| 市債(臨時財政対策債除く) | 485 | 496 | 485 | 407 | 399 |
| 投資的経費(社会資本の整備など)への充当分 | 314 | 338 | 336 | 320 | 320 |
| 退職手当債 | 50 | 39 | 55 | 53 | 44 |
| 高速鉄道出資債等 | 95 | 108 | 82 | 23 | 24 |
| その他 | 1,059 | 1,038 | 1,046 | 1,041 | 1,048 |
| 歳入総額(ア) | 7,184 | 7,253 | 7,284 | 7,260 | 7,300 |

歳出

(単位:億円)

| 項目 | 28年度予算 | 29年度推計 | 30年度推計 | 31年度推計 | 32年度推計 |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人件費 | 1,106 | 1,112 | 1,137 | 1,142 | 1,141 |
| 退職手当以外(給料、期末勤勉手当、共済費など) | 1,000 | 1,018 | 1,026 | 1,034 | 1,042 |
| 退職手当 | 105 | 94 | 110 | 108 | 99 |
| 扶助費 | 2,003 | 2,045 | 2,076 | 2,096 | 2,114 |
| 生活保護 | 763 | 763 | 760 | 757 | 755 |
| 障害者総合支援 | 375 | 390 | 411 | 422 | 431 |
| 保育所運営費等 | 413 | 439 | 448 | 458 | 467 |
| 児童手当 | 206 | 206 | 206 | 206 | 206 |
| 子ども医療費、老人医療費など | 245 | 248 | 250 | 253 | 255 |
| 公債費 | 841 | 861 | 893 | 912 | 917 |
| 投資的経費 | 680 | 740 | 720 | 700 | 700 |
| 他会計繰出金等 | 948 | 965 | 968 | 912 | 932 |
| 国民健康保険事業 | 169 | 170 | 171 | 172 | 173 |
| 介護保険事業 | 196 | 208 | 216 | 222 | 229 |
| 後期高齢者医療(保険基盤安定繰出金等) | 36 | 38 | 40 | 42 | 44 |
| 公共下水道事業 | 228 | 236 | 239 | 241 | 243 |
| 高速鉄道事業(地下鉄) | 132 | 132 | 133 | 74 | 82 |
| 自動車運送事業(バス) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 土地取得 | 37 | 37 | 37 | 37 | 33 |
| その他 | 1,700 | 1,759 | 1,770 | 1,790 | 1,792 |
| 後期高齢者医療(療養給付費) | 145 | 150 | 155 | 160 | 165 |
| 中小企業金融対策等預託金 | 526 | 526 | 526 | 526 | 526 |
| 施設運営費、内部管理経費等 | 1,016 | 1,066 | 1,068 | 1,080 | 1,073 |
| 歳出総額(イ) | 7,277 | 7,483 | 7,565 | 7,552 | 7,597 |
| 歳入－歳出(ア) | △93 | △230 | △281 | △292 | △297 |

(予算編成における目標の効果額)

| | | | | | |
|----------------|------|-----|-----|-----|-----|
| 人件費の削減 | (10) | 21 | 37 | 49 | 64 |
| 事業の見直し等による財源確保 | (41) | 80 | 120 | 160 | 200 |
| 資産有効活用等による財源確保 | (30) | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 合計(ウ) | (81) | 121 | 177 | 229 | 284 |

| | | | | | |
|-------------------------|-----|------|------|-----|-----|
| 特別の財源対策 (ア) - (イ) + (ウ) | △93 | △109 | △104 | △63 | △13 |
|-------------------------|-----|------|------|-----|-----|

| | | | | | |
|------------|----|----|----|----|----|
| 公債償還基金の取崩し | 50 | 62 | 58 | 19 | 0 |
| 行政改革推進債の活用 | 43 | 47 | 46 | 44 | 13 |

※ 平成28年度は、(予算編成における目標の効果額)を含めた歳入－歳出となっている。

参考 中期財政収支見通し（28～32年度）の各項目の算定

【歳入】

<一般財源>

◇ 市税、府税交付金等

国の「中長期の経済財政に関する試算（平成28年1月）」における経済成長率（ベースラインケース 名目成長率1.5%）を基に、税制改正、固定資産税評価替えの影響等も踏まえて見込む。地方消費税交付金（府税交付金）については、平成29年4月からの税率の引上げ（消費税8%→10%うち地方消費税1.7%→2.2%）の影響を踏まえて見込む。

◇ 地方交付税及び臨時財政対策債

国の方針財政対策の内容や平成27年度の交付決定額等を基に、基準財政需要額については、これまでの減少傾向も踏まえながら、臨時財政対策債の元利償還額及び社会福祉関連経費の自然増が加算されるものとして見込む。

<特定財源>

◇ 国・府支出金

社会福祉関連経費、投資的経費充当分について歳出の増減に連動して、国の動向等も踏まえて見込む。

◇ 市債

退職手当債 退職手当に連動して見込む。

高速鉄道出資債 高速鉄道事業の経営健全化計画等を基に見込む。

投資的経費充当分 歳出の投資的経費を基に見込む。

◇ その他

保育料等について、歳出に連動して見込む。

【歳出】

◇ 人件費

退職手当 現時点での定年退職者数等を基に見込む。

退職手当を除く給与費 給与改定を勘案して見込む。

※ 府費負担教職員の権限委譲（平成29年度）については、影響が不明のため、見込んでいない。

◇ 扶助費

生活保護費、障害者総合支援費、保育所運営費等について、過去の伸び率や平成27年度の状況等を基に、物価上昇も勘案して見込む。

※ 平成29年4月の消費税率引上げ（8%→10%）に伴う社会保障の充実については、影響が不明のため、見込んでいない。

◇ 公債費

既借入分：償還計画を基に見込む。

新規借入分：元金については、5年据置き、25年均等償還等で見込む。ただし、臨時財政対策債については、3年据置き、27年均等償還で見込む。

利子については、平成30年度までに発行するものについては年利1.0%，平成31～32年度に発行するものについては金利上昇の可能性を加味して年利1.5%で見込む。

◇ 投資的経費

前期実施計画期間中の投資的経費の見込み580億円に消費税率の引上げを加味した額を基に、クリーンセンターの整備費を上乗せして見込む。

◇ 繰出金

公共下水道事業 上下水道事業中期経営プラン等を基に、物価上昇も勘案して見込む。

高速鉄道事業 経営健全化計画等を基に、物価上昇も勘案して見込む。

自動車運送事業 総務省が示す現行の地方公営企業への繰出基準を基に、物価上昇も勘案して見込む。

その他、国民健康保険、介護保険などについて、過去の伸び率や高齢者人口の増加見込等を基に、物価上昇も勘案して見込む。

※ 国民健康保険の京都府への運営移管（平成30年度）については、影響が不明のため、見込んでいない。

◇ その他

物価上昇を勘案して見込む。

消費税率の引上げ（8%→10%）に係る社会保障の充実以外の歳出の増（調達コストの増等）については、見込んでいる。

4 財政運営上の留意点

(1) 予算編成に当たっては、引き続き、縦割りでなく、全市的な観点から、政策判断を一層重視することとします。また、市民との「共汗」で、京都のもつ「地域力」、「文化力」、「人間力」を引き出すことに留意するとともに、本市政策の「融合」により相乗効果、波及効果、経費節減効果を發揮します。

(2) この計画がめざす「特別の財源対策からの脱却」のためには、歳出構造改革の取組と併せて、市税収入の増と国における社会保障と税の一体改革などによる、地方交付税等も含めた一般財源収入の増加が前提となっています。

毎年度の予算編成に合わせて中期財政収支見通しを改定していくこととしていますが、今後、一般財源収入が中期財政収支見通しから大きく減少したり、地方財政制度の変更や必要不可欠な事業の進ちょく等により財源不足が大きく拡大するような局面においては、特別の財源対策から可能な限り早期に脱却することを基本としつつ、市民生活の安心・安全や都市機能の維持発展に与える影響も考慮のうえ、事業見直し等による財源確保額の更なる上積みや特別の財源対策の弾力的な運用を検討します。

(3) 財政健全化の取組は、市民の皆様と財政情報を共有し、理解と参加の下、進める必要があるため、引き続き、「行政コストの見える化」^{*}を進めるなど、正確かつよりわかりやすい財政情報を発信していきます。

※ これまで、市バス停留所への営業係数の掲示や施設における運営コストと使用料や税の負担割合等の掲出を実施

(4) 行政評価制度も活用しながら、最少の経費で最大の効果を挙げることをめざし、さらなる事業見直しを推進します。

IV 政策編 ー「重点戦略」の推進ー

1 検討の視点

政策編に掲載する事業については、次の視点を重視して検討しました。

- ① 政策効果の観点からの優先度
- ② 市民所得の向上、税収増につなげる経済の活性化の視点
- ③ 未曾有の災害に対応する防災・減災の視点
- ④ 人口減少社会の克服と東京一極集中の是正の視点
- ⑤ 「京都らしさ、独自性」といった京都の都市特性や強みを生かす視点
- ⑥ 行政だけでなく、市民や企業等の参加と協働による「共汗」の視点
- ⑦ 効率的・効果的な政策を実現する複数の行政分野の「融合」の視点

2 政策編の構成

政策編は、11の重点戦略ごとに、次の構成としています。

① 京プランに掲げた基本的な考え方

京プランに掲げた重点戦略の「基本的な考え方」を記載しています。

② 京プラン後半期における取組の方向性

これまでの取組成果や課題、社会経済状況の変化等を踏まえた京プラン後半期の取組の方向性を記載しています。

③ 主な共汗指標

重点戦略の達成度をはかるための数値目標を掲げています。

④ 重点プロジェクト

重点戦略の具体的な推進事業の中から、特に重点的に取り組んでいく事業を掲げています。

⑤ 柱立てと具体的な推進事業

重点戦略を推進する柱立ての下に具体的な事業を掲げています。

3 掲載事業数 307 事業 経費推計の総額 約 5,000 億円

※ 経費は現時点での見込みであり、今後、「最少の経費で最大の効果」を基本に毎年度の予算編成において精査していきます。

11の重点戦略

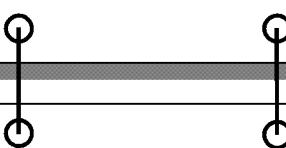
- ・市民ぐるみで、くらしやまちの変化を実現する「低炭素・循環型まちづくり戦略」
- ・ひとと公共交通を優先する「歩いて楽しいまち・京都戦略」
- ・歴史都市の品格と魅力が国内外のひとびとを魅了する「歴史・文化都市創生戦略」
- ・魅力ある地域資源と既存の都市インフラを生かす「個性と活力あふれるまちづくり戦略」
- ・世界が共感する「旅の本質を追求する観光戦略」
- ・京都の知恵や価値観を生かした「新産業創造戦略」
- ・夢と希望がもてる「未来の担い手育成戦略」
- ・子どもと親と地域の笑顔があふれる「子どもを共に育む戦略」
- ・仕事と家庭、社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス戦略」
- ・だれもが参加したくなる「地域コミュニティ活性化戦略」
- ・安心・安全と生きがいを実感できる「いのちとくらしを守る戦略」

**重点 市民ぐるみで、くらしやまちの変化を実現する
戦略 「低炭素・循環型まちづくり戦略」**

— 京プランに掲げた「基本的な考え方」 —

資源・エネルギー多消費型から、低炭素・循環型の都市のあり方とくらし方へ転換し、温室効果ガスの大幅な排出削減を図る。

そのために、既存ストックの有効活用と低炭素と整合する望ましいストックの形成、公共交通を有効利用した歩いてくらせるコンパクトな都市づくり、緑と自然の育成と活用、再生可能エネルギーの拡大やリデュース（ごみの発生抑制）とリユース（資源の再使用）の推進によるごみの減量、伝統技術と先端の科学技術、歴史と文化を融合させた低炭素時代のものづくり産業の創出など、世界を牽引する取組を進める。



— 京プラン後半期における取組の方向性 —

原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会の構築に向けては、業務部門（事務所等）や家庭部門などのエネルギー消費量の削減や家庭・地域などにおける再生可能エネルギーの更なる普及拡大が必要不可欠である。また、ごみ処理には巨額の経費を要していることや、ごみ量は減り続けているものの、ここ数年間はごみの減量がわずかな量にとどまっている。こうした中、次の世代のことを考え、本市唯一の埋立処分地を将来にわたり長く使用し、3工場あるクリーンセンターが大規模改修時の2工場体制でもごみを処理できるようにするためにも、より一層、環境負荷の低減を図り、ごみの減量を加速させる必要がある。

そのため、これまで以上に徹底した省エネの推進と再生可能エネルギーの普及拡大や、2R（リデュースとリユース）と分別・リサイクルの実践によるピーク時からのごみ半減^{*1}など、市民、事業者とともに低炭素・循環型まちづくりの推進を一層図っていく。同時に、地球温暖化による避けられない影響への対応を図る「適応策^{*2}」についても検討を進める。

主な共汎指標

① エネルギー消費量削減率(平成22年度比)

— (22年度) ⇒ 9.5% (25年度) ⇒ **目標** 15% (32年度)

② 再生可能エネルギー導入量

530TJ^{*3} (22年度) ⇒ 770TJ (26年度) ⇒ **目標** 1,690TJ (32年度)

(1,690TJは市内の家庭の年間消費電力量に換算すると、約12万世帯分に相当する。)

③ ごみの市受入量<ごみ焼却量>

82万トン(12年度) ⇒ 46.1万トン(26年度) ⇒ **目標** 39万トン(32年度)
<76万トン> <43.5万トン> <35万トン>

重点プロジェクト

1 市民の自主的な分別・リサイクルを促進する仕組みの拡充・強化

資源化可能な紙ごみ、古着などのコミュニティ回収や、せん定枝等の分別排出機会の拡大など、市民の自主的な分別・リサイクルを促進する仕組みの拡充・強化を図る。

2 ピーク時からの食品ロス^{*4}半減に向けた2Rの推進

生ごみ3キリ運動^{*5}の更なる推進や食べ残しぜロ推進店舗認定制度の普及拡大など、ピーク時（平成12年度9.6万トン）からの食品ロス半減に向けた2Rを推進する。

3 京都ならではの新築住宅の省エネ化の推進 新規

日々の暮らし方の工夫による省エネを推進するとともに、土塗壁や木製建具などが使用された京都の気候及び風土に応じた住まいの省エネ基準を設定するなど、新築住宅の省エネ化に取り組む。

4 水素社会の構築などエネルギー関連新技術等の開発促進

環境先進都市として先駆的な役割を果たすため、製造過程において太陽光エネルギーから水素を製造することで二酸化炭素を排出しない「CO₂フリー」の水素ステーションの導入をはじめ、燃料電池自動車（FCV）によるカーシェアリングや家庭用燃料電池システム（エネファーム）の設置助成、水素関連技術の開発支援などに取り組み、「水素エネルギー」の普及拡大を図るとともに、熱発電チューブ^{*6}などのエネルギー関連新技術等の開発を産学と連携して促進する。

戦略を推進する4つの柱

柱1 低炭素・循環型社会の実現に向けたライフスタイルの転換

- ① 京都議定書からパリ協定につながった地球温暖化対策の都市間連携等を通じた国際的な推進
- ② ライフステージに応じた系統的・統合的な環境教育基本指針の策定・推進 新規
- ③ 「DO YOU KYOTO?」の推進を通じた環境にやさしいライフスタイルへの転換
- ④ 環境にやさしい取組を主体的に推進するエコ学区活動の充実
- ⑤ 京エコロジーセンターの環境活動拠点（海外との交流、大学生の環境活動支援）としての機能向上

柱2 環境にやさしい都市づくり

- ① エネルギーマネジメントシステム等を活用した市民、事業者による省エネ対策の推進
- ② 岡崎地域公共施設間エネルギーネットワーク形成実証事業の推進

- ③ 低炭素社会の実現に向けた公共建築物への再生可能エネルギーの率先導入
- ④ 良好的な景観を創出し、低炭素社会を実現する京都型環境配慮住宅「平成の京町家」の更なる普及促進
- ⑤ 祇園祭のチマキザサなど京都の祭りや文化を支えてきた生物の保全をはじめ、市民や事業者など多様な主体の参画による生物多様性保全の推進
- ⑥ 緑視環境（ひとの目に見える緑）の充実による緑の満足度の向上
- ⑦ 市民の記念植樹奨励制度による花の名所づくりの推進
- ⑧ 環境保全や健康づくりなどを推進する公園・緑地の計画的な整備
- ⑨ 企業や大学と協働した魅力ある公園利活用の促進 新規

柱3 再生可能エネルギーの普及拡大、ごみ減量の推進

- ① 太陽光などの再生可能エネルギーの普及拡大
- ② バイオマス（生物由来の有機性資源）活用の推進
- ③ 下水汚泥から発生する消化ガスなど下水道資源の有効活用の推進 新規
- ④ レジ袋の削減、イベントのエコ化などの市民、事業者との協働による2Rの推進
- ⑤ 家庭ごみや事業ごみの徹底した分別によるリサイクルの推進
- ⑥ 市民に親しまれ、高い創エネ機能を備えた南部クリーンセンター第二工場（仮称）への建替えと環境学習施設の併設

柱4 低炭素・循環型社会を支える産業の創出・振興

- ① 市内産木材の土木構造物等への積極的な活用による環境にやさしい「地産地消」の取組の強化
—別掲・再掲事業—
- ② グリーン、ライフサイエンス、コンテンツなど京都が強みを持つ成長分野における新事業の創出<P38>
- ③ 建築用材や未利用間伐材など市内産木材の総合的な需要拡大<P40>

〈用語説明〉

※1 ピーク時からのごみ半減：

本市では、新・京都市ごみ半減プランにおいて、ごみ量をピーク時の平成12年度82万トンから、平成32年度には半分以下の39万トンに減らすことを目標として掲げている。

※2 適応策：

気候変動の影響による水害や熱中症などの被害の防止・軽減等のための施策

※3 TJ：

J(ジュール)はエネルギーの量を表す単位で、T(テラ)は10の12乗(1兆)を表す。

※4 食品ロス：

食べ残しや手付かず食品

※5 3キリ運動：

食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、ごみとして出す前に水を切る「水キリ」、これらの3つの「キリ」を推進する運動

※6 熱発電チューブ：

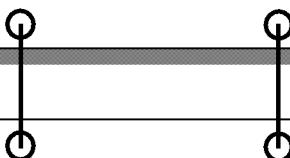
チューブ内に温水を流し、チューブ外に冷水を流すことで生じる温度差により発電するもの

**重点 ひとと公共交通を優先する
戦略 「歩いて楽しいまち・京都戦略」**

— 京プランに掲げた「基本的な考え方」 —

観光地や都心の交通渋滞を解消するとともに、市民や観光客による公共交通の利用増がさらなる利便性の向上を実現する好循環をつくり出すことで、過度なクルマ中心社会からの脱却を図り、低炭素型で、ひとと公共交通を優先する歩いて楽しいまち・京都をつくり上げる。

そのために、四条通や東大路通などにおける快適な歩行空間の確保や公共交通の優先化、モビリティ・マネジメント^{*1}を通じた歩いて樂しい暮らしを大切にするライフスタイル（くらし方、生き方）への転換、既存公共交通の再編強化などを推進する。



— 京プラン後半期における取組の方向性 —

歩いて楽しいまち・京都を実現するためには、交通手段のなかで自動車を利用する割合（自動車分担率）を更に縮減し、観光地や都心部等の渋滞解消につなげ、交通不便地の公共交通を維持・確保することにより、市民が実感できる「歩いてこそ京都」の魅力を更に高めることが重要となる。そのため、「歩くまち・京都」憲章の理念に基づき、更なる公共交通機関の利便性の向上や自動車の流入抑制、安心・安全で快適な歩行空間の創出などに取り組む。

また、環境にやさしく、子どもから年配の方まで利用できる自転車の重要性がますます高まる一方で、歩行者も安心して心地よく歩ける環境整備や自転車事故への対策が求められている。そのため、ルール・マナーの徹底や自転車向け保険加入の義務化、自転車利用環境の整備など、歩行者と自転車が共存できるまちづくりを推進する。

主な共汎指標

① 自動車分担率^{*2}

28% (12年度) ⇒ 24% (22年度) ⇒ **目標** 20% (32年度)

② 入洛時マイカー利用割合

28.9% (22年) ⇒ 9.9% (26年) ⇒ **目標** 8%台 (32年)

③ 京都市内の鉄道・バスの利用者数

5.4 億人 (23年度) ⇒ 5.7 億人 (25年度) ⇒ **目標** 6.4 億人 (32年度)

④ 地下鉄の1日当たりの旅客数

32.7 万人 (21年度) ⇒ 35.9 万人 (26年度)
⇒ **目標** 37.5 万人 (30年度増客目標の前倒し達成)

重点プロジェクト

1 公共交通機関の乗継利便性の向上

京都駅南口駅前広場整備事業、阪急電鉄及び京福電気鉄道の西院駅の再整備、ICカードの普及拡大など、公共交通機関の乗継利便性を向上させる。

2 安心・安全な歩行空間創出の推進

多くの市民・来訪者が利用する細街路における自動車交通を抑制した「歩いて楽しいまち」の整備、東大路通等での歩行環境の改善により、安心・安全で快適な歩行空間を創出する。

3 パークアンドライドの充実をはじめとした自動車流入抑制策の推進

通年型パークアンドライドの更なる充実、観光シーズン等の道路の混雑の激しい地域における交通規制のあり方やロードプライシング^{※3}の研究など自動車流入抑制策を推進する。

4 地域の特性に応じた自転車利用環境の整備

重点地区（都心部地区、西院地区、らくなん進都地区）^{※4}において、幹線道路への自転車走行推奨帯や、細街路への路面表示（ピクトグラム）等の整備を行うとともに、駐輪需要の高いエリアにおいて駐輪場の更なる設置を促進するなど、地域の特性に応じた自転車利用環境を整備する。

5 自転車向け保険加入の義務化とルール・マナーの遵守に向けた京都サイクルパス制度（仮称）の創設 **新規**

自転車向け保険への加入義務化を実施するとともに、自転車利用者のルール・マナーの遵守に向け、新たな自転車安全利用教育プログラムを構築し、自転車安全教室の受講者に駐輪場の割引などの特典を設ける京都サイクルパス制度（仮称）を創設する。

戦略を推進する4つの柱

柱1 既存公共交通の再編強化

- ① 関空へのアクセス改善など広域鉄道網の充実に向けたリニア中央新幹線や北陸新幹線の誘致推進
- ② 地域住民、区役所・支所、交通事業者等との協働で進める交通不便地における公共交通の維持・確保
- ③ 公共交通を核としたまちづくりの推進や地域・企業・大学等との連携など地下鉄・市バス等の増客に向けた全市的取組の推進
- ④ 事故防止の取組や地下鉄烏丸線全駅への可動式ホーム柵設置をめざした自動列車運転装置搭載の新型の車両導入着手など市バス・地下鉄の安全性の更なる向上
- ⑤ 市バスの路線・ダイヤの充実や均一運賃区間の拡大、ICカードによる定期・乗継割引サービス導入等の市バス・地下鉄の利便性向上
- ⑥ 地域・事業者の協力によるバス待ち空間「バスの駅」や接近表示器等の整備促進によるバス待ち環境の更なる向上
- ⑦ 地下鉄の駅ナカビジネス等の積極的な展開による駅の魅力向上と賑わいの創出

柱2 安心・安全で快適な歩行空間を確保し、公共交通を優先するまちづくり

- ① LRT^{※5}、BRT^{※6}などの新たな公共交通への取組
- ② 西大路駅をはじめとした駅と周辺道路のバリアフリー化による安心で快適な歩行空間ネットワークの形成
- ③ 役割を終え、老朽化した横断歩道橋の撤去による歩行者優先の道路づくり
—別掲・再掲事業—
- ④ ひと・ものの交流促進とまちの持続的成長を支えるための道路整備の推進<P61>
- ⑤ 先斗町通をはじめとした全国のモデルとなる京都方式の無電柱化などによる道路景観の向上<P27>
- ⑥ J R 新駅や中央市場の整備などによる京都駅西部エリアの更なる活性化<P30>

柱3 歩いて樂しいくらしを大切にするライフスタイルへの転換

- ① 「歩くまち・京都」憲章の普及・啓発
- ② 地域等と連携して公共交通機関の利用を促し、ライフスタイルの転換を図るモビリティ・マネジメントの推進
—別掲・再掲事業—
- ③ 「DO YOU KYOTO?」の推進を通じた環境にやさしいライフスタイルへの転換<P18>

柱4 歩行者と自転車が共存するまちづくり

- ① 安心・安全で便利な京都式レンタサイクルの確立 新規
- ② らくなん進都の地区内におけるレンタサイクル社会実験の実施 新規
- ③ だれもが自転車と触れ合え、安全な自転車の乗り方を身に付ける常設サイクルセンター（講習施設）の設置 新規

〈用語説明〉

※1 モビリティ・マネジメント：

呼掛け、行動の測定と結果のフィードバックなどのひとりひとりの意識に直接働きかける取組等により、過度な自動車利用から徒歩や公共交通の利用等への自発的な転換を促す施策

※2 自動車分担率：

京阪神都市圏交通計画協議会が10年ごとに実施する、「どこからどこへ」「どのような交通手段で」移動したかなどを調べるパーソントリップ調査の結果に基づく。

※3 ロードプライシング：

特定の区域への進入や道路の通行等に対して、課金等を行うことにより交通量を抑制する施策

※4 重点地区：

概ね「今出川通～東大路通（三条通以南は川端通）～塩小路通～千本通」で囲まれた「都心部地区」、いまだに放置自転車が多く、西院地区バリアフリー移動等円滑化基本構想の重点整備地区に指定されている「西院地区」及び東西の公共交通機関の整備が十分でなく、自転車の活用を検討する「らくなん進都地区」

※5 LRT (Light Rail Transit) :

次世代型路面電車とも呼ばれ、従来の路面電車に比べ振動が少なく、低床式で乗降が容易であるなど、車両や走行環境を向上させ、ひとや環境にやさしく経済性にも優れている公共交通システム

※6 BRT (Bus Rapid Transit) :

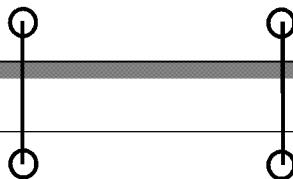
輸送力の大きなバス車両の投入、バス専用レーンや公共交通車両優先システム等を組み合わせた環境にもやさしい高機能バスシステム

重点歴史都市の品格と魅力が国内外のひとびとを魅了する 戦略「歴史・文化都市創生戦略」

— 京プランに掲げた「基本的な考え方」 —

都市の品格と魅力を高め、世界中のひとびとを魅了し、愛されるまちであり続ける。

そのために、歴史の重層性を実感できる建造物や庭園などの多様な景観資産、自然景観と文化的資産が一体となった歴史的風土、日本を代表する伝統文化・芸術・すまいや生活の文化、高い感性と匠のわざを備えた伝統産業など、有形無形の京都の特性を守り、育てることはもちろん、創造的に活用する。さらに、広く国内外のひとびとに発信し、体感していただく。



— 京プラン後半期における取組の方向性 —

歴史的、伝統的な景観や文化、文化財など、京都が有する有形無形の資産の中には、その魅力が十分に伝わっていないものや次世代への維持・継承が危ぶまれているものもある。

このため、京都に暮らす人々が 1200 年の時を超えて育んだ京都の奥深い魅力を私たち市民も再認識し、守り、育て、創造的に活用し、発信する。とりわけ、東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ 2021 等の開催を絶好の機会と捉え、京都の文化力、都市格の一層の向上とともに、国内外への魅力発信、次世代の担い手育成を重点的に推進する。

こうした取組を通じて、京都創生総合戦略に掲げる日本の「こころの創生」を目指す。

主な共汎指標

- ① 「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」の認定件数
 - (27 年度) ⇒ **目標** 10 件 (32 年度)
- ② 「京都では、文化芸術にかかわる活動が盛んである」と思う市民の割合
 - (市民生活実感評価で「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した割合の合計)
75.7% (23 年度) ⇒ 78.3% (27 年度) ⇒ **目標** 80% (32 年度)
- ③ 景観重要建造物等の指定件数
 - 45 件 (22 年度) ⇒ 98 件 (26 年度) ⇒ **目標** 180 件 (32 年度)

重点プロジェクト

1 東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ 2021、世界博物館大会（ICOM2019）等を契機とする、京都文化フェア（仮称）2016-2020をはじめとした多彩な事業の展開による京都の文化力の一層の向上 新規

東京オリンピック・パラリンピック等の開催を契機に、京都文化フェア（仮称）2016-2020をはじめ、文化芸術、産業、観光分野における多彩な※国際的フェスティバルや記念事業を展開することを通じて、京都の文化力、都市格を高めていく。

※ スポーツ・文化・ワールド・フォーラム、東アジア文化都市 2017、大政奉還150周年記念プロジェクト（仮称）、伊藤若冲生誕300年記念事業など

2 子どもたちが、芸術家や職人、地域の方から「伝統文化や伝統産業のほんものの魅力」を学ぶ機会の充実

文化活動をされている地域の方々の協力を得た、茶道や華道、和装、京料理、京菓子など、くらしの中に息づく文化に触れる機会づくりにより、2020年に青年期に達する子どもたちの学びを更に充実する。併せて、親と一緒に伝統文化等を体験できる機会づくりを進める。

また、一流の演者、アーティストや伝統産業に携わる職人等を学校等に派遣して実施するワークショップ、能楽堂や歌舞練場をはじめとした本来の空間での鑑賞など、「ほんもの」を体験する機会を創出する。

3 京都市美術館など、日本の文化芸術を牽引し、世界の人々を魅了する創造環境の整備

未来の担い手の育成や、文化芸術活動を軸としたひとの交流、まちの賑わいの創出、世界への発信を一層強化するため、世界の人々を魅了する創造環境の整備を推進する。

4 「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度の推進

京都の文化遺産をテーマごとにまとめ、地域性、歴史性、物語性を持った集合体として認定し、京都の文化遺産の維持・継承・活用を図る。

5 全国をリードする歴史的町並み景観の保全・再生に向けた、景観上重要な地区の拡充及び景観重要建造物等の指定拡大

風情ある京都の歴史的町並み景観を次の世代に継承するため、伝統的建造物群保存地区、界隈景観整備地区等への地区指定の拡充を目指すとともに、寺社等の実態調査を踏まえ、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物などの個別指定制度について、これまでの京町家に加えて寺社や近代建築物も対象とし、建造物の外観修景等への積極的な支援を行う。

6 先斗町通をはじめとした全国のモデルとなる京都方式の無電柱化などによる道路景観の向上 **新規**

京都の優れた歴史的景観の向上をはじめ、都市災害の防止、安全で快適な歩行空間の確保を図るため、無電柱化を推進するとともに、伝統的建造物群保存地区等の石畳舗装を、耐久性の高い工法で修繕する。

また、小型ボックス等の活用といった「低コスト手法」の導入による電線共同溝のコンパクト化や、地上機器の設置への協力を得やすい機器の美装化等により、従来の整備手法では難しかった、狭い道路等でも実施可能な「京都方式」の無電柱化を、先斗町通を先行事例として推進していく。

戦略を推進する2つの柱

柱1 山紫水明の自然と悠久の歴史にはぐくまれた町並みの保全・再生、世界遺産をはじめとする歴史的・文化的資産の保存・継承・活用

- ① 国家戦略としての京都創生の推進
- ② 森林・竹林の保全・再生による古都の景観向上
- ③ 歴史的景観の保全に関する景観政策の充実
- ④ きめ細やかな建築デザインの規制・誘導による良好な市街地景観の形成
- ⑤ 優良な広告景観の創出と京都にふさわしい広告物の普及
- ⑥ 京町家を次世代に引き継ぐための条例の制定や、空き家対策との一体的な取組などによる京町家の保全・活用の推進
- ⑦ 京町家等の伝統的な構法等を用いた建築物の保存・活用の促進に向けた検討
- ⑧ 歴史都市・京都にふさわしい、良好な道路空間の創出 **新規**
- ⑨ まちのシンボルとなる橋の創出
- ⑩ 円山公園の再整備（修復）による名勝地としての魅力向上
- ⑪ 嵐山の原風景を生かした広沢池周辺整備の推進 **新規**
- ⑫ 旧三井家下鴨別邸など文化財の公開による活用と保存の推進
- ⑬ “京都を彩る建物や庭園”制度、“京都をつなぐ無形文化遺産”制度を活用した有形・無形の文化遺産の保存・継承・活用

一別掲・再掲事業

- ⑭ 良好的な景観を創出し、低炭素社会を実現する京都型環境配慮住宅「平成の京町家」の更なる普及促進<P19>
- ⑮ 山科疏水沿いの花の名所づくりと琵琶湖疏水の魅力発信<P31>
- ⑯ 地域の隠れた観光資源を紹介する、京都産木材製駒札設置の推進<P35>
- ⑰ 地域景観づくり協議会制度の普及など地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援<P31>
- ⑱ 世界遺産・二条城をはじめとする歴史的・文化的施設を活用した京都ならではのMICE推進<P36>

柱2 京都の文化芸術、伝統産業の継承・創造・世界への発信

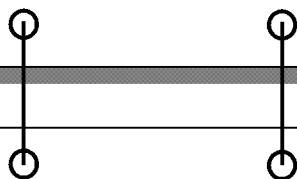
- ① 都としての機能を京都・東京の双方が果たす「双京構想」の推進
 - ② 文化庁等の誘致推進
 - ③ 和装、華道、庭園文化など京都に息づき世界的に評価の高まっている和の文化の振興とユネスコ無形文化遺産への登録に向けた支援
 - ④ 「ユネスコ創造都市ネットワーク」への加盟に向けた取組の推進 新規
 - ⑤ 文化・観光に関する情報の一元的把握及び入場券等を販売するWEBシステムの構築
 - ⑥ 「地域に根差した暮らしの文化」を通じたまちづくりの推進
 - ⑦ 学校給食における「和食」の充実に向けた取組の推進と情報発信
 - ⑧ 京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援
 - ⑨ ロームシアター京都等を拠点とする「劇場文化」の創造・発信
 - ⑩ 京都国際映画祭への支援などによる映画・映像文化等の振興
 - ⑪ 岡崎地域などまちなかを舞台にした多彩で魅力的な音楽事業の展開 新規
 - ⑫ 姉妹都市をはじめとする世界の都市との国際交流・国際協力の推進
- 別掲・再掲事業—
- ⑬ 国立京都国際会館・多目的ホールへの京都らしい設えの実施と 2,500 人規模から 5,000 人規模への拡充整備の促進<P36>
 - ⑭ 京の食文化をはじめとする京都が培ったあらゆる価値の蓄積を活かした新たな観光資源の創出<P35>
 - ⑮ 「京もの」の海外進出支援事業の推進<P39>
 - ⑯ 「京都伝統産業ふれあい館」を核とした、観光や販売促進の視点を取り入れた伝統産業の振興<P39>
 - ⑰ 「伝統産業の日」の全国拡大をはじめとした伝統産業の振興<P39>
 - ⑱ 首都圏での発信拠点となる京都館の移転を契機とした、国内外の人々を魅了し、京都ファンを増やす産業・文化の魅力発信力の更なる強化<P39>
 - ⑲ 芸術家や世界に誇る創造的なひとを育成する京都市立芸術大学の移転整備推進<P43>
 - ⑳ 「京都・和の文化体験の日」の実施など若者を対象とした伝統的な文化芸術に触れる機会の創出<P44>
 - ㉑ 空き家の紹介やアトリエの提供、展覧会の開催支援など若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり<P45>
 - ㉒ アーティスト・イン・レジデンスの強化など世界の若手アーティストが集まる文化芸術の交流の場づくりを目指した環境整備<P44>

**重点 魅力ある地域資源と既存の都市インフラを生かす
戦略 「個性と活力あふれるまちづくり戦略」**

— 京プランに掲げた「基本的な考え方」 —

京都のアイデンティティである歴史や文化の蓄積によって育まれてきた、地域ごとの資源を創造的に活用するとともに、既存の都市インフラを生かした、個性と活力にあふれたまちづくりを進める。

そのために、市内それぞれの地域が培ってきた歴史的建造物や庭園、伝統行事、景観といった個性ある資源を生かして、公民協働による特色と輝きのある地域づくりを行う。同時に、地下鉄沿線の岡崎地域や山ノ内浄水場跡地などといった大きな潜在力を有するエリアを活性化し、既存の公共交通を生かすコンパクトで活力あふれる都市づくりを進める。



— 京プラン後半期における取組の方向性 —

市内中心地域から山間地域まで、それぞれの貴重な資源やポテンシャルを生かして、人々を引き付け魅了する、個性と活力あふれるまちづくりを一層推進する。

さらに、市民団体等あらゆる主体と連携して、京都で暮らす魅力を発信するなど、京都への移住・定住の総合的な支援を推進することで、国内外から訪れ、学び、住み、交流するひとの流れをつくる。

主な共通指標

① 転入超過^{*1}数

-911人(22年) ⇒ 3,248人(27年) ⇒ **目標** 3千人の維持・拡大(32年)

② 地区計画、建築協定及び景観協定の区域面積

765ha(22年度) ⇒ 843ha(26年度) ⇒ **目標** 920ha(32年度)

重点プロジェクト

1 地域の多様な魅力と個性を生かした、京都市への移住・定住の支援

移住希望者を対象に、京都で暮らす魅力の発信、相談への対応、希望に応じた「しごと」、「すまい」とのマッチングや、「子育て支援コンシェルジュ」と連携した子育て支援ニーズへの対応などの支援を総合的に行う「『住むなら京都』みやこ移住サポートセンター（仮称）」を開設・運営し、京都ならではの市民力と地域の多様な魅力と個性を生かして、京都市への移住を促進する。

2 北部山間地域等の振興

自然・歴史・文化・温かい地域コミュニティなど数多くの魅力を有する北部山間地域において、「京都 京北未来かがやきビジョン」など地域ごとの活性化計画を踏まえ、移住・定住の促進、子育て・教育環境の充実、就業支援、超高速インターネット環境の整備促進などの各種施策・事業にまちづくりを担う様々な主体とともに取り組む。

その他周辺部においても、自然、景観等に十分配慮しながら、人口減少等の地域課題を解決し、活性化を図るため、市街化調整区域における地区計画制度の活用も含め、まちづくり支援を行う。

3 「文化の薫り漂う、歩いて楽しい岡崎」の推進

琵琶湖疏水をはじめ、美しい庭園群や文化・交流施設が集積するとともに、ロームシアター京都や動物園、神宮道・岡崎公園がリニューアルし、更に美術館の再整備が予定されるなど、魅力が一層高まる岡崎地域において、エリア内の回遊性の向上、MICE 拠点としての機能強化、更なる集客や夜の賑わいの創出、京都ならではのスマートコミュニティの実現などを図ることにより、「文化の薫り漂う、歩いて楽しい岡崎」の実現を目指す。

4 京都市立芸術大学を核とした崇仁地域（京都駅東部）とその周辺地域のまちづくりの推進

崇仁地域において、新たな土地の利活用を図るため、住宅地区改良事業と土地区画整理事業との合併施行を推進する。また、京都市立芸術大学の移転整備を契機に、市民、民間事業者、NPO、京都市立芸術大学等の多様な主体の参画によるエリアマネジメント^{*2}体制の構築に取り組み、周辺地域を含め、京都の玄関口にふさわしい個性豊かで魅力的なまちづくりを進める。

5 JR新駅や中央市場の整備などによる京都駅西部エリアの更なる活性化

京都駅西部エリアの更なる活性化に向け、多様な地域主体と連携してまちづくりを推進するとともに、JR新駅及び駅周辺の歩行空間の整備をはじめとした回遊性の向上や、中央市場整備に伴う「賑わいゾーン」の活用などによる新たな賑わいの創出を図る。

6 山科疏水沿いの花の名所づくりと琵琶湖疏水の魅力発信 新規

東山自然緑地（山科疏水沿い）を再整備し、四季の花木を楽しめる散策路として魅力の向上を図るとともに、「琵琶湖疏水通船」の復活等により、長年にわたり、市民生活や産業・文化を支えてきた歴史を持ち、市民の憩いの場として親しまれる琵琶湖疏水の多面的な魅力を発信する。また、将来のユネスコ世界文化遺産登録も見据えて、近代化産業遺産として歴史的に高い価値を有する疏水施設の修復など、一層の魅力向上を図る。

戦略を推進する2つの柱

柱1 まちづくりを支える仕組みの充実

- ① 京都のまちづくりの課題に「ひとごと」ではなく「自分ごと」、「みんなごと」として市民・行政が協働して取り組む「“みんなごと”のまちづくり推進事業（仮称）」の推進 新規
 - ② 都市活力の維持向上に向けた都市機能の配置及び誘導
 - ③ 地域景観づくり協議会制度の普及など地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援
 - ④ 京都市景観・まちづくりセンター等との連携による自主的なまちづくり活動の機運醸成とまちづくり相談・専門家派遣等の支援
 - ⑤ まちづくりの基盤となる地籍調査事業^{※3}の推進
- 別掲・再掲事業—
- ⑥ 京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり「区民提案・共済型まちづくり支援事業」の充実<P57>
 - ⑦ 総合的な空き家対策の推進<P58>

柱2 地域の個性を生かした、賑わいあふれるまちづくり

- ① 京都駅東南部エリア活性化方針の策定・推進 新規
- ② 伝統産業、伝統文化・伝統芸能、寺社、花街の文化、商店街など、多彩な資源を有する西陣を中心とした地域の活性化 新規
- ③ 四条通の地下通路の活用による都心部の更なる賑わいづくりの推進 新規
- ④ ニュータウン（洛西・向島）の活性化方針の策定・推進

- ⑤ 子育て環境の充実や世代間交流の促進、大原野「地域ブランド」戦略等との相乗効果の発揮など、高架下有効活用による「洛西口～桂駅間プロジェクト」の推進
- ⑥ 芸大移転を見据えた洛西地域をはじめとする西京区の新たな活性化策の推進
- ⑦ 「らくなん進都」における企業集積の促進や交通利便性の向上、快適な都市環境の実現等を目指した総合的なまちづくりの推進
- ⑧ 護岸改修による高瀬川周辺一帯の魅力あふれる水辺環境の創出
- ⑨ 府市協調による地下鉄北山駅周辺地域の活性化
- ⑩ 山ノ内浄水場跡地活用の円滑な推進

〈用語説明〉

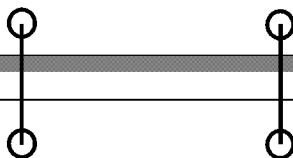
- ※1 転入超過：
一定期間において転入数が転出数を上回っている状態
- ※2 エリアマネジメント：
地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるために、住民や事業者等が実施する主体的な取組
- ※3 地籍調査事業：
一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するもので、境界トラブルの未然防止や土地取引の円滑化、公共工事等のコスト縮減、災害復旧の迅速化などの効果がある。

**重点 世界が共感する
戦略 「旅の本質を追求する観光戦略」**

– 京プランに掲げた「基本的な考え方」 –

国内はもとより世界のひとびとが、旅の本質^{*1}に触れ、思う存分堪能できる観光都市を実現するとともに、世界に冠たる国際MICE^{*2}都市へと飛躍する。

そのために、滞在・宿泊型観光、歩く観光、ほんものとふれあう観光の充実や、新たな京都ファンづくり、観光客の安全確保などにより、観光客の満足度をより一層高める。また、市民自身が京都の奥深い魅力を知り、学び、楽しむことで、おもてなしの心を醸成し、京都観光の新たな主体として存在感を発揮する。これらにより観光スタイルの質と観光都市としての質を高める。また、積極的なMICEの誘致活動とともに、会議施設の拡充や世界的な知名度のあるホテル誘致などの受入環境の充実をオール京都で推進する。



– 京プラン後半期における取組の方向性 –

世界があこがれる観光都市であると同時に、市民にとっても「住んでいてよかった」と実感できるまちの実現を目指す。

そのために、美しい景観の保全や魅力ある文化・芸術の振興などに加え、防災、防犯の徹底など市民にも観光客にも、魅力的で安心・安全なまちづくりを一層進める。また、東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ2021等の開催により更なる観光客の増加が見込まれる中、安心・安全で多様な宿泊施設など受入環境の整備、滞在を長期化させる新たな観光資源の掘り起こし、MICE誘致などに取り組む。

これらを通じ、観光による経済効果を京都経済全体に波及させ、安定した雇用の創出、伝統文化・伝統産業の活性化、担い手の育成、さらには中小企業の活性化を図り、市民生活の向上につなげる。

主な共通指標

**① 京都への「再来訪意向」及び「紹介意向」に対する「大変そう思う」の回答割合
(再来訪意向)**

| | | |
|-----------------|---------------|-----------------------|
| 日本人 57.3% (23年) | ⇒ 61.1% (26年) | ⇒ 目標 80% (32年) |
| 外国人 35.3% (23年) | ⇒ 53.3% (26年) | ⇒ 目標 80% (32年) |

(紹介意向)

| | | |
|-----------------|---------------|-----------------------|
| 日本人 42.8% (23年) | ⇒ 42.9% (26年) | ⇒ 目標 80% (32年) |
| 外国人 45.5% (23年) | ⇒ 58.3% (26年) | ⇒ 目標 80% (32年) |

② 「京都のおもてなし度」に対する「大変そう思う」の回答割合

— (26年) ⇒ **目標** 日本人、外国人とも80% (32年)

③ 外国人宿泊客数

98万人 (22年) ⇒ 183万人 (26年) ⇒ **目標** 300万人 (32年)

④ 観光に関連する京都の観光消費額

6,492億円 (22年) ⇒ 7,626億円 (26年) ⇒ **目標** 1兆円 (32年)

重点プロジェクト

1 旅館やホテルをはじめとする安心・安全で多様な宿泊環境の充実

宿泊需要の増加に対応するため、「宿泊施設拡充・誘致方針（仮称）」を策定し、旅館の更なる利用促進、京町家、農家住宅などの魅力を活かした宿泊施設への活用等、京都にふさわしい宿泊施設の増加策に取り組む。

なお、インターネット等を介した民泊サービスについては、実態調査を踏まえ、法令等に違反しているものには適正な指導を行い、安心・安全で市民生活と調和した宿泊環境を整備する。

2 京都の奥深い魅力を伝える名人の育成など、京都ならではのおもてなし力の更なる向上

特区による通訳案内士法の特例を活用した伝統産業・伝統文化等を説明できる専門性の高い通訳ガイドを育成する「京都市認定通訳ガイド」制度の実施や「おもてなしコンシェルジュ」制度の充実により京都らしいおもてなし名人を育成するとともに、民間案内所等ともネットワークを構築し、おもてなし力を更に向上させる。

3 東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ2021等を見据えた更なる観光客の受入環境整備の推進

東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ2021等の開催を絶好の機会と捉え、すべてのひとが満足度を高め、感動していただけるよう受入環境整備を一層推進する。

このため、車いすレンタル制度の運用をはじめとするユニバーサルツーリズムの充実や、増加が予想される観光バスの受入対策に加え、外国人観光客の受入環境（Wi-Fi環境、案内標識・多言語コールセンター、免税店の拡大等）を充実する。

4 朝観光、夜観光、温泉などの「地域観光」の充実による滞在の長期化の推進

朝や夜に活動できる体験型メニューの充実や、温泉など泊まってこそその京都の魅力を感じ取ることができる観光資源を掘り起こすとともに、京都の「ほんもの」に触れる機会を拡充することなどにより、滞在の長期化を推進する。

5 京の食文化をはじめとする京都が培ったあらゆる価値の蓄積を活かした新たな観光資源の創出

「京の食文化」にまつわる催しをはじめ、日本初の普及促進条例が制定された「日本酒と京都の伝統産業・伝統文化」を味わう観光、「京野菜」を訪ね歩く観光、さらにはきもので巡る観光スタイルの提案など、新たな観光資源を創出する。

さらに、特区を活用した日本料理の海外への普及に向けた取組に加え、季節感やおもてなしの心、「ほんもの」へのこだわりや魅力などを国内外に広く発信する。

戦略を推進する3つの柱

柱1 市民・観光客がともに快適に過ごせる観光都市としての更なる質の向上

- ① 地域の隠れた観光資源を紹介する、京都産木材製駒札設置の推進 新規
- ② 外国人観光客にもわかりやすい防災情報の提供など観光客等への安心・安全対策の推進
- ③ 観光地トイレのおもてなし向上プロジェクトの推進
- ④ 京都市地域活性化総合特区の推進による国際観光拠点の形成
- ⑤ 京都市版 DMO^{※3}の構築・運営 新規
- ⑥ 大学等との連携による観光産業の担い手の育成

一別掲・再掲事業

- ⑦ 公共交通機関の乗継利便性の向上<P22>
- ⑧ パークアンドライドの充実をはじめとした自動車流入抑制策の推進<P22>
- ⑨ 地域の特性に応じた自転車利用環境の整備<P22>
- ⑩ 安心・安全で便利な京都式レンタサイクルの確立<P24>
- ⑪ 文化・観光に関する情報の一元的把握及び入場券等を販売するWEBシステムの構築<P28>
- ⑫ 京都観光職業体験など京都ならではの働き方体験事業<P44>
- ⑬ 世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動の推進<P60>

柱2 更なる魅力の掘り起こしと効果的な発信

- ① 新たな観光資源の発掘と伝統産業製品の販路拡大を図る工房訪問事業の推進 新規
- ② 体験型プログラムなど京都の価値を伝える新たな観光商品の開発推進
- ③ 観光状況の変化や重点市場の設定による国内観光客誘致政策の充実
- ④ 効果的な魅力発信による成熟した訪日旅行者の誘致策及びマナー啓発の強化

一別掲・再掲事業一

- ⑤ 東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ 2021, 世界博物館大会（ICOM2019）等を契機とする、京都文化フェア（仮称）2016-2020 をはじめとした多彩な事業の展開による京都の文化力の一層の向上<P26>
- ⑥ 「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度の推進<P26>
- ⑦ 山科疏水沿いの花の名所づくりと琵琶湖疏水の魅力発信<P31>

柱3 日本のMICEを牽引するグローバルMICE都市としての更なる飛躍

- ① 国立京都国際会館・多目的ホールへの京都らしい設えの実施と2,500人規模から5,000人規模への拡充整備の促進
- ② 日本のMICEをけん引する京都にふさわしいMICE誘致の強化による経済効果の最大化
- ③ ミーティング（企業研修や会議）、インセンティブツアー（報奨旅行）に特化した情報とネットワークを有する専門家の配置などによる誘致の強化
- ④ 世界遺産・二条城をはじめとする歴史的・文化的施設を活用した京都ならではのMICE推進

〈用語説明〉

※1 旅の本質：

ひとに出会い、風景に出会い、心打たれる出来事に出会い、そして新たな自分自身に出会う。旅を通して、気付き、学び、癒され、元気をもらい、成長し、人生が深く豊かになること

※2 MICE：

企業のミーティング、企業研修旅行、国際会議、イベントなどの総称

※3 DMO：

「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役としての役割を果たす組織

重点 京都の知恵や価値観を生かした 戦略 「新産業創造戦略」

－ 京プランに掲げた「基本的な考え方」 －

加速する国際化の中で新たな市場や顧客を開拓し、産業の競争力を高め、市民に多様な雇用の機会を提供し、やりがいをもって安心して働く環境を整えることで、豊かな生活や社会を支える経済基盤を確立する。

そのために、伝統産業から先端産業までの幅広い業種と、大企業から中小企業までの多様な規模の企業が立地する重層的な産業構造が有する高い技術力や匠のわざ、産学公のネットワークなどこれまで京都が築き上げてきたさまざまな知恵を融合し、広く国内外から人材や資金などを呼び込みながら、環境、健康、コンテンツ、観光、農林などの分野で、付加価値の高い新産業を創造する。

－ 京プラン後半期における取組の方向性 －

京都の知恵、強みや地域資源を活かした「新産業の創造」、「中小・ベンチャー企業の支援」の推進等により、経済規模を示す市内総生産は増加し、リーマンショックに伴う高失業率からも大きな改善が進んでいる。一方で、中小企業の働き手の確保や環太平洋連携協定（TPP）への対応など中小企業を取り巻く環境の変化や課題が存在する。今後は、経済成長を幅広い分野や中小企業に循環させ、安定した雇用の創出や市民所得の向上、税収増加につなげることが求められる。

そのため、新産業の創造や中小・ベンチャー企業支援の推進に加え、中小企業をはじめとする企業活動の活性化により産業の振興と経済の循環を促し、京都の稼ぐ力を一層引き出すことで、雇用と所得を増加させる。また、多様な働き方への理解促進や働き方改革を推進し、雇用の質を向上させる。さらに、より実効性ある企業立地促進や流出防止策、産業支援機関の機能充実などにより、市内での継続的な事業展開を支援し、魅力あるビジネス環境の構築に取り組む。

主な共汎指標

① 新産業や知恵産業の創造を牽引する企業の認定数

（Aランク認定企業^{*1}、オスカー認定企業^{*2}、知恵創出“目の輝き”認定企業^{*3}、「これからの1000年を紡ぐ企業認定」による認定企業（ソーシャルイノベーション）^{*4}数の合計）

187件（22年度） ⇒ 270件（26年度） ⇒ **目標** 440件（32年度）

② （地独）京都市産業技術研究所における技術相談件数、依頼試験・分析、設備機器利用の件数

— (22年度) ⇒ 20,022件 (26年度) ⇒ **目標** 21,000件 (32年度)

③ 「いきいきと働ける場を得る機会」の実感度

(市民生活実感評価の「働くことを希望するひとがいきいきと働ける場を得る機会がある」で「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した割合の合計)

11% (23年度) ⇒ 14% (27年度) ⇒ **目標** 28% (32年度) 【27年度から倍増】

④ 京都府の不本意非正規雇用比率

(京都ジョブパーク調査等で、府内の非正規雇用者のうち不本意に非正規を選択したと回答したひとの割合)

21.7% (25年度) ⇒ 18.0% (26年度) ⇒ **目標** 10.0%以下 (32年度)

重点プロジェクト

1 中小企業と若者・学生とのマッチングなど中小企業の働き手・担い手確保支援の推進

中小企業に蓄積された誇れる技術などの魅力を体感できる、企業情報発信 web サイトの充実やインターンシップの仕組みづくり、学生などと企業との交流会の実施などの効果的なマッチング支援に取り組み、中小企業が必要な働き手・担い手を確保できるよう支援する。

2 京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター創造事業の推進

農家を志す若者の就農支援や、すべてのひとが親しめる伝統産業製品の開発・販売など、ビジネスの手法で様々な社会的課題の解決を図ろうとする企業に対し、認定制度の運用による社会的信用の付与や京都市ソーシャルイノベーション研究所を核とした産学官金の連携による各種サポート策の充実を図る。

3 京都発ベンチャー企業や知恵産業企業の創出と中堅企業への成長の促進

京都発のベンチャー企業の創出を図るとともに、経営面・技術面での総合的な支援により中小・ベンチャー企業の競争力を高めることで、グローバル・ニッチ・トップ企業など世界に羽ばたく中堅企業への成長を促す。

4 グリーン、ライフサイエンス、コンテンツなど京都が強みを持つ成長分野における新事業の創出

グリーン（環境・エネルギー）やライフサイエンス（医療・健康・福祉）、コンテンツ（マンガ・アニメ・ゲーム・映画）といった成長分野において、産・学・公・地域が連携して研究開発やその成果の事業化、研究者や技術者、クリエイターなどの育成、拠点整備等を推進することで、新事業の創出を図り、市場の拡大を目指す。

- (1) グリーン（環境・エネルギー）産業の振興
- (2) 医療、健康・福祉・介護、地場ライフサイエンス分野の産業振興の推進
- (3) 多様な地域資源を活かしたコンテンツ産業の振興

5 北部山間地域における農林業の活性化、地域資源を活かした新事業の創出

収益性の高い農作物や大規模化しやすい農作物の生産拡大、それらを活用した6次産業化の推進、さらに、その支援を行う地域の拡大等により、農山村の活性化と農林業の持続的経営力の強化を図る。

6 中小企業支援の拠点となる京都経済センター（仮称）の整備 新規

様々な知恵が融合し新たな価値を生み出す「交流と融合」の場を提供し、京都経済の活性化に資するとともに、新たな時代に相応しい中小企業支援機能を集積し、中小企業が抱える課題解決や繊維産業の振興に京都の総合力を結集して取り組むための総合支援拠点を整備する。

また、その立地を活かして、多くの人々が集まり、交流するにぎわい施設を設け、都心部の魅力向上と活性化を図る。

7 世界で活躍する研究者等が集う交流拠点の形成 新規

大学や文化機関等と連携して、世界で活躍する研究者、芸術家、経済人など創造的なひとが京都に集う拠点を形成し、相互交流や地域との交流を促進することで、学術、文化、産業等のイノベーションや新たなビジネスの創出に取り組む。

戦略を推進する4つの柱

柱1 大学の知、歴史文化、伝統産業など京都の知恵と強みを活かした成長戦略の推進

- ① 知恵ビジネス企業等の発掘・成長支援
- ② 「京もの」の海外進出支援事業の推進
- ③ 京ものブランド確立に向けた生産履歴システムの開発等の支援 新規
- ④ 「京都伝統産業ふれあい館」を核とした、観光や販売促進の視点を取り入れた伝統産業の振興
- ⑤ 「日本酒乾杯条例」を契機に新たなプロジェクトに取り組む伝統産業若手職人の支援
- ⑥ 「伝統産業の日」の全国拡大をはじめとした伝統産業の振興
- ⑦ 首都圏での発信拠点となる京都館の移転を契機とした、国内外の人々を魅了し、京都ファンを増やす産業・文化の魅力発信力の更なる強化
- ⑧ 国家戦略特区等を活用した産業の国際競争力の強化

－別掲・再掲事業－

- ⑨ 水素社会の構築などエネルギー関連新技術等の開発促進<P18>
- ⑩ 岡崎地域公共施設間エネルギーネットワーク形成実証事業の推進<P18>
- ⑪ バイオマス（生物由来の有機性資源）活用の推進<P19>
- ⑫ 東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ 2021、世界博物館大会（ICOM2019）等を契機とする、京都文化フェア（仮称）2016-2020をはじめとした多彩な事業の展開による京都の文化力の一層の向上<P26>
- ⑬ 和装、華道、庭園文化など京都に息づき世界的に評価の高まっている和の文化的振興とユネスコ無形文化遺産への登録に向けた支援<P28>

- ⑭ 新たな観光資源の発掘と伝統産業製品の販路拡大を図る工房訪問事業の推進
〈P35〉
- ⑮ 市民ぐるみで健康づくりに取り組む「世界一健康長寿のまち・京都」推進プロジェクト〈P60〉

柱2 雇用を創出し、地域経済や暮らしを支え・牽引する中小企業の下支え

- ① 京都の強みを活かした産業振興による安定した雇用の創出やひとづくりの推進
- ② 不本意非正規の正規化など安定雇用に向けた京都ならではの働き方改革推進 **新規**
- ③ ひとを大切にする京都ならではの働き方を推進する「京都労働経済活力会議」など行政、労使団体による「ブラック企業・ブラックバイト」の根絶に向けた周知・啓発
- ④ 「中小企業振興会議（仮称）」の創設による、関係者の知恵と力を結集した一層の実効性ある振興策の推進 **新規**
- ⑤ 中小企業・業界団体の課題解決や活性化など中小企業の持続的な発展支援 **新規**
- ⑥ 「商店街空き店舗解消促進事業」の推進 **新規**
- ⑦ 商業者と事業者・地域住民・学生等との交流を通じて商業や地域の活性化を図る「まち・お店・ひと 縁結びプロジェクト」の推進 **新規**
- ⑧ 「商業振興アドバイザリー会議（仮称）」の新設による効果的な商業振興施策の推進 **新規**
- ⑨ 専門家等の派遣など商店街の課題に応じた支援策の実施 **新規**
- 別掲・再掲事業—
- ⑩ 世界にはばたく伝統産業後継者育成事業〈P43〉
- ⑪ 大学を核にした地域連携、企業連携の推進〈P43〉
- ⑫ 留学生誘致の総合的な取組の推進〈P43〉
- ⑬ 若者の職業的自立を支援する「京都若者サポートステーション」の取組の推進など、更なる青少年の自立支援の強化〈P44〉
- ⑭ 働き方改革に向けた環境整備の推進〈P52〉
- ⑮ 企業における「真のワーク・ライフ・バランス」の実現を支援するアドバイザーの派遣〈P52〉
- ⑯ はあと・フレンズ・プロジェクトをはじめ障害のあるひとへの就労支援の更なる推進〈P62〉

柱3 農林業などの京都の資源・文化を活かした産業の活性化

- ① 京野菜の生産・流通・消費体制の強化
- ② 京の花文化の継承と花園連産業の振興 **新規**
- ③ 建築用材や未利用間伐材など市内産木材の総合的な需要拡大
- ④ 市民農家の創出（遊休農地等を活用した市民との協働による農作物作りの実践等） **新規**
- ⑤ 農林業体験を活用した観光ビジネスの展開 **新規**

- ⑥ 集中的な森林整備や林業振興をめざすための関係機関とも連携した新たな仕組みづくりの検討 新規

—別掲・再掲事業—

- ⑦ 市内産木材の土木構造物等への積極的な活用による環境にやさしい「地産地消」の取組の強化<P19>
- ⑧ 北部山間地域等の振興<P30>
- ⑨ 安全・安心な生鮮食料品の流通を担い、市民の健康と食文化、産地を支える中央市場の施設整備の推進<P64>

柱4 産業支援機関の機能充実や产学研連携などによる事業環境整備

- ① 京都の新たな活力を担う「らくなん進都」をはじめとする市南部地域を中心とした企業誘致の推進
- ② 地元企業の事業拡大や企業誘致を推進するための新たな産業用地の確保・創出 新規
- ③ 京都产学研共同研究拠点「知恵の輪」における研究プロジェクトの推進
- ④ ものづくり中小企業の事業展開を技術面から支援する（地独）京都市産業技術研究所の事業推進
- ⑤ 新事業創出や中小・ベンチャー企業の成長を支援する（公財）京都高度技術研究所の事業推進

—別掲・再掲事業—

- ⑥ 「らくなん進都」における企業集積の促進や交通利便性の向上、快適な都市環境の実現等を目指した総合的なまちづくりの推進<P32>
- ⑦ 京都产学研共同研究拠点「知恵の輪」における技術者育成の推進<P45>

〈用語説明〉

※1 Aランク認定企業：

次代の京都経済をリードするベンチャー企業を発掘、育成することを目的とした「京都市ベンチャー企業目利き委員会」が起業家の資質や事業プランの技術、アイデア等を評価し、「事業成立の可能性が大きい」として認定する制度(平成9年創設、平成26年度 累計113件)

※2 オスカー認定企業：

京都経済の中核を担う中小企業の育成を目的として、優れた事業計画により積極的に経営革新に取り組む中小企業を認定する制度(平成14年創設、平成26年度 累計149件)

※3 知恵創出“目の輝き”認定企業：

知恵産業をキーワードにした新技術・新商品の開発等により製品化・事業化に至った取組のうち、知恵産業の推進に大きく寄与した企業・団体を認定する制度(平成25年創設、平成26年度 累計8件)

※4 「これから1000年を紡ぐ企業認定」による認定企業（ソーシャルイノベーション）：

社会的課題を解決し、社会的課題を生まない社会をつくる企業を認定する制度（平成27年創設）

**重点 夢と希望がもてる
戦略 「未来の担い手育成戦略」**

— 京プランに掲げた「基本的な考え方」 —

若者が夢と希望をもち続け、いきいきと成長しながら京都への愛着を育める社会を築き、京都や国内外の社会に貢献できるよう、地域の担い手を育むとともに、国際的なビジネスリーダーやクリエイター（制作者、創造者）、さまざまな分野のオピニオンリーダー（世論形成者）といった次代を担うひとを育て、世界に輩出する。

そのために、世界有数の大学のまちであるという京都の強みを生かして学びの環境を充実するとともに、若者が住民自治の伝統が息づく地域の活動にかかわったり、京都の奥深い歴史に裏打ちされたほんものの文化に触れ、学び、身に付けたり、新しいことにチャレンジする行動力や国際感覚を養うことができる機会を拡充する。

— 京プラン後半期における取組の方向性 —

18歳人口の更なる減少や大学進学率の鈍化、グローバル化の進展による国際的な大学間競争の激化など、大学を取り巻く環境の厳しさが増している。そのため、国内外の学生が憧れる「大学のまち京都・学生のまち京都」の更なる発展に向けて、各大学の強みや個性を生かした学びの環境づくりの更なる推進や、留学生誘致に向けた戦略的な情報発信や受入環境整備、就職支援等に取り組む。

また、京都に住み続け、京都で活躍したい若者のために、地域や企業とのつながりを深める取組を一層推進すると同時に、京都への誇りを持って、世界に羽ばたく国際的なリーダーを育成するため、京都が誇る伝統文化や芸術に接し、体得ができる取組を充実する。

主な共汎指標

① 留学生数

5,592人（22年度） ⇒ 6,998人（27年度） ⇒ **目標** 15,000人（32年度）

② 青少年（30歳以下）が参画している審議会等の割合

10.5%（22年度） ⇒ 12.2%（26年度） ⇒ **目標** 20%（32年度）

重点プロジェクト

1 世界にはばたく伝統産業後継者育成事業

京都市産業技術研究所における後継者育成研修を通じた技術の習得支援に加え、若手職人と伝統産業事業者との就労マッチングや、海外及び現代の市場ニーズに合ったものづくりから販売戦略・販路開拓支援まで、産学公が連携して意欲のある若手職人をトータルでサポートすることにより、伝統産業の未来を担う後継者の育成に取り組む。

2 芸術家や世界に誇る創造的なひとを育成する京都市立芸術大学の移転整備推進

芸術家をはじめ世界に誇る創造的なひとを育成する大学として更なる発展を目指す京都市立芸術大学の移転整備を推進する。

3 大学を核にした地域連携、企業連携の推進

京都のまち全体をキャンパスとした学びを充実させ、「地域を大切にする心」を育んだ学生を京都はもとより日本全国・世界各地に輩出するため、大学や学生が地域と一緒にとなって行うまちづくりや地域活性化の取組を一層推進するとともに、学生と京都企業が協働して、企業が抱える課題解決等のプロジェクトに取り組む。

4 留学生誘致の総合的な取組の推進

世界の学生が憧れる「大学のまち京都・学生のまち京都」を目指し、本市独自の取組に加え、オール京都で留学生の誘致・支援を進めるために設立した留学生スタディ京都ネットワークを軸に、留学生が快適に学べる環境づくりを総合的に進め、留学先としての京都の魅力向上を図る。

- (1) 外国人留学生誘致、生活支援、就職支援の充実
- (2) 民間住宅等の空き家活用や市営住宅における受入促進による留学生の住居確保への支援
- (3) 来日直後の留学生の暮らしを支援するウェルカム・パッケージの実施

戦略を推進する3つの柱

柱1 個性、魅力、活力にあふれた「大学のまち京都・学生のまち京都」の更なる発展

- ① 「大学の国際化」の総合的な支援 新規
- ② 大学の知を活かした多角的な市政研究事業の推進 新規
- ③ 奥深い京都の魅力を研究する「京都学」の更なる発展への支援と国内外への発信 新規
- ④ ワンストップ窓口における学びの環境充実に向けた施設整備等への支援
- ⑤ 京都学生広報部の活動をはじめ大学生による京都の魅力の国内外への発信

一別掲・再掲事業一

- ⑥ 世界で活躍する研究者等が集う交流拠点の形成<P39>

柱2 夢や希望の育み、地域・社会との多様なつながりづくりの推進

- ① 学齢期の学びが生涯の生き方・社会貢献につながる社会的・職業的自立に向けた生き方探究教育の推進
- ② 青少年活動センターを拠点とした若者文化（ユースカルチャー）の発信 新規
- ③ 若者の職業的自立を支援する「京都若者サポートステーション」の取組の推進など、更なる青少年の自立支援の強化
- ④ 学校での学びを地域・社会の課題解決につなげ、子どもの社会参画の力や政治的教養を育む教育の推進 新規
- ⑤ 審議会への参画など青少年の市政参加の促進
- ⑥ 京都学生祭典をはじめ学生の主体的活動と連携した産業や文化、まちづくりなどの推進
- ⑦ 京都観光職業体験など京都ならではの働き方体験事業 新規

一別掲・再掲事業一

- ⑧ 地域活動や市民活動団体への幅広い世代や主体の参加・連携による担い手の創出・育成<P56>
- ⑨ 京都の強みを活かした産業振興による安定した雇用の創出やひとつづくりの推進<P40>
- ⑩ 中小企業と若者・学生とのマッチングなど中小企業の働き手・担い手確保支援の推進<P38>
- ⑪ 不本意非正規の正規化など安定雇用に向けた京都ならではの働き方改革推進<P40>
- ⑫ 大学等との連携による観光産業の担い手の育成<P35>
- ⑬ 介護・福祉を支える担い手の育成・確保支援<P62>
- ⑭ 質の高い幼児教育・保育を提供するための保育士等確保に向けた取組の推進<P48>

柱3 ほんものの文化に触れ、学び、身に付けるとともに、挑戦する行動力や国際力を養成する機会の拡充

- ① 「京都・和の文化体験の日」の実施など若者を対象とした伝統的な文化芸術に触れる機会の創出
- ② アーティスト・イン・レジデンス※の強化など世界の若手アーティストが集まる文化芸術の交流の場づくりを目指した環境整備

- ③ 京都産学公共同研究拠点「知恵の輪」における技術者育成の推進
- ④ 空き家の紹介やアトリエの提供、展覧会の開催支援など若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり
- ⑤ 中高生による「京都検定3級」チャレンジ事業等による伝統と文化を次代に受け継ぐ担い手の育成

—別掲・再掲事業—

- ⑥ 京エコロジーセンターの環境活動拠点（海外との交流、大学生の環境活動支援）としての機能向上<P18>
- ⑦ 青少年科学センターにおける企業・大学等と連携した特別展の開催や展示スペースのリニューアルなど科学に対する興味関心・探究心の向上を図る取組の推進<P49>
- ⑧ グローバルコミュニケーション力育成プロジェクトの推進<P49>
- ⑨ 子どもたちが、芸術家や職人、地域の方から「伝統文化や伝統産業のほんものの魅力」を学ぶ機会の充実<P26>
- ⑩ 京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援<P28>
- ⑪ 京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター創造事業の推進<P38>
- ⑫ 京都の奥深い魅力を伝える名人の育成など、京都ならではのおもてなし力の更なる向上<P34>

〈用語説明〉

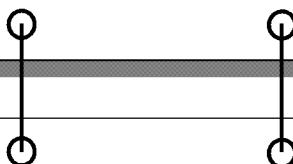
- ※ アーティスト・イン・レジデンス：
異なる文化に触れることで新しい芸術表現を生み出そうとする国内外のアーティストや芸術分野の研究者等が、一定期間、京都に滞在しながら創作活動や交流を行うプログラム

**重点 子どもと親と地域の笑顔があふれる
戦略 「子どもを共に育む戦略」**

－ 京プランに掲げた「基本的な考え方」 －

子どもと親と地域に笑顔があふれ、安心して子どもを生み、楽しく育てることができ、子どもたちがすくすくと成長するまちづくりを進める。

そのために、社会全体で子どもを育むという「子どもを共に育む京都市民憲章」に基づく行動の輪を広げ、地域力を生かした子育て支援サービスや小児医療体制の充実、仕事と生活が調和し男女がともに子どもを育てる社会に向けた条件整備、健全な育成環境づくりに取り組み、企業も参画して市民ぐるみ・地域ぐるみの子育てと教育を充実する。



－ 京プラン後半期における取組の方向性 －

「子どもを共に育む京都市民憲章」（愛称：京都はぐくみ憲章）の理念のもと、子育て支援ニーズの多様化や子育てに対する不安感・負担感の増大、家庭や地域の「子育て力」の低下や貧困家庭等の子どもの問題などに的確に対応し、「京都で育ってよかった」、「京都で学んでよかった」、「京都で子育てをしたい」と実感いただける「子育て・教育環境日本一」を目指す。

そのために、未来を託すすべての子どもたちが健やかで心豊かに育まれるまちづくり、市民ぐるみ・地域ぐるみで子育てを支え合う風土づくり、伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子どもたちを育成する取組を充実する。

主な共汎指標

① 京都はぐくみ憲章の認知度

（子育て・教育関連イベント等におけるアンケート調査で「京都はぐくみ憲章を知っている」と回答した小学生の保護者の割合）

28% (20年度) ⇒ 36% (26年度) ⇒ **目標** 50% (32年度)

② 保育所等*待機児童数

236人 (22年度) ⇒ 0人 (27年度) ⇒ **目標** 待機児童ゼロの継続 (32年度)

③ 「将来の夢や目標を持っている」中学3年生の割合

（全国学力・学習状況調査の質問紙調査で「将来の夢や目標を持っている」という設問に対して「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した京都市立中学校3年生の割合）

68.4% (21年度) ⇒ 69.7% (27年度) ⇒ **目標** 75% (32年度)

重点プロジェクト

1 「京都はぐくみ憲章」の実践により、子どもたちを心豊かで健やかに育む社会づくり

「京都はぐくみ憲章」を、いつでも、どこでも、だれもが「自分ごと」として実践するため、子どもたちを市民ぐるみ・地域ぐるみで育むまちづくりを推進する「京都はぐくみ憲章推進本部（仮称）」を設置し、あらゆる分野の施策において、憲章の理念につながる取組の推進及び啓発等を強化する。

2 次世代のはぐくみと妊娠前から出産・育児まで切れ目のない支援

不妊治療の更なる負担軽減など不妊・不育症対策の充実を図るとともに、妊娠婦や子育て家庭が妊娠・出産・育児の時期を安心して過ごせるよう、切れ目なく支援する取組を推進する。

- (1) 思春期保健対策の強化
- (2) 妊娠前から出産・育児を通じた包括支援の推進
- (3) 子育てに関する支援施策などを総合的に案内する「子育て支援コンシェルジュ」の創設 **新規**
- (4) 子育て・若年層世帯に対する住宅支援
- (5) 「子どもを共に育む親支援プログラム」及び「青少年のための親学習プログラム」の推進

3 幼児教育・保育の充実と経済的負担の軽減

幼児教育・保育の充実により、保育所等待機児童ゼロを継続するとともに、子育てに係る経済的な負担を軽減する取組を推進する。

- (1) 子どもの医療費負担軽減の更なる拡充
- (2) 幼児教育・保育における利用者負担の軽減の継続
- (3) 保育所等の待機児童ゼロの継続
- (4) 多様な保育サービスの提供～時間外保育（延長保育）、一時預かり、病児・病後児保育、休日保育などの取組～
- (5) 幼稚園等における預かり保育の充実

4 放課後の子どもたちの居場所づくりの充実

子ども・子育て支援新制度のもと、障害のある児童の受入体制を強化するなど事業の質の確保と利用児童の処遇の更なる向上に取り組みながら、学童クラブ事業の待機児童ゼロを継続する。併せて、重症心身障害児や医療的ケアが必要な重度障害児の放課後の居場所づくりを推進する。

5 保幼小中高を見通したきめ細かな支援による、すべての子どもたちの可能性を最大限引き出す教育環境の充実

校区の状況に応じた全中学校区での小中一貫教育を引き続き推進し、義務教育9年間で学習習慣の定着と確かな学力の保障はもとより、豊かな感性や規範意識を育むとともに、子どもの発達や個々の状況に応じた、保幼小中高を見通したきめ細かな支援により、すべての子どもたちの可能性を最大限引き出す教育環境の充実を図る。

- (1) 未来スタディ・サポート教室などの放課後・学力ステップアップ事業の実施等によるすべての子どもたちの学力の定着・充実に向けた取組の推進
- (2) 小中一貫教育の更なる推進
- (3) 「新しい定時制単独高校」や「新しい普通科系高校」の創設など市立高校の発展をめざした改革の推進と各校の特色ある取組の充実
- (4) 障害のあるひととないひとが共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念に基づくひとりひとりのニーズに応じた教育の推進
- (5) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充などによる不登校児童生徒の健やかな学び・育ちの保障に向けた指導支援の充実

6 防災と環境に配慮した学校施設・設備整備事業の計画的な推進

「京都市学校施設マネジメント基本計画（仮称）」に基づき、長寿命化などにより学校施設整備の中長期的なトータルコストの縮減・予算の平準化を図りながら、環境に配慮した改修、耐震性能の向上、さらには、トイレの洋式化など快適トイレの拡充等による災害時を想定した避難所施設としての機能向上等の取組を一層進める。

戦略を推進する3つの柱

柱1 未来を託すすべての子どもたちが健やかで心豊かに育まれるまちづくり

- ① 「京都はぐくみアプリ」による情報発信をはじめ、子育て支援情報の的確な提供
- ② 乳児院や児童養護施設等における家庭的な養育環境づくりの推進
- ③ 里親やファミリーホーム等における養育の推進
- ④ ひとり親家庭に対する相談・支援の強化
- ⑤ 質の高い幼児教育・保育を提供するための保育士等確保に向けた取組の推進
- ⑥ 幼児教育・保育の一体的提供の推進と市独自の保育士配置の充実など質の向上に向けた取組 **新規**
- ⑦ 住民に身近な区役所・支所における幼児教育・保育利用者への支援ときめ細かな対応の推進
- ⑧ 子育て支援拠点としての幼稚園、保育園（所）、認定こども園、児童館等の機能強化
- ⑨ 障害のある児童等の保育の充実
- ⑩ 障害や疾病等により支援が必要な子どもの支援体制の充実

- ⑪ 食育の推進及び子どもの状態に応じたきめ細かな食事の提供
 - ⑫ 児童虐待への対策強化及び被虐待児の保護と家族再統合・自立支援
 - ⑬ 家庭での読み聞かせのきっかけをつくる「京都版ブックスタート事業」など子どもの読書活動の推進
 - ⑭ 京都ならではのすまいや暮らし方等を学ぶ「住教育」及び子どもたちが健やかに育つ住まい方等を創造する「住育」の推進 **新規**
- 別掲・再掲事業—
- ⑮ 地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの施設一体化を契機とした機能充実<P62>

柱2 市民ぐるみ・地域ぐるみで子育てを支えあう風土づくり

- ① 市民と行政が一体となった子育て支援ネットワークの充実
- ② ファミリーサポート事業など地域における子育て支援活動の活性化
- ③ 保護者・地域が学校運営に参画する学校運営協議会の設置校拡大や絆の大切さを実感する地域での体験活動の充実など開かれた学校づくりの更なる推進
- ④ 学校・地域が協働して進める新たな学びの場の創出「学校ふれあい手づくり事業」の推進
- ⑤ インターネット等に潜む危険性から子どもたちを守る取組の推進
- ⑥ 子どもたちのより良い教育環境の充実をめざした地域住民・保護者が主導する学校統合の推進

柱3 伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子どもたちの育成

- ① 京都の教育の一翼を担う私学教育の助成
- ② 「多文化が息づくまち」の実現に向けた学校教育の充実と留学生との交流の場の拡大
- ③ LD（学習障害）等の発達障害がある児童生徒への支援の充実
- ④ 総合支援学校高等部生徒の自立と社会参加を目指したキャリア教育・就労支援の推進
- ⑤ 学校・地域・保護者・関係機関等との連携による薬物乱用防止教育の推進
- ⑥ いじめを許さない心など子どもたちの絆づくりや子どもの規範意識を育む取組の充実
- ⑦ 各学校での「ジャンプアップ・プロジェクト」の実施や小学校部活動の充実等による子どもの体力向上に向けた取組の推進
- ⑧ 大幅な世代交代を踏まえた教職員の資質・指導力向上に向けた取組の充実
- ⑨ グローバルコミュニケーション力育成プロジェクトの推進
- ⑩ 青少年科学センターにおける企業・大学等と連携した特別展の開催や展示スペースのリニューアルなど科学に対する興味関心・探究心の向上を図る取組の推進

一別掲・再掲事業一

- ⑪ 子どもたちが、芸術家や職人、地域の方から「伝統文化や伝統産業のほんものの魅力」を学ぶ機会の充実<P26>
- ⑫ 学校給食における「和食」の充実に向けた取組の推進と情報発信<P28>
- ⑬ 中高生による「京都検定3級」チャレンジ事業等による伝統と文化を次代に受け継ぐ担い手の育成<P45>
- ⑭ 学齢期の学びが生涯の生き方・社会貢献につながる社会的・職業的自立に向けた生き方探究教育の推進<P44>
- ⑮ 学校での学びを地域・社会の課題解決につなげ、子どもの社会参画の力や政治的教養を育む教育の推進<P44>

〈用語説明〉

※ 保育所等：

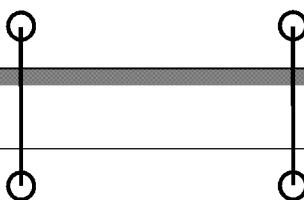
保育園（所）, 認定こども園, 小規模保育事業等の地域型保育事業

**重点 仕事と家庭、社会貢献が調和できる
戦略 「真のワーク・ライフ・バランス戦略」**

— 京プランに掲げた「基本的な考え方」 —

若者をはじめ、市民ひとりひとりが仕事や家庭生活、社会貢献などにおいて、生きがいと充実感を得て人生が送れる真のワーク・ライフ・バランスを定着させる。

そのために、だれもがともに能力を発揮できる労働環境の整備、子育てや介護などの負担軽減のための支援強化や男性の積極的な参加の促進、地域社会における活動に参加しやすい条件の整備、生涯を通じて学び続けられ、その学びを社会に還元することができる環境の整備などを行う。



— 京プラン後半期における取組の方向性 —

京プランで新たに掲げた「真のワーク・ライフ・バランス」の理念*は、十分に浸透しているとは言えない状況にある。

このため、市民ひとりひとりがライフスタイル・ライフステージに応じて実践していくための環境整備、普及啓発・情報発信の更なる強化を図る。

とりわけ、男性の家庭生活への主体的な参画を促進し、社会のあらゆる分野で男女共同参画をより一層推進すると同時に、働き方改革に取り組む企業等への支援を積極的に行うことにより、幅広い世代の地域活動等への更なる参加を促進する。

主な共汎指標

① 「真のワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度

(「真のワーク・ライフ・バランス」に関する市民アンケートで「言葉も意味も知っていた」「言葉は聞いたことがある」と回答した割合の合計)

— (23年度) ⇒ 23.3% (27年度) ⇒ **目標** 50% (32年度)

② 「真のワーク・ライフ・バランス」を実現できているひとの割合

(「真のワーク・ライフ・バランス」に関する市民アンケートで「実現できている」「どちらかといえば実現できている」と回答した割合の合計)

14% (23年度) ⇒ 46.2% (27年度) ⇒ **目標** 50% (32年度)

③ 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進を宣言している企業数

68社 (23年度) ⇒ 1,408社 (26年度) ⇒ **目標** 3,200社 (32年度)

重点プロジェクト

1 「真のワーク・ライフ・バランス」認知度アッププロジェクト 新規

仕事や家庭生活との調和を図りながら、地域活動や社会貢献に積極的に取り組む「真のワーク・ライフ・バランス」を推進するため、「真のワーク・ライフ・バランス」の日の設定、推進宣言大使の創設、ロゴマークの更なる活用など、とりわけ若い世代の知恵を生かして、ライフスタイル・ライフステージに応じた、認知度の向上、理解の促進、更には実践の輪を広げる取組を進める。

2 働き方改革に向けた環境整備の推進

仕事と家庭生活、更には地域活動や社会貢献活動との調和を図り、子育て・介護を理由とする離職をなくすため、中小企業の実情も踏まえつつ、長時間労働の是正などの働き方改革を進める。このため、企業・事業者向けに男性の育児休業取得奨励金制度を創設するとともに、家庭生活に加え、地域活動や社会貢献活動において従業員への配慮・推奨などに積極的に取り組む企業への支援や顕彰を行い、広く情報発信する。

3 男性が主体的に家事・子育て・介護等家庭生活に関わることができる環境・気運づくりの推進

各種セミナー等の開催やNPOや市民活動団体等とも連携を図り、親子参加型イベントへの男性の参加を促すほか、家事・子育て・介護等と仕事との両立に取り組む男性のロールモデル（模範）を発掘し、顕彰、情報発信を行うなど、男性が主体的に家事・子育て・介護等に関わる気運の醸成や環境づくりに取り組む。

4 結婚を望むひとを応援する「婚活支援事業」の更なる推進

結婚を望む未婚の男女に対し、共に人生を歩むパートナーとのつながりを築くきっかけとなる出会いと交流の場を提供する婚活イベントを実施する。また、ホームページ等による婚活に役立つ情報発信の強化を図る。

戦略を推進する3つの柱

柱1 だれもがともに能力を発揮できる労働環境の整備や子育てや介護などの負担軽減のための支援強化

- ① 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画の更なる推進に向けた市民・経済団体等との意見交換会の実施 新規
- ② 企業における「真のワーク・ライフ・バランス」の実現を支援するアドバイザーの派遣
- ③ 経済団体、京都府、京都労働局等との連携による「輝く女性応援京都会議」を核とした女性の活躍に向けた取組の推進

一別掲・再掲事業一

- ④ 京都の強みを活かした産業振興による安定した雇用の創出やひとづくりの推進<P40>
- ⑤ 不本意非正規の正規化など安定雇用に向けた京都ならではの働き方改革推進<P40>
- ⑥ 中小企業と若者・学生とのマッチングなど中小企業の働き手・担い手確保支援の推進<P38>
- ⑦ 幼児教育・保育の充実と経済的負担の軽減<P47>
- ⑧ 次世代のはぐくみと妊娠前から出産・育児まで切れ目のない支援<P47>
- ⑨ 子育て支援拠点としての幼稚園、保育園（所）、認定こども園、児童館等の機能強化<P48>
- ⑩ 放課後の子どもたちの居場所づくりの充実<P47>
- ⑪ 質の高い幼児教育・保育を提供するための保育士等確保に向けた取組の推進<P48>
- ⑫ 特別養護老人ホームをはじめとする介護サービス基盤の充実<P62>
- ⑬ 介護・福祉を支える担い手の育成・確保支援<P62>

柱2 地域活動に参加しやすい条件整備、生涯学び続けられ、その学びを社会に還元することができる環境整備

- ① 積極的に取り組む市民を発掘する「真のワーク・ライフ・バランス応援・発信プロジェクト」（「真のワーク・ライフ・バランス」実践エピソード募集及び表彰）
- ② より質の高い生涯学習事業の推進
- ③ 図書の充実や駅等での返却システム構築など利便性向上による一層身近な図書館づくり

一別掲・再掲事業一

- ④ 地域活動や市民活動団体への幅広い世代や主体の参加・連携による担い手の創出・育成<P56>
- ⑤ 区役所・支所と各種団体、NPO、保育所、学校・PTA・学校運営協議会、大学、企業との連携の推進<P56>
- ⑥ 若者の地域活動への参加促進<P56>
- ⑦ 市民ぐるみで健康づくりに取り組む「世界一健康長寿のまち・京都」推進プロジェクト<P60>
- ⑧ 高齢者が地域の支え手として活躍できる仕組みづくり<P62>
- ⑨ 「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に向け、本市職員が率先して仕事と家庭生活を調和させ、地域で京都のまちづくりなどに取り組むことができる職場づくりの推進<P98>

柱3 「真のワーク・ライフ・バランス」が実現した社会づくりのための啓発及び情報発信

- ① 「真のワーク・ライフ・バランス」のキャラクター制作やマンガ等を活用した親しみやすい情報発信
- ② 家庭での家事・子育て、仕事、地域活動など、女性の様々な“輝き方”の情報発信 新規

〈用語説明〉

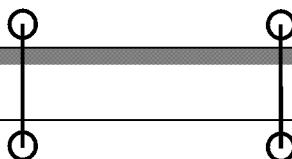
- ※ 「真のワーク・ライフ・バランス」の理念：
　仕事と家庭生活の調和だけでなく、地域活動や社会貢献活動等に積極的に参加することによって、誰もが生きがいと充実感を持って、心豊かな人生を送ることができるという、京プランに掲げた考え方

**重点 だれもが参加したくなる
戦略 「地域コミュニティ活性化戦略」**

－ 京プランに掲げた「基本的な考え方」 －

市民のくらしの基盤であり、長年にわたり培われた住民自治の伝統や支え合いの精神が息づく町内会や自治会、学区、商店街など地域のコミュニティを活性化し、ひとつひと、ひとと地域との絆や信頼を強め、自治力を高める。

そのために、だれもが地域活動に参加したくなるきっかけづくり、町内会・自治会等の地域コミュニティや市民活動団体と行政の連携のしくみづくり、地域における市民のさまざまな居場所や活躍の場づくりなどを進め、地域の自主的、自律的な地域運営を充実させる。こうした取組を行政が側面から支援し、地域の主体的なまちづくりを推進する。



－ 京プラン後半期における取組の方向性 －

平成24年4月に地域コミュニティ活性化推進条例を施行して以来、地域力を高めるための様々な取組を展開し、自治会・町内会においても地域活動支援制度などを活用した加入促進が行われているにもかかわらず、自治会・町内会の加入率が横ばいで推移しているといった現状を踏まえ、地域を支援する取組を強化する。特に学校・PTAや住宅関連事業者をはじめとする企業、NPO等と地域組織との連携の強化や、地域自治組織の活性化に向けた新たなしくみづくりにより、地域力の強化、将来の地域の担い手確保を促進し、地域コミュニティの活性化を更に推し進めていく。

主な共通指標

① 自治会等加入率

70% (22年度) ⇒ 70% (26年度) ⇒ **目標** 77% (32年度)

② 市所管のNPO法人数

768法人 (23年度) ⇒ 820法人 (26年度) ⇒ **目標** 920法人 (32年度)

重点プロジェクト

1 住宅関連事業者等と連携した自治会・町内会への加入促進 新規

住宅関連事業者等と連携して自治会・町内会の加入促進に取り組むため、不動産仲介業者をはじめとする住宅事業者が新たなマンション入居者に対して自治会・町内会の加入啓発を行うことなどを内容とした協定を、京都市と事業者との間で締結する。

また、マンション連絡調整担当者届出・開示制度の検証・改善を行うとともに、戸建て住宅などの宅地開発についても同様の制度の構築を図る。

2 地域活動や市民活動団体への幅広い世代や主体の参加・連携による担い手の創出・育成 新規

地縁団体と市民活動団体の新たな担い手を創出・育成し、次世代への円滑な引継ぎを支援するため、「真のワーク・ライフ・バランス」を推進し、子育て世代や民間企業等の従業員向け各種講座を開催するなどにより、市職員の率先垂範はもとより幅広い世代の地域活動への参加を促進する。

また、自治会・町内会等とNPO法人が連携して取り組む事業に対して支援を行うなど、地縁団体と市民活動団体の連携をより一層推進する。

3 区役所・支所と各種団体、NPO、保育所、学校・PTA・学校運営協議会、大学、企業との連携の推進 新規

区役所・支所と地域や学校等とのパイプ役であるまちづくりアドバイザー、子ども育みサポーター（教育委員会首席社会教育主事）等の専門性をいかし、保育所、学校・PTA・学校運営協議会、自治会・町内会、社会福祉協議会・民生児童委員協議会などの地域福祉組織、地域あんしん支援員、大学、企業のネットワークを強め、地域のまちづくりを推進する。

このため、自治会・町内会とPTAのそれぞれに連絡担当者の設置を働きかけるとともに、市民活動総合センターなどとの連携や“みんなごと”的まちづくり推進事業のサポーター制度の活用などにより、地域団体とNPO等がネットワークづくりや協働を行う機会を充実する。

4 若者の地域活動への参加促進 新規

地域行事への子どもの参加（演奏、演技など）が定着しているが、更に一步進め、企画段階から参画してもらうなど、区役所・支所や青少年活動センターなどを拠点に、学校とも連携を強め、中学・高校生等の若者の地域活動へのより主体的なかかわりを促すことにより、地域への理解を深め、将来の担い手の育成につなげる。

また、大学生についても、入学時の早い段階から、転入に伴う住民票の異動とともに、自治会・町内会への加入や地域活動への参加を呼びかける。さらに、その後も地域活動に関する情報が伝わる仕組みづくりを行う。

5 京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり「区民提案・共済型まちづくり支援事業」の充実

区民が自発的、自主的に企画・実践するまちづくり活動をより一層支援するため、活動経費の一部を補助する「区民提案型支援事業」の更なる充実を図るとともに、当該予算に上乗せしている「だいすきっ！京都。寄付金(応援メニュー：地域振興)」の更なる獲得とより効果的な活用を進める。

また、地域の多様な主体が各区基本計画の実現や地域課題の解決に取り組む「区民まちづくり会議」について、対話型の形式にするなど、区民と行政とのより創造的なまちづくりにつながるよう充実する。

6 各区における「まちづくりカフェ事業」の推進

まちづくりに興味・関心のある方々が集い、情報交換を行う場である「まちづくりカフェ事業」を全区に拡大するとともに、交流・発表の場づくりや成功事例集等の作成、更には、区の未来を語り合うフューチャーセンター※化など、一層の活性化、発展を促す。

戦略を推進する3つの柱

柱1 だれもが地域活動に参加したくなるきっかけづくり

- ① 自治会・町内会アンケートをいかした地域の主体的な取組の促進 新規
- ② 地域連携・安心安全快適マンション認定制度（仮称）の創設 新規
- ③ 自治会・町内会への加入を促進するための「地域力アップキャンペーン月間（仮称）」の設定 新規

－別掲・再掲事業－

- ④ 働き方改革に向けた環境整備の推進<P52>
- ⑤ 国籍や文化の違いを超えて互いに理解し尊重しあう多文化共生のまちづくりの推進<P61>
- ⑥ 東日本大震災の教訓を踏まえ市民ぐるみで進める地域防災力の向上<P60>
- ⑦ 燃死者ゼロを目指した取組と市民・地域が主体となった放火されないまちづくりの推進<P63>
- ⑧ 「京都はぐくみ憲章」の実践により、子どもたちを心豊かで健やかに育む社会づくり<P47>

柱2 地域コミュニティや市民活動団体と行政の連携のしくみづくり

- ① 地域自治組織の活性化に向けた新たなしくみづくりの検討 新規
- ② 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度の充実

一別掲・再掲事業一

- ③ 環境にやさしい取組を主体的に推進するエコ学区活動の充実<P18>
- ④ 大学を核にした地域連携、企業連携の推進<P43>
- ⑤ 京都のまちづくりの課題に「ひとごと」ではなく「自分ごと」、「みんなごと」として市民・行政が協働して取り組む「“みんなごと”のまちづくり推進事業（仮称）」の推進<P31>
- ⑥ 世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動の推進<P60>
- ⑦ 地域あんしん支援員による寄り添い型支援体制の充実<P62>
- ⑧ 高齢者が地域の支え手として活躍できる仕組みづくり<P62>
- ⑨ 太陽光などの再生可能エネルギーの普及拡大<P19>
- ⑩ 地域景観づくり協議会制度の普及など地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援<P31>
- ⑪ 歴史都市京都における密集市街地・細街路の防災まちづくり<P61>

柱3 地域におけるさまざまな居場所や活躍の場づくり

- ① 総合的な空き家対策の推進
- ② 多世代が交流できるコミュニティひろばとしての再整備など、地域の状況に応じたちびっこひろばの有効活用
- ③ 集会所新築等補助金制度の拡充 **新規**
- ④ 市営住宅の住戸等を活用した地域コミュニティを活性化するための場づくり

一別掲・再掲事業一

- ⑤ 「商店街空き店舗解消促進事業」の推進<P40>
- ⑥ 商業者と事業者・地域住民・学生等との交流を通じて商業や地域の活性化を図る「まち・お店・ひと 縁結びプロジェクト」の推進<P40>
- ⑦ 保護者・地域が学校運営に参画する学校運営協議会の設置校拡大や絆の大切さを実感する地域での体験活動の充実など開かれた学校づくりの更なる推進<P49>
- ⑧ 学校・地域が協働して進める新たな学びの場の創出「学校ふれあい手づくり事業」の推進<P49>
- ⑨ 子どもたちのより良い教育環境の充実をめざした地域住民・保護者が主導する学校統合の推進<P49>

〈用語説明〉

※ フューチャーセンター：

市民、NPO、企業、行政等多様な主体が集まり、未来志向で対話し、地域や組織の問題解決の方法を検討し、その実現をサポートしていく機能を有する施設や仕組み

重点 安心・安全と生きがいを実感できる 戦略 「いのちとくらしを守る戦略」

－ 京プランに掲げた「基本的な考え方」 －

子ども、高齢者、障害のあるひと、外国籍市民をはじめ市民ひとりひとりが、社会のなかで尊重され、役割を果たし、生きがいを実感できるとともに、都市部や郊外・山間部を問わず、いきいきとした生活を送れる社会を実現する。

そのために、世代を越えた日常の交流の場、安定した就労や社会参加の機会を広げるとともに、健康なくらしを実現するための支援、福祉、医療、生活衛生、児童虐待やDV^{*1}対策の充実などを進める。また、ユニバーサルデザイン^{*2}による住みよい生活環境の整備や、消防・防災、防犯等の分野で市民のいのちとくらしを守るしくみと都市基盤を充実するなど、市民、事業者、行政の協働による安心・安全なまちづくりを進める。

－ 京プラン後半期における取組の方向性 －

「人は安全で安心して暮らせるまちに集まる。人口減少に歯止めをかけるため、いのちとくらしを守り、安心・安全で幸福を実感できる「支え合い自治が息づくまち・京都」を実現していかねばならない。」との基本計画点検委員会からの提言を受け、前半期に引き続き、市民ひとりひとりが安心・安全と生きがいを実感できるまちづくりを進める。

とりわけ、「食」や「身体活動・スポーツ」を柱とした健康長寿のまちづくり、さらに、高齢者や子ども、学生、女性などを狙う犯罪、多発する集中豪雨など、昨今の課題を踏まえ、犯罪の少ないまちづくり、震災対策、雨に強いまちづくりを重点取組に位置付け、市民、事業者との協働でより一層推進する。

主な共汎指標

① 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合

(京都市国保の特定健診の問診票において「はい」と回答した割合)

(40~64歳)

男性 40.4% (22年度) ⇒ 43.2% (26年度) ⇒ **目標** 51% (32年度)

女性 43.3% (22年度) ⇒ 45.4% (26年度) ⇒ **目標** 52% (32年度)

(65歳以上)

男性 58.6% (22年度) ⇒ 57.5% (26年度) ⇒ **目標** 66% (32年度)

女性 55.9% (22年度) ⇒ 57.7% (26年度) ⇒ **目標** 63% (32年度)

② 京都市内における犯罪件数：刑法犯認知件数

27,832 件 (22 年) ⇒ 15,934 件 (27 年) ⇒ **目標** 1 万 5 千件以下 (32 年)
(参考) 19,146 件 (26 年) ピーク時 42,395 件 (16 年)

③ 各地域で策定した避難所運営マニュアルに基づき訓練を実施した避難所数

— (22 年度) ⇒ 175 箇所 (26 年度) ⇒ **目標** 全 422 箇所 (32 年度)

④ 各地域で策定した防災行動マニュアルに基づき大規模災害を想定した訓練を実施した自主防災会数

— (26 年度) ⇒ **目標** 全 227 自主防災会 (31 年度)

重点プロジェクト

1 市民ぐるみで健康づくりに取り組む「世界一健康長寿のまち・京都」推進プロジェクト

新規

市民の健康寿命を平均寿命に近づけ、年齢を重ねても、ひとりひとりのいのちが輝き、地域の支え手としても活躍できる、活力ある地域社会の実現を目指す。このため、市民参加の下で「健康長寿のまち」の分かりやすい目標を設定し、その普及に努めるとともに、幅広い市民団体や企業等が参加する「健康長寿のまち・京都市民会議」と連携し、「身体活動・スポーツ」や「食」、「口腔ケア」等に関わる取組を通じて、ライフステージ等に応じた健康づくりを市民ぐるみで推進する。

2 世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動の推進

市民生活の一層の安心安全の実現とともに、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ 2021 等の開催を見据えた観光旅行者等の安心安全の向上による「世界一安心安全 笑顔でやさしさあふれるおもてなしのまち京都」を目指す。そのため、市民、京都市、京都府警察等の連携により、地域の特性、課題等に応じた行政区単位の犯罪防止等の一層の取組を全区において実施し、京都ならではの地域力・人間力をいかした市民ぐるみの運動を推進する。

3 東日本大震災の教訓を踏まえ市民ぐるみで進める地域防災力の向上

女性や若者をはじめ誰もが参加しやすい地域の防災活動や避難所運営訓練の充実などにより、地域防災力の一層の向上を図る。

- (1) 住民主体の避難所運営訓練の実施と公的備蓄物資の分散備蓄の推進
- (2) 若者・女性が活躍し、地域から頼られる消防団活動の更なる充実
- (3) 防災行動マニュアルの策定・実践を通じた自主防災組織の更なる防災力向上
- (4) 年代に応じた防災カリキュラムによる幼少年期からの防災教育の充実 **新規**
- (5) 災害への我が事意識を高める防災体験の機会充実
- (6) 飼い主とペットと一緒に避難できる避難所の受入体制強化 **新規**

4 雨に強いまちづくりの推進

近年多発する集中豪雨等による浸水被害を最小化するため、「「雨に強いまちづくり」推進行動計画」に基づき、「ながす」、「ためる・しみこませる」、「くみだす」、「つたえる・にげる」、「そなえる・まもる」をキーワードに、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な対策を実施する。

- (1) 河川の整備及び効果的な維持管理による治水安全度の向上
- (2) 下水道における雨水幹線等の整備による浸水対策の推進
- (3) 集中監視システムを活用した排水機場の適切な運転管理及び計画的な修繕
- (4) 防災マップ(水災害編)改訂版の全戸配布
- (5) 水防体制の強化

5 ひと・ものの交流促進とまちの持続的成長を支えるための道路整備の推進

効率的・効果的な道路整備を進めるために、事業の必要な点検、見直しを行ったうえ、安心・安全を確保し、ひと・ものの交流促進とまちの持続的な成長を支えるための道路整備を推進する。

- (1) 北部山間地域の「北半環状ルート^{*3}」における道路改良や待避所の設置
- (2) 山科から洛西を結ぶ「南半環状ルート^{*4}」の完成に向けた事業中区間の整備推進
- (3) 市街地におけるミッシングリンク（未整備区間）の解消等による幹線道路網の充実
- (4) 京都高速道路の抜本的な見直しと南北方向のボトルネック解消など交通課題への対応

6 歴史都市京都における密集市街地・細街路の防災まちづくり

災害時に避難や救助に支障を来たす恐れのある密集市街地や細街路において、地域をはじめ、専門家や民間事業者と行政との協働の下、総合的な空き家対策とも連携を図りながら、防災上の課題を共有するまちあるきや課題解決のための意見交換など防災まちづくり活動を促進するとともに、耐震・防火改修や避難経路の確保、防災ひろばの整備などの具体的改善を推進し、京都の風情を生かしつつ、災害に強く、住みよいまちを実現する。

戦略を推進する6つの柱

柱1 市民ひとりひとりが尊重される社会の実現

- ① 人権文化推進計画に基づく人権教育・啓発の取組充実
- ② ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の充実
- ③ 国籍や文化の違いを超えて互いに理解し尊重しあう多文化共生のまちづくりの推進
- ④ ニート、ひきこもり、不登校などの社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者への支援の推進

- ⑤ すべての人が生活しやすい社会の実現に向けた「みやこユニバーサルデザイン」及び障害者差別解消法の理念に基づく取組の推進
- ⑥ 障害のあるひと等への虐待の未然防止、早期発見、早期対応の推進

柱2 高齢者や障害のあるひとなどへの福祉の充実

- ① 地域あんしん支援員による寄り添い型支援体制の充実
- ② 障害のあるひとへの24時間相談体制の確立(障害者地域生活支援拠点の運営)
- ③ はあと・フレンズ・プロジェクトをはじめ障害のあるひとへの就労支援の更なる推進
- ④ グループホームをはじめ障害のあるひとが地域で安心して暮らせる施設の設置促進
- ⑤ 地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの施設一体化を契機とした機能充実
- ⑥ 高齢や障害のために、地域での生活に不安のあるひとの権利を守り、日常生活の自立を支える日常生活自立支援事業の充実
- ⑦ 高齢者を支える生活支援サービスの充実・強化
- ⑧ 高齢者が住み慣れた地域において医療や介護等のサービスを切れ目なく提供する「京都市版地域包括ケアシステム」の構築
- ⑨ 医療・介護・福祉の連携による認知症対策の充実
- ⑩ 特別養護老人ホームをはじめとする介護サービス基盤の充実
- ⑪ 介護・福祉を支える担い手の育成・確保支援
- ⑫ 高齢者に配慮した住宅の普及促進や高齢者が賃貸住宅へ円滑に入居するための支援の充実
- ⑬ 生活保護受給者及び生活困窮者に対する自立支援の強化

柱3 社会参加、豊かな食生活、身体活動・スポーツなどにより健やかに生きがいを実感できる健康長寿のまちづくり

- ① 高齢者が地域の支え手として活躍できる仕組みづくり
- ② より使いやすく持続可能な敬老乗車証制度の構築
- ③ 健全な食生活の実践及び地域と連携した食育事業の推進
- ④ 人と動物との共生社会の推進
- ⑤ 肝炎対策の充実
- ⑥ がん検診の受診率向上など市民の健康づくりの推進
- ⑦ 地域社会全体で取り組む自殺総合対策の推進
- ⑧ 東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ 2021等の大規模国際スポーツ大会開催と連動した生涯スポーツの振興
- ⑨ 年齢や個性、環境に応じて誰もがスポーツを楽しむ機会の提供
- ⑩ 府市協調で進める運動公園の整備などスポーツ施設の充実
- ⑪ 「京都マラソン」の更なる定着・発展

柱4 市民の安心・安全なくらしを守るしくみの充実

- ① 地域における犯罪及び事故を未然に防止するための生活安全施策の推進
- ② 交通安全市民運動など京都市交通安全基本条例に基づく啓発活動の推進
- ③ 「京都市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の安全対策の推進
- ④ 繁華街における飲食店等による客引き行為等対策の推進
- ⑤ 犯罪被害者等支援策の推進
- ⑥ 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例に基づく喫煙マナーの向上
- ⑦ 有害鳥獣による農林業、市民生活への被害対策の推進
- ⑧ 世代やライフスタイル等に応じた消費者教育の推進
- ⑨ 消費者被害の未然防止、拡大防止等を図るための消費生活相談の推進
- ⑩ 食の安全性の確保と安心できる食生活の実現に向けた取組の推進
- ⑪ 新たな感染症等の健康危機事案への対応力の強化
- ⑫ 専門家派遣や改修助成など、分譲マンションを適切に維持管理するための支援の推進
- ⑬ 既存住宅の流通やリフォームの促進
- ⑭ 事故や急病から大切な人を救うための救命講習の実施
- ⑮ 緊急を要する人を1秒でも早く助ける救急体制の強化
- ⑯ 焼死者ゼロを目指した取組と市民・地域が主体となった放火されないまちづくりの推進
- ⑰ ICT等を活用した市民との協働による公共土木施設の維持管理
- ⑱ 公共土木施設のマネジメントの推進による安全かつ効率的な維持管理

柱5 いざというときに備える防災・減災対策の充実

- ① 危機管理センター（仮称）開設を見据えた新たな災害対策本部体制の構築 新規
- ② 市民にも利用しやすい防災情報システム・防災行政無線の整備
- ③ 高齢者や障害のあるひとなど避難行動要支援者への情報伝達の充実
- ④ 「まちの匠」の知恵を生かし、地域と連携しながら市民、事業者と共に取り組む民間建築物の耐震化の推進
- ⑤ 保育所など社会福祉施設耐震化の推進
- ⑥ 定期的な点検、査察の強化による既存建築物の安心安全対策の推進
- ⑦ UPZ^{※5}内の防護対策をはじめとする原子力防災対策の推進
- ⑧ 観光ボランティアガイド等との協力による文化財防災対策の推進
- ⑨ 学生自らの防災力を高める「京都学生消防サポーター」制度の充実

柱6 いのちとくらしを支える都市基盤の整備

- ① 市民のいのちとくらしを守るための道路、橋りょう、トンネル等の防災・老朽化対策の推進
- ② 路面下空洞調査及び空洞箇所の対策の実施による安心・安全な市民生活の確保と緊急時の輸送ルートの確保
- ③ 鉄道事業者と協働で進める踏切道の改良による交通渋滞や踏切事故の解消及び地域の活性化
- ④ 市営住宅ストック総合活用計画の推進による住宅セーフティネット機能の更なる充実
- ⑤ 老朽化した水道・下水道施設の計画的な改築更新
- ⑥ 地震等の災害に強い水道・下水道施設の整備
- ⑦ 安全・安心な生鮮食料品の流通を担い、市民の健康と食文化、産地を支える中央市場の施設整備の推進
- ⑧ 火災や自然災害などから市民を守る消防署所の整備
- ⑨ 高い耐震性能や災害対策活動の中核機能等を備えた災害対策の拠点となる市庁舎整備の推進

〈用語説明〉

- ※1 DV (Domestic Violence) :
配偶者・交際相手等からの暴力
- ※2 ユニバーサルデザイン :
製品や施設等を、すべてのひとが利用しやすいデザインにすることをめざす考え方
- ※3 北半環状ルート :
高雄から京北、花背等を経由し鞍馬に至る、国道162号や国道477号、京都広河原美山線等からなるルート
- ※4 南半環状ルート :
山科から六地蔵、横大路等を経由し洛西に至る、外環状線や中山石見線等からなるルート
- ※5 UPZ (Urgent Protective action planning Zone) :
緊急時防護措置を準備する区域（原子力発電所から概ね半径30kmを目安とする区域）

V 改革編 －「行政経営の大綱」の推進－

1 検討の視点

改革編には、「行政経営の大綱」の基本理念及び4つの基本方針に基づく取組を掲載しています。

【基本理念】市民とともに京都の未来を切り拓く

基本計画において、10年後に目指すべき京都市の姿として示された6つの「京都の未来像」には、市民をはじめとして、さまざまな活動主体がそのもてる力を存分に発揮し、いきいきと連携することによって生まれる、豊かで力強いこれからの中のあり様が描き出されています。

このような地域に住むものがみずから意思と責任でみずからのまちづくりを進める時代においては、行政は、個人や地域が引き受けることのできない分野を担うことはもちろん、地域のさまざまな活動主体との「共汗」によって、地域社会に大きな力を生み出し、また、その豊かさを下支えする存在へと進化する必要があります。

このため、変化にいち早く、的確に対応するための柔軟性を高め、行政に求められる役割をしっかりと果たすことのできる組織と人材を備え、また、「経済の活性化により、市民所得の向上や中小企業の活性化につなげ、ひいては税収増にもつなげていく」という視点をより重視し、都市の成長戦略と財政構造改革を車の両輪のごとく進めることによって、将来にわたって持続可能な財政を確立するとともに、市民に一層開かれ、市民とともに京都の未来を力強く切り拓く市役所づくりを進めていきます。

【基本方針】

- 1 参加と協働による市政とまちづくりの推進
- 2 情報の公開・共有と行政評価の推進
- 3 持続可能な行財政の確立
- 4 一層信頼される市役所づくりに向けた組織の改革と人材の育成

2 改革編の構成

改革編では、上記の4つの基本方針に沿って、取組の考え方と改革の主な取組などを示しています。

(改革編の記載例)

- 「◎」改革を先導する取組
- 「▶」改革の主な取組
- 「・」改革の主な取組の具体例又は内容説明

基本方針 1 参加と協働による市政とまちづくりの推進

本市では、全国に先駆けて市民参加を進める市民参加先進都市として、これまで市民と行政が共に、参加と協働による市政とまちづくりを積極的に推進してきた結果、市民が本市と共に地域のさまざまな課題解決の担い手となる「協働型社会」へのシフトが着実に進んでいます。

一方で、今日急速に進む人口減少社会の克服など、困難な政策課題が山積しており、その解決のためには、市民、地域、企業、大学、NPO、本市など、あらゆる主体がまちづくりにおいて担う範囲を互いに広げ、重ね合わせ、様々な課題により一層協働して挑戦することが必要です。

そうしたなか、「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略における、市民の主体的取組の提案募集や、提案実現のために市民・企業・大学・行政等が知恵や力を結集する「京都創生・お宝バンク」※は、市民等の既成概念にとらわれない生活者目線の提案をより一層活かし、積極的な取組意欲を大いに發揮いただく市政推進の新たな仕組みとして、人口減少対策に限らない可能性が期待できます。この取組提案募集や「お宝バンク」の仕組み等を活用しながら、参加と協働による市政とまちづくりの更なる深化を図り、市民と本市が、課題意識と同時に夢や未来を共有し、京都のまちの様々な課題を「ひとごと」ではなく、共に「自分ごと」、「みんなごと」として、あらゆる政策分野において知恵と力を出し合い、一体となってまちづくりを進めます。

また、区役所において、市民主体のまちづくり支援を行う機能の強化を図るとともに、市民みずから課題意識に基づく提案や活動を積極的に支援又は協働して取り組む施策を推進します。

※ 市民の取組提案を登録し、ホームページで公開して、提案の実現につながる情報や協力の申出を広く募集。また、お宝バンクに登録した取組提案者と、行政や企業、NPO、大学等との連携をコーディネートする。

1 市民との未来像・課題の共有とあらゆる分野での多様な主体の協働の推進

人口減少が進むとともに、価値観や地域課題が多様化している中で、市民と本市が未来像・課題を共有し、共に行動する関係をより一層強化することが不可欠です。

そのために、本市が保有する情報を積極的にオープンにし、市民と行政との「対話」の機会の充実を図りながら、市民・行政等多様な主体の協働を促進する新たな仕組みの整備と、協働による市政運営とまちづくりの一層効果的な推進に取り組みます。

◎ “みんなごと”のまちづくり推進事業（仮称）<新規：平成28年度から推進>

- ・ 人口減少問題を克服するための取組提案を市民から募集し、市民と行政が共に実現を目指す「京都創生・お宝バンク」の仕組みを発展させ、募集する提案を、より広くまちづくり全般に拡大。京都のまちの様々な課題の解決を、「ひとごと」ととらえるのではなく、市民と行政が共に「自分ごと」、「みんなごと」ととらえて協働する仕組みを構築し、推進

- **市民への情報提供、市民と市職員との対話の機会づくりの推進**
 - ・ 市民との協働のまちづくりに必要となる情報を積極的かつ迅速に提供・公開するとともに、市民と市職員が市政やまちづくりについて対話する機会を充実
- **市民と共に政策課題に取り組む協働型事業の充実など、あらゆる市政分野での協働の推進**
- **市民、地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社等の多様な主体の連携を促進する機会づくりや仕組みの充実**
 - ・ 市民、NPO、企業、行政等多様な主体が集まり、未来志向で対話し、地域や組織の問題解決の方法を検討する機会づくりや、アイデアの実現などをサポートしていく仕組み（フューチャーセンター機能）等の整備
- 「京都創生・お宝バンク」に登録された市民の取組提案の実現を支援するため、活動の場を提供する「まち・ひと・しごと・こころ京都創生館（仮称）」の開設や、人口減少等の課題について市民や関係団体が意見交換する場の設置

<新規：平成28年度から推進>

- **多様な主体の協働のまちづくり活動を支える「伴走型支援」の実施**
 - ・ 多様な主体の協働によるまちづくり活動に対して、様々な機関や団体等との連携により、進捗状況等を見守り、必要に応じて調整やアドバイスを行う「伴走型支援」の実施
- **各局区・各職場における市民参加推進のマネジメント体制の強化**
 - ・ 各局区の運営方針等に市民参加の観点を盛り込み公表することや、市民参加推進を担う職員の配置など、各局における市民参加推進のマネジメントを強化

2 市民の市政への参加の推進

本市では、これまで政策の形成・実施・評価といった市政運営のあらゆる過程に市民が参加する機会を設け、市民の意見をしっかりと聴き、把握する取組を推進してきました。

より多くの市民が市政に参加し、またその成果が実感され、協働に発展していくために、附属機関等の公開やパブリック・コメントなどの諸制度をその目的や趣旨に沿って的確に運用するとともに、市民が市政に参加する機会の充実や、参加できる市政分野の拡充に取り組み、さらに市政参加の成果を一層わかりやすく伝えるように努めます。

(1) 市民の関心を市政への参加につなぐ機会の充実

市民の多様な関心が市政への参加につながるような情報を様々な手法で発信するとともに、より多くの市民が参加できるよう、市民の多様な事情に応じた様々な参加の機会を設けます。

- **市政・まちづくりを「自分ごと」、「みんなごと」と感じられる情報提供の工夫**
 - ・ 附属機関等での審議内容など、政策形成や決定の過程を最大限透明化するとともに、市民にとって、市政や市政への参加が、「ひとごと」ではなく、「自分ごと」、「みんなごと」と感じられる情報提供の充実
- **市政参加の仕組みのユニバーサルデザイン化の推進**
 - ・ 様々な市政への参加機会において、心身の状況や言語、家事、子育て、介護、仕事、学業など、一人ひとりの状況の違いを踏まえ、誰もが参加しやすい工夫を推進

➢ 子ども、大学生など若い世代の市政への参加の推進

- ・ 大学との連携による、大学生の市政参加の一層の推進
- ・ 子どもも含めた、若い世代がより市政に参加しやすい工夫の推進

(2) 市政参加が成果に結びつき、継続的な参加につながる仕組みの整備

市民の声を市政に活かす機会の充実を図るとともに、意見などの反映状況の公表に積極的に取り組みます。

➢ 市政のあらゆる過程で市民の知恵や経験が活かされる参加の機会の提供

➢ 市民の手ごたえにつながる市政への参加の結果の公表

- ・ 附属機関等での議論、パブリック・コメント、アンケート、ワークショップなど、市政参加の結果をわかりやすく公表

3 まちづくり活動への支援、相互連携の仕組みづくり

地域の課題解決や活性化の取組など、市民みずからが担い手として行動するまちづくり活動は、地域団体やNPOのような組織の形をとらないものも含め、様々な形態で広がっています。企業、大学、寺社なども含め多様な主体が取り組むまちづくり活動が活性化するよう、本市では多角的に支援策を展開してきました。

今後、更に多くの市民がまちづくり活動に参加できるよう努めるとともに、活動がより大きな成果につながり、持続的な活動や協働に発展するよう、担い手のニーズに適合した支援を、あらゆる主体との連携により実施します。

(1) 市民の関心をまちづくりへの参加につなぐ機会の充実

まちづくり活動に関心がある市民が、日常生活の中で気軽に活動に参加できるよう、機会の充実や情報発信などを進めます。

◎ 各区における「まちづくりカフェ事業」の推進（別掲・再掲 P57）

- ・ 「まちづくりカフェ事業」の全区への拡大など、更なる「地域力」の強化を図るための取組の推進【平成32年度までに年間実施回数70回】

➢ 市民のまちづくり活動が多く市民にとって「自分ごと」、「みんなごと」となる情報発信の支援

- ・ 市民のまちづくり活動が、活動に参加していない市民にとっても身近に感じられ、「ひとごと」ではなく、「自分ごと」、「みんなごと」となる情報発信の支援

➢ 市民が気軽に参加できる「まちづくり活動への入口」となる機会づくりの推進

- ・ まちづくり活動に馴染みの薄い市民も含め、多くの市民がまちづくりの情報収集や意見交換ができるよう、気軽に参加できる講座や勉強会などの機会を充実

➢ 市民がまちづくり活動に積極的に取り組める企業啓発や社会環境づくりの推進

- ・ 従業員のまちづくり活動への支援を行う企業・団体や、地域コミュニティの活性化に寄与する企業・団体を顕彰するなど、まちづくり活動の社会的価値の周知・啓発や社会環境づくりを推進

(2) まちづくり活動が成果に結びつき、継続的な活動につながる仕組みの整備

まちづくり活動に役立つ情報提供・相談等の支援、知識・経験を深める機会や場の提供のほか、活動を進めるために必要な担い手の育成や、活動を行っている市民や団体を支える仕組みづくりなどの支援を行います。

◎ 地域活動や市民活動団体への幅広い世代や主体の参加・連携による担い手の創出・育成（別掲・再掲 P56）<新規：平成28年度から推進>

- ・ 子育て世代や民間企業等の従業員、自治体職員等に対する各種講座など地域活動への参加の促進や地縁団体・市民活動団体の連携の一層の推進

【平成32年度までに地域団体とNPO法人のマッチング事業数25件】

➢ NPO法人等の市民活動支援施策の推進

- ・ 市民活動を市民が支える社会を目指し、寄附文化の醸成に向けた普及啓発や認定NPO法人への移行を促進する講座等の実施

➢ 市民のまちづくり活動に必要な資源をコーディネートする機能の充実

- ・ まちづくり活動の担い手が協力者、情報、資金などの必要な資源を得ることができるよう、様々な団体等との連携により、コーディネート機能を充実

➢ 市民のまちづくり活動を社会全体で支える機運の醸成と仕組みの充実

➢ 京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター創造事業の推進

（別掲・再掲 P38）

- ・ 様々な社会的課題の解決に挑戦する市民・企業・NPO・大学などの民間活力を後押しする取組の推進

4 各区の個性を活かした市民主体のまちづくり支援と区役所の機能強化

本市では、「地域のまちづくりの主役は区民であり、区民が考え、それぞれの知恵や力、個性を活かして素晴らしいまちを作っていくことが重要である。」という考え方の下、地域づくりの拠点としての区役所機能・権限の拡充、強化に取り組み、地域の特色を活かした住民主体のまちづくりを推進してきました。

近年、地域コミュニティの活性化や安心安全の取組をはじめ、福祉・保健・子育て・防災、地域に根ざした観光や商店街等の振興、さらには空き家やごみ屋敷対策など、区役所に求められる役割はますます多様化、高度化してきてています。また、マイナンバー制度の導入をはじめとした情報通信技術（ICT）の発達、人口減少や少子高齢化、地方自治法の改正等、区役所を取り巻く環境が大きく変化してきており、新たな区役所像とその実現方策を掲げ、より良い区役所づくり、区政改革に取り組みます。

（1）まちづくり・地域コミュニティ活性化に向けた各区基本計画の推進と区民の声を市政やまちづくりに反映させるための取組

地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを実現するための中核を担う地域自治組織（まちづくり協議会等）を支援するなど、区民主体のまちづくりを推進し、コミュニティを支える各主体の連携強化に向けて取り組みます。

- ◎ 京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり「区民提案・共済型まちづくり支援事業」の充実（別掲・再掲 P57）
 - ・ 区民が自発的、自主的に企画・実践するまちづくり活動をより一層支援するため、活動経費の一部を補助する「区民提案型支援事業」の更なる充実
- ◎ 各区における「まちづくりカフェ事業」の推進（別掲・再掲 P57）

➢ 地域コミュニティ活性化を推進するための新たな取組の推進

＜新規：平成28年度から推進＞

- ・ 学校・PTA や住宅関連事業者をはじめとする企業、NPO 等と地域自治組織との連携強化や、地域自治組織の活性化に向けた新たな仕組みづくりの検討等の実施

➢ 安心・安全なまちづくりのための取組の推進

- ・ 市民、京都市、京都府警察等との連携により展開している「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」について、地域の特性、課題等に応じた行政区単位の犯罪防止等の取組をすべての行政区で展開するなど安心・安全なまちづくりのための取組を推進

➢ 区民まちづくり会議、区長懇談会等の充実

- ・ 地域課題解決のアイデアをより創出できるように開催手法等を工夫

（2）区の独自性を發揮し、総合性の強化を図る組織づくり

これまでの行政の枠組だけでは解決できない多様なニーズに応えるべく、区役所が総合調整機能を発揮します。

➢ 地域課題の解決に向けた区長権限の拡充

- ・ 区役所・支所の独自性が発揮できる業務について、組織、職員定数及び予算要求に係る区長権限の強化の検討

➢ 近隣市町村を含めた区域をまたがる行政課題やまちづくりの対応

- ・ 北部山間地域の振興、移住促進を担う体制の充実、強化を検討
- ・ 区域を越えた共通の課題について連携を強化し、相乗効果が生まれるよう更に取組を強化

➢ 区役所の防災体制の強化や「共助」による地域防災力向上に向けた取組の推進

- ・ 区災害対策本部の参集体制等の課題解決に対処するため、区局を越えた応援体制を整備
- ・ 雨水灾害や土砂災害など、区ごとに想定される災害特性を踏まえた取組の推進

➢ 区役所の総合庁舎化、リニューアル化の推進

- ・ 老朽化が進行している区役所庁舎について、効率的・効果的に計画的なリニューアル・リフレッシュ化に向けた検討の推進

（3）区民の目線に立ったサービスの改革のための取組

発達するICTの活用や行財政運営の改革などにより、より一層区民の生活に密接に関わる行政事務を適切かつ効率的に執行するとともに、つねに市民サービス向上を志向し、区民が気軽に立ち寄れる、居心地のよい区役所づくりに努めます。

➢ マイナンバー制度の導入を契機とした、きめ細やかな市民サービスの向上のための窓口改革と市民目線に立った行政事務の効率化の一層の推進

- ・ マイナンバーを用いた情報連携による手続の簡素化のほか、個人番号カードやマイナポータルを有効活用した新たな住民サービスの提供

- ・ 各種証明書のコンビニ交付の早期実施やワンストップ窓口をはじめとした窓口業務の改革の検討など、窓口サービスの向上と業務の効率化に向けた取組の推進

➢ **区民に喜ばれるサービスの創造と職員力の向上**

- ・ お祝いイベントを盛り上げる、京都市オリジナル婚姻届・出生届の推進
- ・ 「市民応対向上を目指す職員グループ」の活動の活性化

➢ **区民が区政やまちづくりに主体的に参画できる場と機会の創出の推進**

- ・ 区民まちづくり会議の公募委員や健康づくりサポーター、「区民みんながコンシェルジュ」など、より一層区民が区政に参加できる場と機会の創出

5 地域主権の時代にふさわしい地方自治の確立

地域のことは地域で決めることのできる地方自治の確立をめざし、市会との連携の下で全国トップレベルの府市協調をより一層進化させるとともに、他の政令指定都市等とも連携しながら、国に対する積極的な提言・要望を行います。

また、関西広域連合としての取組や近隣自治体との水平連携、国内都市との交流による広域連携・交流を進めます。

➢ **大都市に対する大幅な事務・権限の移譲とそれに見合う税財政措置の提言・要望**

- ・ 国の出先機関を含めた国等の事務・権限の移譲とそれに見合う税財政措置の提言・要望を他の政令指定都市等とも連携のうえ実施

➢ **府市協調による二重行政の打破・成長戦略の推進**

- ・ 「京都市長と京都府知事との懇談会」や「府市行政協働パネル」等を通じて、市政のあらゆる分野において府市協調を進化させ、二重行政を打破し、成長戦略を府市協働により推進

➢ **新たな大都市制度「特別自治市」創設に向けての研究と提言**

- ・ 将来を見据えた大都市制度として、市域内における地方の事務を市に一元化する新たな大都市制度「特別自治市」創設に向けて、他の政令指定都市とも連携し市民的な議論を深めながら、制度のあり方の研究を行うとともに、国等に対する積極的な提言を実施

➢ **関西広域連合としての取組や近隣自治体との水平連携、国内都市との都市間交流による広域連携・交流の推進**

- ・ 関西広域連合による関西の一体的な取組や近隣自治体との水平連携を進めることにより、観光、伝統産業の振興、安心・安全の充実など、地域全体の発展を図るとともに、国内都市との行政間の交流や、市民・民間同士の交流を促進するなど、広域連携・交流を推進

基本方針2 情報の公開・共有と行政評価の推進

市民が市政やまちづくり活動に参加するためには、行政が徹底した市民目線に立って、市民が求める情報を公開するとともに、的確でわかりやすい市政情報を提供することが必要です。

市政やまちづくり活動についての情報に対する市民の関心は高く、行政はそれに応えていかなければなりませんが、費用対効果も十分に考慮しながら、情報に関する市民ニーズを見分け、的確に提供できるよう情報を整理していく必要があります。

ICTを活用して、情報の公開、提供を推進し、市民と情報を共有するとともに、情報の公開や提供にとどまらず、戦略的な市政の推進に資する情報のより積極的な発信と活用に取り組みます。

また、政策、施策、事務事業等の行政評価を実施することにより、市民への説明責任を果たし、市民に身近で一層開かれ、効果的かつ効率的な市政を推進します。

1 情報の公開と提供

市民への説明責任を果たすとともに、市政への理解と信頼を深め、開かれた公正な市政の推進に資するため、積極的な情報公開を行うとともに、本市が保有する多種多様な行政情報について、市民等による活用を促すため、オープンデータとして積極的に提供します。

また、ICTをはじめとする多様な手段を活用するとともに、区役所など立ち寄りやすい施設での情報提供の強化など、きめ細やかな情報提供を行います。とりわけ、本市の厳しい財政状況については、正確でわかりやすい情報発信を行い、現状認識を共有したうえで、財政の健全化に向け、取組を進めていきます。

- **京都市情報公開条例に基づく積極的な情報公開の推進**
- **オープンデータを提供する環境の整備<新規：平成28年度から推進>**
 - ・ 行政の透明化を推進するとともに、市民等による利活用に資するよう、統計情報や観光関連情報をはじめとする行政情報を、利用しやすい形で公開する専用サイトを開設
- **「市民しんぶん」、テレビ、ラジオなど多様な媒体や、ICTの活用による効果的な広報の推進**
- **わかりやすくきめ細やかな財政情報の公開**
 - ・ 予算編成過程を積極的に公開し、市民との情報共有を図る観点から、政策的新規・充実事業の要求内容等を公開
 - ・ 決算情報に基づくわかりやすい財政状況の公開
- **「行政コストの見える化」の推進**
 - ・ 税等の活用を具体的に示すため、市バス停留所への営業係数の掲示や施設における運営コストと使用料・税などの負担割合等の掲出などの取組を推進
- **新地方公会計制度に基づく財務書類の作成・開示**
 - ・ 新地方公会計制度改革を更に進めるため、国から示された「統一的な基準」に基づく財務書類を作成し、本市の財務状況を積極的に開示

2 戰略的な市政の推進に資する情報の発信・活用

情報を本市の経営資源ととらえ、政策編に掲げる取組の成果をはじめ、市政全般の円滑な推進に資する“ブランドとしての京都の魅力”を、広く国内外にも発信する広報戦略を進めます。

また、より効果的な事業の企画・推進のため、多種多量なデータ（ビッグデータ）を高度に分析し、積極的かつ戦略的に活用します。

➢ 戰略的な情報発信の強化

- ・ 首都圏・海外への戦略的な情報発信の強化
- ・ 京都市公式アプリ“Hello KYOTO”を活用した情報の発信

➢ ビッグデータを活用した戦略的な市政の推進

- ・ 多種多量なデータ（ビッグデータ）を高度に分析し、活用することで、行政ニーズや課題を的確に把握するとともに、施策の企画立案、推進をより効果的に実施

3 ICT の活用

ICT の発展に的確に対応し、市民サービスの向上や地域の情報化、市役所業務の改善・効率化を図るため、ICT の戦略的かつ計画的な活用を進めます。

また、情報システムや電子データの重要性が高まっていることから、安全で安定的な情報システム環境を継続的に確保するため、更なる情報セキュリティ対策に取り組みます。

さらに、マイナンバー制度の導入を契機に、きめ細やかな市民サービスの向上のための窓口改革と市民目線に立った行政事務の効率化を一層推進するとともに、個人情報のより厳格な管理を徹底します。

（1）IT ガバナンス（ICT 活用の組織的なコントロール）の強化

日進月歩の速さで進展する ICT を効果的に活用するとともに、IT ガバナンスを強化し、全庁的な視点に立った、既存の情報システムの見直しや効率的な情報システムを導入することで、安定的・効率的な情報システムを構築します。

➢ 基幹情報（住基、税、福祉等）の処理に長年運用してきた大型汎用コンピュータを最新技術のオープンシステム※に刷新

※ 事業者固有の技術のため競争性が働きにくい、国等の他システムとの親和性が低いなどといった大型汎用コンピュータの課題を解決するために、一般に広く普及しているさまざまな事業者のソフトウェアやハードウェアを組み合わせて構築するコンピュータのシステム

➢ 情報システムの更新時・導入時におけるシステム構成の最適化

（2）ICT の活用による市民サービスの向上、地域情報化の推進、市役所業務の改善・効率化の推進

ICT を活用し、市民のニーズやライフスタイルの変化に的確に対応したサービスを提供することにより、市民サービスの更なる向上を図るとともに、市民や観光客が利用できる無線 LAN の整備や、北部山間地域において地域と連携し、通信事業者

による光ファイバを利用したインターネット環境の整備を促進するなど、地域の情報化の推進に取り組みます。

また、市役所業務について、既存の業務過程を点検し、改善・効率化を推進します。

➢ **マイナンバー制度の導入を契機とした、きめ細やかな市民サービスの向上のための窓口改革と市民目線に立った行政事務の効率化の一層の推進**

(別掲・再掲 P70)

➢ **戸籍事務のコンピュータ化の推進による窓口サービスの向上と更なる効率化**

➢ **「京都どこでもインターネット」KYOTO Wi-Fiの整備促進**

・ 観光客の多くが利用する施設への設置の促進

➢ **北部山間地域における光ファイバを利用したインターネット環境の整備促進**

＜新規：平成28年度から推進＞

・ 京北地域をはじめとする北部山間地域において、移住・定住の促進や産業振興、安心・安全の向上などを図り、地域活性化の契機とするため、通信事業者との協議が整った地域を対象に、必要な整備経費等を本市が支援するなど、通信事業者による光ファイバを利用したインターネット環境の整備を促進

➢ **新庁舎整備に伴う庁内ネットワークの無線化の推進**

＜新規：平成30年度から推進＞

・ 有線で構築している庁内ネットワークの無線化を図ることで、執務室のレイアウト変更時の経費節減やペーパーレス会議等の導入による事務の効率化を推進

➢ **ICT等を活用した市民との協働による公共土木施設の維持管理**

(別掲・再掲 P63)

(3) 情報システムの安全性の向上

これまで取り組んできたコンピュータウィルス対策などの情報セキュリティの向上に引き続き取り組むなど、情報システムの安全性の更なる向上を図ります。

➢ **標的型攻撃をはじめとした脅威に対する万全な情報セキュリティ対策の実施**

＜新規：平成28年度から推進＞

・ 年々、巧妙化する標的型攻撃などの脅威から、マイナンバーをはじめとする市民の個人情報など、本市の重要な情報資産を保護するため、技術的対策を多重化するとともに、専門的知見を活用した組織横断的な緊急時即応体制の設置など、人的対策を実施

➢ **データセンターの活用による情報システムの安定性の向上**

・ 新たな情報システムを構築する場合などに、本市データセンターにサーバを集約し、一元管理を行うことで、高度な情報セキュリティを確保するとともに、経費節減や職員の人的負担を軽減

4 行政評価の実施による効果的・効率的な市政の推進

時代の変化等をつねにとらえ、市民の意見に誠実に対応しながら、政策評価、事務事業評価をはじめとする行政評価制度相互の連携の下、市役所がみずからの仕事を絶えず点検・評価し、その結果を積極的に行政経営に活用するとともに、市民に対してよりわかりやすく説明することにより、市民に身近で一層開かれた、効果的かつ効率的な市政を実現します。

◎ 政策評価制度における継続的な点検・見直しの推進

- ・ 社会状況等の変化により実態に合わなくなつた指標や目標値の見直し、新たな指標の設定など、政策・施策目的の達成度を的確に反映する制度となるよう、絶えず点検・見直しを実施し、効果的な市政運営や政策の企画立案に活用

◎ 事務事業評価制度における継続的な点検・見直しの推進

- ・ 時代の変化に的確に対応していくため、評価指標や目標値だけでなく、市民にとってわかりやすい記載となっているかなど、絶えず点検・見直しを実施し、市民とのコミュニケーションツールとして、また、行政内部においても、企画立案や予算編成、事務事業の見直し等のツールとして積極的に活用

基本方針3 持続可能な行財政の確立

市民の安心・安全な生活をしっかりと支え、将来にわたり必要な施策・事業を実施することができるよう、持続可能かつ機動的で、特別の財源対策に依存しない、景気変動等にも耐え得る足腰の強い財政の確立を図ります。

そのためには、これまでから進めてきた改革の取組を一層加速させることはもちろんのことながら、決して縮み志向になることなく、「経済の活性化により、市民所得の向上や中小企業の活性化につなげ、ひいては税収増にもつなげていく」という視点をより重視した政策・改革の取組を推進していくことが非常に重要であり、これらを一体的に推進することにより、財政基盤をより強固なものにしていきます。

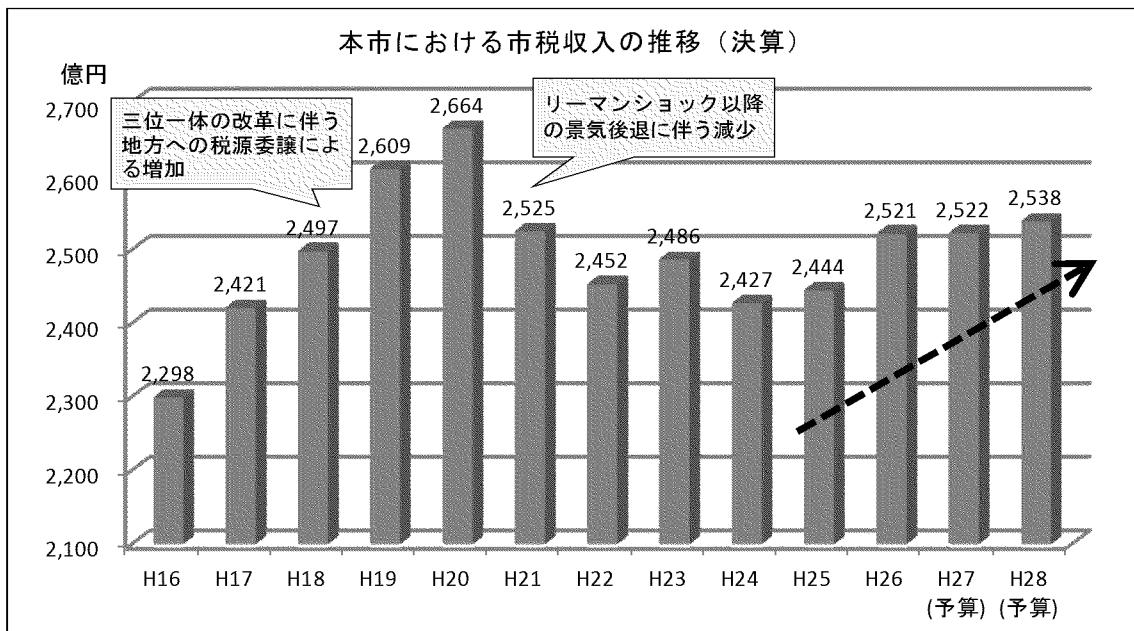
また、歳入歳出の主要4分野ごとに財政運営の目標を設定し、毎年度の予算編成における具体的な取組の推進により、着実な目標達成を図ります。

1 都市の成長戦略と財政構造改革の一体的な推進

特別の財源対策に依存しない足腰の強い財政を確立するためには、自主財源の拡充強化により、財政の自主性、安定性を高めていくことが不可欠です。

そのためには、これまでから進めてきた改革の取組を一層加速させることはもちろんのことながら、決して縮み志向になることなく、「経済の活性化により、市民所得の向上や中小企業の活性化につなげ、ひいては税収増にもつなげていく」という視点をより重視した政策・改革の取組が非常に重要となります。

具体的には、①文化芸術などの京都の知恵、強みを活かした産業振興など「京都経済の更なる好循環の深化・拡大」、②民間投資を促進するための都市計画手法の活用や産業用地の積極的な確保など「京都の潜在的な成長力の最大限の活用」、③子ども・子育て支援や京都への移住・定住の支援など「結婚・出産・子育ての希望の実現や移住促進、交流人口の拡大」の3つの柱に沿った取組を相乗的に推進することで、京都経済の回復を確かなものにし、市民所得の向上や中小企業の活性化、さらには税収増につなげるなど、その効果を市内隅々まで行き渡らせていきます。



「1 都市の成長戦略と財政構造改革の一体的な推進」については、「都市の成長戦略の推進により経済を活性化することで、市民所得の向上や中小企業の活性化につなげ、ひいては税収増にもつなげていく」という視点を重視した取組を進めるものであり、具体的な取組は「IV 政策編」の重点戦略等とも重複するため、ここでは全体的な「取組の方向性」及び「主な取組例」を記載

(1) 京都経済の更なる好循環の深化・拡大

京都経済を更に活性化していくためには、市内企業の成長がまた新たな消費や投資、雇用に結びつくという経済の好循環を市内の隅々に、中小企業も含めて行き渡らせる必要があります。

これに向けて、京都の知恵、強みを活かした産業振興や新事業の創出支援、中小企業等の持続的な発展の支援、安定雇用の創出に向けた取組など、経済の好循環を深化・拡大させる取組を進めます。

<取組の方向性>

①京都の知恵、強みを活かした産業振興や新事業の創出支援

大学の知、歴史文化、伝統産業など京都の知恵と強みを活かした産業振興や、産学公の連携による新事業の創出など、市内企業の更なる成長・発展に向けた支援に取り組みます。

(主な取組例)

- ・ グリーン、ライフサイエンス、コンテンツなど京都が強みを持つ成長分野における新事業の創出
- ・ 「京都伝統産業ふれあい館」を核とした、観光や販売促進の視点を取り入れた伝統産業の振興
- ・ ビッグデータを活用した戦略的な市政の推進

②中小企業等の持続的な発展の支援

産業支援機関との連携をはじめとする中小・ベンチャー企業の創業・成長支援や海外展開の促進に向けた支援、安定雇用の創出に向けた取組、情報セキュリティ対策の支援など、中小企業等の持続的な発展を支援します。

(主な取組例)

- ・ 京都発ベンチャー企業や知恵産業企業の創出と中堅企業への成長の促進
- ・ 公契約基本条例に基づく中小企業の受注機会の増大や地域コミュニティの活性化など社会的課題の解決に資する取組等の推進
- ・ 中小企業と若者・学生とのマッチングなど中小企業の働き手・担い手確保支援の推進
- ・ 世界にはばたく伝統産業後継者育成事業

(2) 京都の潜在的な成長力の最大限の活用

企業立地等の民間投資の更なる拡大に向け、創造性あふれる民間の発想を十分に取り入れながら、民間活力を徹底的に活かすための環境整備を進めます。

また、現状の規制・制度の目的・趣旨を踏まえつつ、更なる民間活力の発揮の観点から、そのあり方については不断の点検・検証を行っていくなど、京都経済の成長・発展に向けた事業環境を整備し、京都の潜在的な成長力を最大限に活用していきます。

<取組の方向性>

①民間活力を徹底的に活かすための環境整備

産業用地や商業用地等への多様な民間投資を促進するための柔軟な都市計画手法の活用や市有地・民有地の産業用地としての積極的な活用に向けた検討など、民間活力を徹底的に活かすための事業環境の整備に取り組みます。

(主な取組例)

- ・ 民間投資を促進するための都市計画手法の戦略的な活用
- ・ 新たな産業用地の創出に向けた積極的な取組の推進
- ・ 雇用創出効果や地域経済への貢献を考慮した市有資産の有効活用

②積極的な企業誘致等の推進

企業立地促進制度や都市計画手法の活用等により、民間の多様なニーズに柔軟に対応し、市内企業の転出防止や設備投資の促進に取り組むとともに、市外さらには海外からの企業誘致を推進します。

(主な取組例)

- ・ 京都の新たな活力を担う「らくなん進都」をはじめとする市南部地域を中心とした企業誘致の推進

(3) 結婚・出産・子育ての希望の実現や移住促進、交流人口の拡大

労働力人口の減少や消費市場・経済規模の縮小など様々なかたちで社会に大きな影響を及ぼす急激な「人口減少」に歯止めをかけ、東京一極集中の是正に挑戦するため、市民、地域団体、NPO、企業、大学等の主体的な取組との連携により、結婚・出産・子育ての希望の実現や移住促進、交流人口の拡大に取り組みます。

<取組の方向性>

①「子育て・教育環境日本一」を実現するための子ども・子育て支援

結婚・出産・子育ての希望の実現に向け、安心して子どもを生み育てることのできる社会環境づくりを進めるため、幼児教育・保育の提供や、放課後の子どもたちの居場所づくり、子育て家庭の経済的負担の軽減など、子ども・子育て支援施策の充実を図ります。

(主な取組例)

- ・ 幼児教育・保育の充実と経済的負担の軽減
- ・ 子育て・若年層世帯に対する住宅支援

②京都市への移住・定住の支援

移住希望者を対象に、京都で暮らす魅力の発信、相談への対応、希望に応じた「しごと」、「すまい」のマッチングや、「子育て支援コンシェルジュ」と連携した子育て支援ニーズへの対応を行うとともに、空き家等の既存ストックの活用を含む多様な住宅支援を実施するなど、京都市への移住・定住を総合的に支援します。

また、都市部・周辺部それぞれの地域資源を活用した個性と活力あるまちづくりを市内各地域で進めることで、京都のまち全体の都市格の向上・魅力の向上につなげ、京都市への移住・定住を促進します。

(主な取組例)

- ・ 地域の多様な魅力と個性を生かした、京都市への移住・定住の支援
- ・ 総合的な空き家対策の推進
- ・ 地域の個性を生かした、賑わいあふれるまちづくり

③交流人口（観光客・留学生等）の拡大

「世界があこがれる観光都市」の実現に向けた観光振興の取組の推進、外国人留学生の増加に向けた総合的な支援の推進、京都のまち全体の都市格の向上・魅力の向上により、国内外からの交流人口の増加を図ります。

（主な取組例）

- ・ 東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ 2021 等を見据えた更なる観光客の受入環境整備の推進
- ・ 朝観光、夜観光、温泉などの「地域観光」の充実による滞在の長期化の推進
- ・ 日本のMICEをけん引する京都にふさわしいMICE誘致の強化による経済効果の最大化
- ・ 留学生誘致の総合的な取組の推進

2 歳入分野における取組 <歳入>

自主財源の拡充強化を図るため、都市の成長戦略の推進により税収増につなげていく取組に加えて、創意工夫による更なる収入確保の取組や、市税徴収率等の向上を図る取組の推進、民間活力を活用した施設・敷地の利活用の促進をはじめとする保有資産の更なる有効活用など、幅広く歳入を増加させる取組を積極的に進めています。

《市税等の自主財源の更なる確保》

（1）創意工夫による更なる収入確保の取組の推進

水路等に架かる通路橋の適正化や土地の有効活用を促すことを目的とした通路橋の許可基準の緩和、市バス・地下鉄をはじめとした各種施設における利用者増加につなげる取組など、創意工夫による更なる収入確保の取組を積極的に進めます。

➢ 水路等に架かる通路橋適正化事業

- ・ 無許可通路橋の所有者へ指導を行い、無許可通路橋の解消を図るとともに、水路に隔てられた土地の有効活用を促すことを目的に、水路機能に支障を及ぼさない範囲で許可基準を緩和

➢ 文化教育施設の利用者増加につなげる取組

- ・ 青少年科学センター展示スペースのリニューアル

➢ 地下鉄・市バスの利用者増加につなげる取組

- ・ 「文化の薫り漂う、歩いて楽しい岡崎」の推進(別掲・再掲 P30)
- ・ 府市協調による地下鉄北山駅周辺地域の活性化(別掲・再掲 P32)
- ・ 国立京都国際会館・多目的ホールへの京都らしい設えの実施と2,500人規模から5,000人規模への拡充整備の促進(別掲・再掲 P36)
- ・ ICカードの普及促進などによる乗継利便性の向上
- ・ 宝が池公園の新たな景観創造

➢ 寄附金の増加につなげる取組及び積み立てた基金の有効活用

➢ 預金利子の増加につなげる取組<新規：平成28年度から推進>

- ・ 指定金融機関の担保金を新たに運用することによる更なる運用益の確保

➢ ふるさと納税制度による寄附金収入の増加に向けた取組

(2) 効果的かつ効率的な債権回収の全市的推進

市税等の徴収率の向上については、全庁を挙げた取組により、平成26年度決算で、市税、国民健康保険料※、介護保険料、市営住宅家賃の徴収率において過去最高を更新し、保育所保育料についても過去最高となった平成25年度と同水準の徴収率を維持するなど、大きな成果を挙げています。

更なる徴収率の向上に向け、納税者の利便性向上に向けた取組を進めるほか、引き続き、職員の債権回収ノウハウの向上や、債権回収体制の強化を図り、一層の債権回収を推進します。

※ 国民健康保険料は後期高齢者医療が施行され、被保険者の構成が大きく変わった平成20年度以降で最高

➢ 市税等の徴収の推進

| | 参考値 (平成22年度決算) | 現況値 (平成26年度決算) | 目標値 (平成32年度決算) |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 市税徴収率 | 97.0% | 97.9% | 98.5% |
| 介護保険料徴収率 | 98.2% | 98.4% | 98.6% |
| 保育所保育料徴収率 | 99.1% | 99.2% | 99.2% |
| 国民健康保険料徴収率 | 91.0% | 93.4% | 93.56%* |
| 市営住宅家賃徴収率 | 97.1% | 98.8% | 99.1% |

※ 平成28年度の目標値。平成29年度以降は別途設定

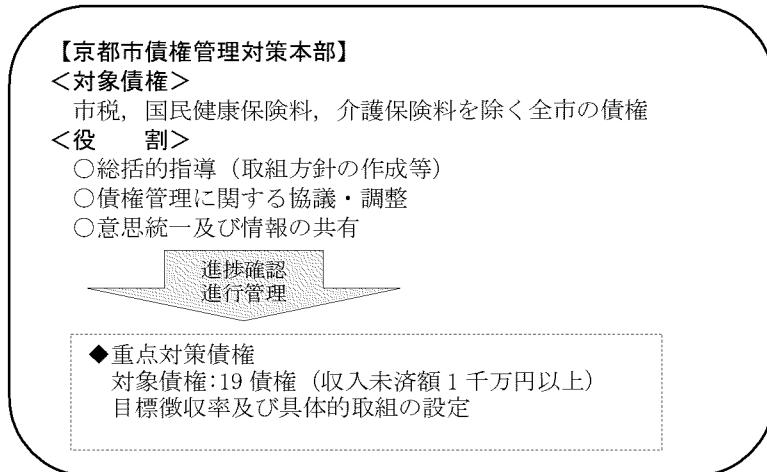
➢ 紳税者の利便性向上に向けた取組の推進<新規：平成28年度から推進>

- ・ コンビニ納税について、現在実施済みの軽自動車税に加えて、取扱税目を個人市・府民税、固定資産税・都市計画税へ拡大
- ・ コンビニ納税と同税目でのクレジット納税の導入

➢ 効果的かつ効率的な債権回収の推進

- ・ 専門部署による高額困難債権の集中処理
- ・ 債権管理対策本部による適正かつ組織的・計画的な債権管理の全庁一体的な推進
- ・ 「債権管理条例（仮称）」の制定
- ・ 債権管理・回収に携わる人材の育成

<債権管理対策本部の取組>



(3) 課税自主権の活用

必要な施策を実施するための自主財源の確保、政策実現のための誘導、本市の特性に応じた公平な税制の確立に向けて、入洛客への新たな負担のあり方や超過課税等といった課税自主権の活用を検討します。

(4) 適正かつ公平な市税制度の確立

適正かつ公平な市税制度の確立及びこれに伴う市税収入の確保のため、市税の軽減措置について、制度創設時からの社会経済情勢の変化を踏まえ、更に見直しを進めます。

また、特別徴収の推進（普通徴収から特別徴収への切替えの推進）及び課税捕縛の取組（給与支払報告書未提出事業者の調査等）についても継続して取り組みます。

《保有資産等の有効活用》

(1) 保有資産の更なる有効活用の推進<新規：平成28年度から推進(一部継続実施)>

「京都市資産有効活用基本方針」に基づき、学校跡地をはじめ施設の統廃合等に伴い生み出された土地等の貸付けや売却など、保有資産の有効活用を推進します。

また、賑わい施設や駐車場・駐輪場の整備など、利用者の利便性の向上等とともに、収益の確保を図る取組を積極的に進めます。

① 施設利用者の利便性向上や収益の確保を図る資産の有効活用

◎ 雇用創出効果や地域経済への貢献を考慮した資産の有効活用

- 資産活用に係る公募に当たって、雇用創出効果や地域経済への貢献を選定基準に組み入れた評価を実施

◎ 民間活力を活かした施設・敷地の利活用の促進

- 京都市美術館における民間の柔軟なアイデアを取り入れた賑わい施設の整備
- 大規模公園等における民間活力を活かした施設の誘致や新たな賑わいの創出

➢ 運動施設等における有料駐車場の整備

- 施設の充実や改修整備の財源として活用するため、運動施設等において有料駐車場を整備

➢ 中央市場における土地の有効活用

- 市場整備に伴い生み出される「賑わいゾーン」を民間活力により活用し、京都駅西部エリアに新たな賑わいを創出

➢ 美術館等のユニークベニュー（特別感や地域の特性を演出できる会場）との積極的な活用

➢ 市営墓地における使用料収入向上策の更なる推進

- 新規墓地造成（樹木葬事業）の実施による使用料収入の向上

➢ 施設の空きスペースなどの活用

- 各種施設における空きスペースへの自動販売機の設置
- 稼働率が低い駐輪場におけるスペースの有効活用

- ・先行取得用地の暫定利用による収入の確保（別掲・再掲P94）

② 施設の統廃合等に伴い生み出された土地等の売却、貸付けなどの一層の有効活用

➢ 学校統合により生み出された貴重な跡地の有効活用

- ・地域コミュニティ活動に配慮しつつ、市民生活を支え都市の活性化と地域振興に役立つ活用を、市民をはじめ公益的な団体や民間の知恵と活力を活かし積極的に推進

➢ 老人福祉施設の民設化の推進（底地の売却）

➢ 東部クリーンセンターの跡地の有効活用の検討

➢ 施設の統廃合等に伴い生み出された土地等の売却

<土地等の売却を予定している主な土地>

し尿前処理施設、中央市場（食肉市場）、旧家庭動物相談所、旧右京図書館など

③ 保有資産の貸付条件の見直しや、条件付一般競争入札・プロポーザル方式等の多様で最適な手法による資産の有効活用

➢ 貸付料の算定基準の適正化・減免基準の明確化

➢ 市民・事業者等との連携による資産の有効活用

- ・活用検討や事業者公募前の段階で民間事業者と直接「対話」する場を設け、資産の市場性、活用アイデアの把握等を行い、より柔軟で効果的な資産活用につなげる「事業者サウンディング制度（仮称）」の実施

（2）市有地以外の公有地の活用検討

国有地や府有地など市有地以外の公有地について、土地情報の収集等に努め、幅広い観点から検討を進めます。

例えば、嵯峨野の国有地である広沢池について、譲渡を受け、原風景を生かした周辺整備を進め、地域の更なる魅力の向上を図ります。また、未来の京都のまちづくりを見据え国に移転検討を要望している京都刑務所について、引き続き国への要望を実施するなど、市有地以外の公有地についても、長期的展望に立って、地域の魅力あるまちづくりに資する活用可能性を検討します。

（3）ネーミングライツなど一層の広告料収入の確保

<新規：平成28年度から推進（一部継続実施）>

市内事業者はもとより、京都に愛着を持つ首都圏等の事業者も含めて、参加事業者の拡大に向けた取組を進めることにより、ネーミングライツの更なる導入を推進するなど、一層の広告料収入の確保を図ります。

➢ ネーミングライツの導入の推進

<ネーミングライツの導入を予定、検討している主な施設>

京都市美術館

西京極陸上競技場兼球技場

公衆トイレ（ネーミングライツの更なる拡充）

➢ 広告代理店へのインセンティブ策などによる参加事業者の拡大

➢ ネーミングライツの対価として、物品や役務の提供を認めることによる参加事業者の拡大

(4) 一般財団法人化した外郭団体の公益目的財産の有効活用

公益法人制度改革に基づき一般財団法人に移行した外郭団体においては、移行時に保有していた公益目的財産について、本市への寄附など有効活用を図ります。

➢ 一般財団法人京都市都市整備公社の公益目的財産の本市に対する寄附

【平成 24~平成 30 年度の間に 24 億円】

3 人件費分野における取組 <給与費>

本市では、これまでから、職員定数の適正化などによる人件費の抑制に取り組んできました。この結果、平成 19 年度からの 8 年間で、京都市全体（一般会計等及び公営企業部門）で 2,965 人を削減し、平成 27 年 4 月 1 日現在の職員数は、ピーク時より約 7 千人少ない 13,188 人となりました。

このうち、前期実施計画期間（平成 24~27 年度）中に、京都市の都市特性を踏まえた水準の高い行政サービスを維持しつつも、公民の役割分担の見直しや、効率的な執行体制の構築などにより、一般会計等で 721 人の職員を削減し、人件費についても 116 億円を削減しました。

今後も、新たに策定する後期の部門別定員管理計画を着実に推進し、平成 32 年度までの 5 年間に、一般会計等で 800 人以上、一般会計人件費予算を 170 億円以上削減します。

(1) 部門別定員管理計画の推進による職員数の更なる適正化

<新規：平成 28 年度から推進>

部門別定員管理計画については、持続可能な行財政の確立に向けて、本市と他の政令指定都市の市民 1 万人当たりの職員数の乖離を解消し、総人件費の抑制を目指すこととし、本市の都市特性やこれまでの経緯等を考慮しつつ、行政部門ごとにメリハリをつけた人員配置を行うことにより、平成 24 年度からの 10 年間に一般会計等で約 1,400 人を削減するという目標を掲げています。

このうち、平成 27 年度までの 4 年間については、一般会計等で約 600 人の職員削減という目標に対して 721 人の削減を達成するなど、行政課題には的確に対応しつつも、下表のとおり、職員数の適正化を着実に進めてきました。

【前期実施計画期間中の取組実績】

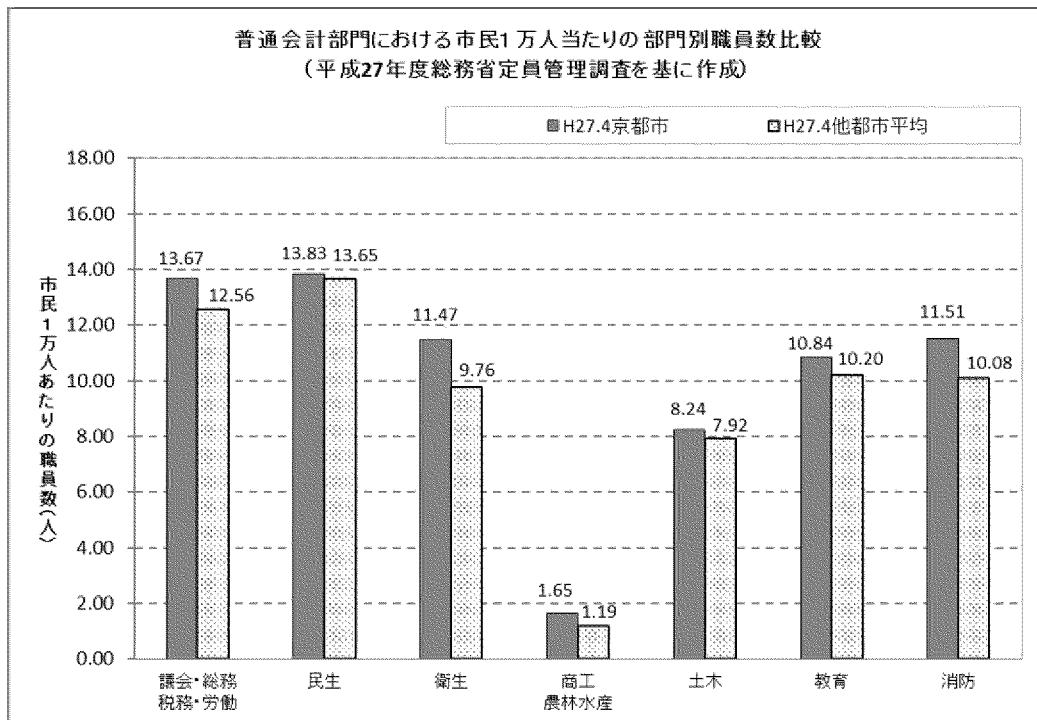
(○=増員要素、●=減員要素)

| 部門 | 局名等 | 職員数 | 増減員数 | 主な増減員要素 |
|----------------------|---|--------------------------------------|--------------------------------|--|
| 総務 税務 労働 議会 | 行財政局 総合企画局 文化市民局 区役所 会計室 行政委員会 | 【H23】 1,965 人 【H27】 2,004 人 | 【目標】 △50 人 【実績】 +39 人 | <ul style="list-style-type: none">○ 防災危機管理業務の消防局からの移管○ 市庁舎整備に係る体制強化○ 総合特区、地方創生に係る体制強化○ 大型汎用コンピュータのオープン化システム開発に係る体制強化○ 区役所・支所への地域防災係長の配置による体制強化○ 市会改革推進、議会広報機能強化に係る体制強化● 戸籍事務のコンピュータ化による体制の見直し● 岩倉出張所・嵯峨出張所の証明書発行コーナー化による体制の見直し● 税務事務の集約化による効率的な体制の確立● 京都市立芸術大学の自律的運営の推進に向けた派遣職員の引上げ |

| 部門 | 局名等 | 職員数 | 増減員数 | 主な増減員要素 |
|------------|---------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|--|
| 民生 | 保健福祉局 区役所 | 【H23】 2,318人 【H27】 2,344人 | 【目標】 +20人 【実績】 +26人 | ○ 生活保護世帯の増加に伴う体制強化 ○ 府からの権限委譲への対応 ○ 保育所入所児童数の増加に伴う体制強化 ● 公営保育所の民間事業者への移管 |
| 衛生 | 環境政策局 保健福祉局 区役所 | 【H23】 1,929人 【H27】 1,681人 | 【目標】 △170人 【実績】 △248人 | ○ 府からの権限移譲への対応 ● 環境政策局技能労務職員数について、平成18年度比で50%削減に向けた取組の推進 ● 東部クリーンセンターの休止 ● 京都市立病院機構の自律的運営の推進に向けた派遣職員の引上げ |
| 商工 農林水産 | 産業観光局 | 【H23】 319人 【H27】 296人 | 【目標】 ±0人 【実績】 △23人 | ○ 京都の知恵と強みを活かした経済成長戦略と中小企業の支援、雇用対策を推進するための体制整備 ○ あらゆる分野と融合し、経済を活性化する産業振興のための体制整備 ● 計量検査所における定期検査業務の委託化 ● 京都市産業技術研究所の独立行政法人化 |
| 土木 | 都市計画局 建設局 | 【H23】 1,272人 【H27】 1,208人 | 【目標】 △50人 【実績】 △64人 | ○ 違反屋外広告物対策に係る体制強化 ○ 空き家対策及び密集市街地・細街区対策に係る体制強化 ○ 京町家対策に係る体制強化 ○ 公共土木施設の維持管理や災害復旧に係る体制強化 ● 新規路線工事着手の見送りなど道路事業の見直しに伴う体制見直し ● 外郭団体への派遣職員の引上げ ● 建設局技能労務職員について、効率的な道路等維持管理業務執行体制の確立と平成18年度比50%削減に向けた継続的な取組の推進 |
| 教育 | 行財政局 文化市民局 保健福祉局 教育委員会 | 【H23】 1,909人 【H27】 1,589人 | 【目標】 △270人 【実績】 △320人 | ● 京都市立芸術大学の公立大学法人化 ● 看護短期大学の廃止 ● 給食調理員、管理用務員の嘱託化等による体制の見直し |
| 消防 | 消防局 | 【H23】 1,819人 【H27】 1,688人 | 【目標】 △80人 【実績】 △131人 | ● 救急需要の増加に伴う消防出張所から救急出張所への転換による体制見直し ● 消防戦術の見直しによる乗り組人員等の効率化による体制見直し ● 消防音楽隊の嘱託化等による体制見直し ● 防災危機管理業務の行財政局への移管 ● 外郭団体への派遣職員の引上げ |
| 合計 | | 【H23】 11,531人 【H27】 10,810人 | 【目標】 △600人 【実績】 △721人 | |

一方で、依然として本市の財政状況は厳しく、持続可能な行財政を確立するためには、今後も更なる人件費の抑制が必要であること、また、本市の市民1万人当たりの職員数については、前期実施計画の取組により76.61人から71.21人となるなど、他の政令指定都市との乖離を縮減してきたものの、平成13年度の政令指定都市人口要件緩和以前からの都市※の平均(65.35人)と比較した場合、実際の職員数換算では未だ約830人上回っていることなどを踏まえると、当初の計画に掲げた1,400人を上回る、更なる職員数の適正化の取組が必要となっています。

※ 札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市



このため、平成28年度からの5年間については、前期実施計画期間中の基本方針（①民営化、委託化など適切な役割分担による業務の見直し、②業務の集約化、効率化、組織の再編、③地方分権改革、社会情勢の変化への的確な対応）は継承しつつ、特に本市が他都市より突出して職員数の多い部門を中心に、抜本的な業務執行体制の見直しを行うなど、下表の取組により、一般会計等で800人以上の削減を目指します。

【後期実施計画期間中の取組目標】

(○=増員要素、●=減員要素)

| 部門 | 局名等 | 平成27年4月現在職員数(人) | 主な取組項目 | 目標値(概数) |
|----------------------|---|-----------------|---|---------|
| 総務 税務 労働 議会 | 行財政局 総合企画局 文化市民局 区役所 会計室 行政委員会 | 2,004人 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区役所の企画体制の充実 ● 京都市立芸術大学の自律的運営の推進に向けた派遣職員の引上げ ● 大型汎用コンピュータのオープン化システム開発終了に伴う体制見直し ● 戸籍事務のコンピュータ化、マイナンバー制度導入を契機とした区役所窓口の体制見直し ● 税務事務の更なる効率的な執行体制の確立 | △160人 |
| 民生 | 保健福祉局 区役所 | 2,344人 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改訂版）」に基づく公営保育所の民間事業者への移管 ● 「第2児童福祉センター（仮称）等基本構想」に基づく青葉寮の民間事業者への移管 ● 「若杉学園の今後の基本的な考え方」に基づく若杉学園の民間事業者への移管 ● 区役所の法定事務や全市一律で行われる業務の統合等による体制見直し | △220人 |
| 衛生 | 環境政策局 保健福祉局 区役所 | 1,681人 | <ul style="list-style-type: none"> ● ごみ収集業務を平成36年度までに70%委託化 ● クリーンセンターにおける焼却プラント運転監視業務の段階的な民間委託化 ● 京都市立病院機構の自律的運営の推進に向けた派遣職員の引上げ | △175人 |

| 部門 | 局名等 | 平成 27 年 4 月 現在職員数(人) | 主な取組項目 | 目標値 (概数) |
|------------|------------------------|-------------------------|---|-------------|
| 商工 農林水産 | 産業観光局 | 296 人 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済団体等との連携のもと、オール京都体制での経済成長戦略、中小企業支援、新たな観光振興、農林業振興に向けた体制の整備 ● 京都府計量検定所への計量業務の事務委託 ● 京都市産業技術研究所の自律的運営の推進に向けた派遣職員の引上げ | ±0 人 |
| 土木 | 都市計画局 建設局 | 1,208 人 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木施設の維持管理や防災・減災対策に係る執行体制の整備 ○ 道路・公園等の整備事業における執行体制整備 ● 大型公共建築物整備事業の進ちょくに伴う事業執行体制の見直し ● 建設局技能労務職員について、効率的な道路等維持管理業務執行体制の確立と、平成 18 年度比 50% 削減に向けた継続的な取組の推進 ● 外郭団体等への派遣職員の引上げ | △50 人 |
| 教育 | 行財政局 文化市民局 教育委員会 | 1,589 人 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスターーズゲームズ 2021、世界博物館大会 (ICOM2019) 等に向けた戦略的な文化・スポーツ事業の推進のための体制整備 ○ 府からの権限移譲（教職員給与費等事務）への対応 ● 管理用務員、給食調理員の嘱託化等による体制見直し | △100 人 |
| 消防 | 消防局 | 1,688 人 | <ul style="list-style-type: none"> ● 消防隊等の部隊配置の適正化による体制見直し ● 救急需要対策のための消防隊から救急隊への転換による体制見直し ● 事業所防火安全対策に係る指導体制の見直し | △95 人 |
| 合計 | | 10,810 人 | | △800 人 |

また、市バス・地下鉄事業や水道事業・公共下水道事業の公営企業部門については、事業実施の有無や規模等が都市により大きく異なることから、政令指定都市間の比較によることなく、これまで同様、それぞれの経営プランに基づいて人件費抑制を着実に推進します。

| 部門 | 局名等 | 平成 27 年 4 月 現在職員数(人) | 主な取組項目 | 目標値 (概数) |
|-----------|-------|-------------------------|--|-------------|
| 交通 | 交通局 | 1,600 人 | <p>お客様の利便性向上や安全確保のための取組を積極的に進めるとともに、引き続き、業務の見直しによる組織・体制のスリム化により、効率的な執行体制の確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ お客様の利便性向上や安全確保の推進 ● 市バス整備業務の民間委託化 ● 地下鉄保守業務の効率化 | △5 人 |
| 水道 下水道 | 上下水道局 | 1,229 人 | <p>「上下水道事業中期経営プラン（2013-2017）」に基づき、組織・業務改革を推進するとともに、今後、平成 30 年度以降の新たな経営戦略を策定し、公営企業として、公共性と経済性を発揮した、より一層効率的・効果的な事業執行体制を構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 山間地域の水道事業・公共下水道事業の統合 ● 営業所の再編 ● 水環境保全センターの運転管理の委託化 | △80 人 |

（2）給与制度の点検、見直し

本市の給与制度全般のあり方について、社会情勢の変化も踏まえ、つねに点検、検討し、必要な見直しを行います。

4 公共投資分野における取組 <投資的経費>

人口の減少、とりわけ、生産年齢人口が減少する中にあっては、将来の世代にいたずらに負担を先送りしないためにも、市債残高の縮減を図ることが重要です。

このため、前期実施計画期間(平成24～27年度)においては、縮減目標として「22年度末から27年度末までの5年間で5%以上（全会計で1,000億円以上、一般会計で500億円以上）縮減」を設定しましたが、全会計・一般会計とも25年度決算でこの目標を達成し、更に縮減の取組を進めています。

引き続き、将来の京都の発展や災害に強いまちづくりのための基盤整備の推進、公共施設の長寿命化のための維持修繕など、事業採択の一層の重点化に努め、市債を主な財源とする公共投資（投資的経費）の規模を的確にコントロールします。

《公共投資の規模のコントロール》

(1) 公共投資の規模のコントロールと戦略的な予算配分

将来の市債の償還負担を軽減するため、生産年齢人口1人当たりの実質市債残高を増加させないという、投資的経費における財政運営の目標に基づき、公営企業会計をはじめとした特別会計を含む全庁的、中長期的な観点から、公共投資の規模を的確にコントロールするとともに、政策判断を重視した戦略的な予算配分を行います。

➢ 事業採択の一層の重点化などにより投資的経費の規模を的確にコントロールし、一般会計の実質市債残高を縮減

【平成32年度までに平成22年度末（9,817億円）から900億円（9%）以上縮減】

➢ 公営企業会計をはじめ、特別会計においても、投資的経費の規模を的確にコントロールし、全会計の実質市債残高を縮減

【平成32年度までに平成22年度末（1兆9,427億円）から1,800億円（9%）以上縮減】

(2) 公共事業のコスト縮減<新規：平成28年度から推進>

良質な社会資本の効率的な整備・維持を図るため、コストと品質の両面から公共事業を改善する取組を推進します。

➢ 公共事業の品質確保・コスト改善の人材育成

➢ 低コスト事業手法を取り入れた無電柱化事業の推進

- ・ 国で検討を進めている浅層埋設や小型ボックスの活用などの手法を取り入れ、電線共同溝のコンパクト化を図り、整備費を縮減した無電柱化事業を推進

(3) より効果的・効率的な事業手法の見直し

事業を取り巻く環境の変化等を的確にとらえ、より効果的・効率的な公共事業が進められるよう、その投資効果を十分に検証し、適切な財源の確保も含めた事業手法のあり方を継続的に見直すとともに、民間活力の積極的な活用を進め、投資的経費の削減を図ります。

➢ ICT等を活用した市民との協働による公共土木施設の維持管理

（別掲・再掲 P63）

➢ 担い手育成につながる効果的な農業基盤整備事業への見直し

➢ 消防車両整備計画の見直し

- ・ 市内の高層建築物等の状況を踏まえ、大型はしご車1台及び小型はしご車2台を削減するなど、効率的な車両の配置を行うよう整備計画を見直し

《公共施設マネジメントの推進》

(1) 「京都市公共施設マネジメント基本計画」に基づく施設類型別行動計画等の策定及び推進

既存施設の老朽化の進行や人口構造の変化、厳しい財政状況等を踏まえ、「京都市公共施設マネジメント基本計画」に基づき、市民・事業者等からの知恵や技術、地域力等の京都の強みを最大限に活かし、京都府をはじめとする多様な主体との連携を強化しながら、効率的かつ効果的な維持修繕による長寿命化や施設保有量の最適化など、保有する公共施設を資産として最適に維持管理し、有効活用を図る「公共施設マネジメント」の取組を推進します。

(公共建築物分野)

➢ 「庁舎施設マネジメント計画（仮称）」の策定及び推進

＜新規：平成28年度から推進＞

- ・ 学校施設、市営住宅を除くその他施設（庁舎施設）について、施設類型ごとの役割等を踏まえた、施設保有量の最適化、計画的な保全等による長寿命化、既存施設の有効活用等の推進に向けた実施計画を策定し、ライフサイクルコスト縮減等を推進

➢ 「市営住宅ストック総合活用計画」の推進

- ・ 市営住宅ストックのより効果的な活用に向けて、地域の活性化及び事業のスピードアップ、財政負担の軽減と平準化を図るため、民間活力の導入を積極的に検討するとともに、計画的な保全等によりライフサイクルコストの縮減等を推進

➢ 「学校施設マネジメント基本計画（仮称）」に基づく第1期行動計画の策定及び推進＜新規：平成28年度から推進＞

- ・ 学校施設の長寿命化をはじめ、中長期的計画に基づくメンテナンスサイクルの導入・充実（点検・評価・保全の一体化）による効果的・効率的な維持修繕等を実施することにより、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を推進

(公共土木施設分野)

➢ 公共土木施設に係るマネジメントの推進による維持管理費の縮減及び平準化

- ・ 道路・河川・公園などの公共土木施設について、効率的かつ効果的な維持修繕を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を推進

(2) 分野横断的・中長期的な観点に立った施設の再編・再整備（複合化・多機能化、民営化等）の検討・推進

庁舎施設、学校施設等におけるマネジメントの方向性を踏まえながら、分野横断的・中長期的な観点に立った公共建築物の再編・再整備を検討・推進します。

➢ 地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの施設一体化を契機とした機能充実（別掲・再掲 P62）

➢ 公設施設の民設化

- ・ 市営保育所の民間移管の着実な推進
- ・ 若杉学園（生活介護事業所）や青葉寮（情緒障害児短期治療施設）の民設民営化

➢ 市立工業高校の再編・統合

- ・ 洛陽工業高校及び伏見工業高校を再編・統合し、京都市伏見区の旧立命館中学・高校の施設を大規模改修のうえ、「京都工学院高校」を開校
- ・ 伏見工業高校夜間定時制及び西京高校夜間定時制を再編・統合のうえ、伏見工業高校敷地の一部を活用し、定時制単独高校を開校する計画を推進

(3) 効率的・効果的な道路等の整備・維持管理の推進

事業の見直し等により、効率的・効果的な道路等の整備・維持管理を推進します。

➢ 道路整備事業の進め方の検討

- ・ 橋りょうの耐震補強や老朽化修繕等をはじめとする防災・減災対策を着実に進める一方で、道路整備事業においては、路線の重点化を図ることで、より効率的・効果的な整備を推進

➢ 役割を終えた横断歩道橋の撤去

(4) 府市協調による効率的・効果的な施設整備

市民サービスの向上と行政運営の効率化に向けて、あらゆる政策分野において、府市協調による効率的・効果的な施設整備を進めます。

➢ 衛生環境研究所の府市共同整備

➢ 中央市場の更なる活性化のための府市協調による再整備・運営

➢ 府市協調で進めるスポーツ施設の整備

- ・ 府市協調による西京極総合運動公園、横大路運動公園及び三川合流地域等におけるスポーツ施設の整備

5 その他の歳出分野における取組 <消費的経費>

市民の安心・安全な生活を支える社会福祉関係経費の自然増等に要する財源を確保するためには、これまで実施してきた施策・事業の見直しが引き続き必要となります。

この施策・事業の見直しに当たっては、まず経費の再点検、効率的・効果的な事業手法の採択や創意工夫を生かしたコスト削減など、徹底した内部努力を進めます。

また、国に対して財源措置の充実や制度の適正化に向けた提言・要望などを積極的に行います。

そのうえで、財政状況が厳しい中にあっても、本当に必要な方にきちんとした手当を行い、また、将来の京都を支える施策・事業を実施できるよう、社会福祉関係経費を含め、あらゆる施策・事業にわたって、必要性や目的と効果、サービス水準や受益者負担のあり方について検討します。

(1) 事業手法の見直し等による事業費の抑制等

<新規：平成28年度から推進(一部継続実施)>

時代の変化をつねにとらえ、また、他の政令指定都市や民間事業者等の事例も参考に、事業手法の見直し等を進め、事業費の抑制や事業効果の向上を図ります。

➢ 人員・機材の機動的・効率的な運用等による燃やすごみの完全午前収集の実現

➢ イベント事業の効果的・効率的な実施

➢ 公共施設等における運営体制の効率化

- ・ 生涯学習総合センター、図書館における運営体制の効率化
- ・ 児童館（一元化）の運営体制の再構築（継続実施）

- ・ 市営住宅における維持管理体制の効率化
- より有利な財源確保に向けた事業手法の見直し
 - ・ 総合療育事業の法定事業化や京都市ヘルパー室における介護保険サービスの提供など、国費の確保に向けた取組の推進
- 基幹情報（住基、税、福祉等）の処理に長年運用してきた大型汎用コンピュータを最新技術のオープンシステムに刷新（別掲・再掲 P73）
- データセンターの活用による情報システムの安定性の向上（別掲・再掲 P74）
- マイナンバー制度の導入を契機としたきめ細やかな市民サービスの向上のための窓口改革と市民目線に立った行政事務の効率化の一層の推進（別掲・再掲 P70）
- 戸籍事務のコンピュータ化の推進による窓口サービスの向上と更なる効率化（別掲・再掲 P74）
- 農業振興センターの総合行政化
 - ・ 市内 3箇所の農業振興センターの総合行政化に向け、区役所・支所庁舎内への配置などによる更なる機能強化及び経費節減の検討
- 生活保護受給者の自立促進のための就労支援等の推進及び適正な制度運営の推進
- 各医療制度における医療費の適正化推進
- 契約方法の見直し（市民サービスや業務の安定的な実施を確保したうえで、競争性原理を導入）等による経費の節減
 - ・ 大型ごみ収集業務の契約方法の見直し
- 新規充実事業等の成果指標や目標年次の明確化を図り、行政評価と連携した定期的な見直しを徹底

（2）民間活力の積極的な活用＜新規：平成 28 年度から推進（一部継続実施）＞

「民間にできることは民間に」を基本として、業務の成果を客観的に確認できる業務、時間集中的なサービス提供業務などの委託化や更なる指定管理者制度の導入、市民・事業者等との協働による取組の推進など、民間活力の積極的な活用を推進します。

- 民間等への積極的な委託化の推進
 - ・ ごみ収集業務を平成 36 年度までに 70% 委託化
 - ・ クリーンセンターにおける焼却プラント運転監視業務の段階的な民間委託化
- 市民・事業者等との協働による事業の推進
 - ・ 市民・事業者等との協働による歴史的風土特別保存地区の維持管理
 - ・ 京都版トキワ荘事業の民間移行に向けた取組
 - ・ 京都まなびの街生き方探究館の民間企業等との更なる連携を重視した取組
- 施設運営等の民営化
 - ・ 市営保育所の民間移管の着実な推進（別掲・再掲 P88）
 - ・ 若杉学園（生活介護事業所）や青葉寮（情緒障害児短期治療施設）の民設民営化（別掲・再掲 P88）
 - ・ 移動便所貸付事業の民営化
- 民間との連携・協働による市立幼稚園の子育て支援機能の充実

- ・ 地域や施設の状況等を踏まえ、民間事業者等とも連携・協力した子育て支援機能（保育機能、地域における子育て相談機能など）の充実
- 指定管理者制度の導入の更なる推進及び導入施設のサービス向上に向けた取組の検討

（3）類似・重複する事業や更なる相乗効果を発揮するための事業の連携・融合

＜新規：平成28年度から推進（一部継続実施）＞

事業の目的・効果を踏まえ、全庁的に、類似・重複する事業の整理統合を図ります。また、京都府や民間団体など関係機関まで含めた連携・融合を検討し、事業の効率化と相乗効果の発揮に引き続き努めます。

◎ 府市協調による効率的な施策の推進

- ・ 京都府計量検定所への計量事務委託による市計量検査所の廃止
- ・ 衛生環境研究所の府市共同整備（別掲・再掲P89）
- ・ 中央市場の更なる活性化のための府市協調による再整備・運営（別掲・再掲P89）
- ・ 市営住宅・府営住宅の公募連携に向けた取組の推進
- ・ 消防学校の府市共同化

➢ 京都府・経済団体等との連携による効果的・効率的な産業振興施策の推進

- ・ 府・市・経済団体等が実施している産業振興施策を検証し、事業の融合を推進

➢ 各種事業の連携・融合による効果的・効率的な事業の実施

- ・ 出産お祝いレター等お届け事業とこんにちは赤ちゃん事業の一体的な実施
- ・ 「京の七夕」における二条城を活用した効果的・効率的な事業の実施
- ・ 花き振興事業の他事業との融合による効果的・効率的な事業の実施

➢ 類似・重複する事業の継続的な見直し

- ・ 京北地域における公共交通ネットワークの再構築

（4）環境の変化をとらえた施設の再編や、設備・委託業務等の仕様の見直し

＜新規：平成28年度から推進（一部継続実施）＞

事業を取り巻く環境の変化等を的確にとらえ、施設の再編や設備・委託業務の仕様、事業実施の水準を最適化するなど、効率的な施策・事業への転換を図ることにより、経費の削減を図ります。

➢ クリーンセンター等の運営の更なる効率化

- ・ 南部クリーンセンター第二工場（仮称）における高効率なごみ発電やバイオガス発電等による創エネの推進など効率的なごみ処理施設の運営

➢ 下水道整備に応じた水洗化の促進によるし尿収集処理の縮減・効率化

➢ 市営住宅における効率的な維持管理の推進

- ・ 空き家整備単価の見直しなど維持管理の効率化

➢ 公共施設における委託内容等の見直し

- ・ 子ども保健医療相談・事故防止センターにおける委託内容の見直し
- ・ 公設民営の介護福祉施設からの介護報酬に含まれる建設費用相当分の納付の推進

- 指定金融機関の条件変更に伴う公金取扱手数料の節減
- 施設の再編・統合などによる運営の効率化

(5) 日常的なコスト削減の徹底

これまでから取り組んできた市役所の内部管理事務などの合理化、効率化についても、不断の見直しを更に進め、日常的なコストの削減を徹底します。

- 定型的事務の集約化
 - ・ 道路関係図面作成等の集約発注など効率的な発注
- 普及啓発や広報宣伝に係る経費の見直し
 - ・ 戦略的な広報活動等による効果的・効率的な普及啓発の実施
 - ・ 紙媒体から電子媒体への見直しなどの効率的な普及啓発の実施
- 各種刊行物の見直し
- 賃料等の固定費の見直し
 - ・ 民間借上げビルの賃料等の精査
 - ・ 借地の買い上げなどによる借地料の縮減の検討
- 節電をはじめとする光熱水費の節減
 - ・ ごみ焼却熱発電における効率的時間帯別焼却による売電収入の確保
- 新庁舎整備に伴う庁内ネットワークの無線化の推進（別掲・再掲 P74）
- 電子化の推進による省資源化の推進
- 会場借上料の抑制や開催時間の短縮など会議開催のコスト縮減
- 定例的な照会・回答事務の効率化

(6) 施策・事業の継続的なあり方検討

この実施計画の期間中にわたり、あらゆる施策・事業について、社会情勢の変化や他都市の状況、事務事業評価、各種統計データ等を踏まえた幅広い視点から点検、分析を行い、より効果的・効率的な事業のあり方を継続的に検討していきます。

これらの検討結果に基づき、必要に応じて毎年度の予算編成等の中で、事業手法の見直しや類似・重複する事業の連携・融合、委託業務等の仕様の見直しなど、実施計画における改革の基本的な考え方へ沿った見直しを進めていきます。

[幅広い点検・分析の視点]

- ① 制度創設当初の目的が、時代の変化や市民ニーズに合致しているか、継続する意義が薄れてはいないか。
- ② 市民の生活向上や市内企業の成長につながっているか、更に事業効果を高められるような手法はないか。
- ③ 自助、共助、公助の考え方に基づく役割分担、市民や民間主体の取組との協働を一層進めることができないか。
- ④ 事業の発展的な統合や事務の簡素化等によって、より効率的な事業手法に転換できないか。

[今後、あり方検討を進めていく主な施策・事業]

➢ 社会情勢の変化等を踏まえたより効果的・効率的な事業のあり方の検討

- ・ 介護保険制度改革に伴う介護予防事業のあり方
- ・ 生きがいづくり支援施設のあり方
- ・ 敬老乗車証制度のあり方
- ・ ホームレス対策事業のあり方
- ・ 中央斎場の使用料のあり方 など

➢ 民間等により同種の事業が展開されている事業のより効果的・効率的なあり方の検討

- ・ 公共施設に付設する駐車場の使用料のあり方
- ・ 市立幼稚園の保育料のあり方
- ・ 京都市健康増進センターのあり方 など

6 連結会計の視点を踏まえた取組

市バス事業において、平成24年度決算で、計画より3年前倒しで経営健全化団体を脱却し、さらに平成26年度決算で、最大約144億円（平成17年度）あった累積資金不足を解消し、一般会計からの任意補助金に頼らない「自立した経営」を実現するなど、連結会計の視点を踏まえ、公営企業会計をはじめとする特別会計及び外郭団体などの財政健全化の取組を積極的に進めています。

引き続き、各会計等における自立した経営を確立するとともに、一般会計との連結を前提に、市全体の財政の持続可能性の確保を図ります。

また、公共分野の担い手の広がりを踏まえ、更に外郭団体のあり方の見直しを進めます。

《公営企業の改革》

(1) 経営健全化の推進

公営企業において、中期経営計画の着実な推進などにより、一層の経営健全化を図ります。

(交通局における取組)

➢ 地下鉄事業の経営健全化の推進【平成30年度までの経営健全化団体からの脱却】

- ・ 「高速鉄道事業経営健全化計画」（平成21～30年度）の推進
- ・ 計画の中長期的な視点に立つ健全化推進のための「高速鉄道事業経営ビジョン（仮称）」の策定

➢ 地下鉄1日5万人増客の前倒し達成や更なる経営健全化の取組の推進などにより、経営健全化計画（平成21～30年度）で予定していた運賃値上げを回避

➢ 市バス事業の充実を前提に、黒字の一部を活用し、地下鉄事業の経営健全化を財政面から支援する新しいスキームの検討

(上下水道局における取組)

➢ 経営効率化・財政健全化に取り組み、将来にわたって、安全・安心で市民に信頼される上下水道サービスを提供していくための上下水道事業中期経営プラン（2013～2017）の推進【平成29年度までに企業債残高を4,700億円に削減】

- 市民にとって貴重なライフルラインである水道、公共下水道を50年後、100年後の未来にしっかりとつないでいくための平成30年度以降の次期経営戦略の策定及び更なる経営効率化・財政健全化の推進<新規：平成30年度から推進>

(2) 市全体の財政における持続可能性の確保

経営状況の改善等を踏まえた繰出金の見直しなどを進め、一般会計だけでなく市全体の財政における持続可能性の確保に努めます。

- 経営状況の改善等を踏まえた繰出金の見直し

《特別会計等の改革》

(1) 特別会計の収支の改善

特別会計においても、収支の改善を図るため、効率的・効果的な事業の実施や財源の確保など、計画的な取組を進めます。

◎ 安全・安心な生鮮食料品・食肉等を京都市内・府内に供給する中央市場の再整備に伴う機能強化と財政の健全化

- ・ コールドチェーンシステムの整備など食への信頼確保と京の食文化の継承、京都駅西部エリアの賑わい創出等に向けた「京都市中央市場マスタープラン（仮称）」（平成28～37年度）の推進<新規：平成28年度から推進>
- ・ 京都府内産牛肉である京都肉など、牛肉の海外輸出による京都市場ブランドの世界発信等に向けた「京都市中央卸売市場第二市場マスタープラン」（平成23～32年度）の推進
- ・ 運営会社（卸売会社）の経営改革と更なる公設民営化の推進
- ・ 中央市場の更なる活性化のための府市協調による再整備・運営と収支の改善を図る取組の推進

➢ 医療費、介護保険給付費の適正化

- ・ 被保険者に対する健康づくりや介護予防の取組等による医療費、介護保険給付費の適正化など特別会計の収支改善を図るとともに、国民健康保険料等の負担軽減を引き続き実施

(2) 先行取得用地の有効活用

土地取得特別会計において先行取得した用地について、事業化するまでの間、暫定利用を行うなど、効率的な活用を図ります。

- 先行取得用地の暫定利用による収入の確保

(3) 地方独立行政法人の自主的・自律的運営の確立

地方独立行政法人制度のメリットを生かし、各団体にふさわしい自主的・自律的な運営を確立します。

- 中期目標（平成27～30年度）に基づく京都市立病院機構の自律的運営の推進
【地方独立行政法人京都市立病院機構年度計画（平成27年度～30年度の各年度で策定）を毎年度100%達成】

- 中期目標（平成 24～29 年度）に基づく京都市立芸術大学の自律的運営の推進【公立大学法人京都市立芸術大学年度計画（平成 24～29 年度の各年度で策定）を毎年度 100%達成】
- 中期目標（平成 26～29 年度）に基づく京都市産業技術研究所の自律的運営の推進【地方独立行政法人京都市産業技術研究所年度計画（平成 26 年度～29 年度の各年度で策定）を毎年度 100%達成】

《外郭団体の改革》

本市では、これまでも精力的に外郭団体の統廃合等に取り組み、平成 15 年度当初の 49 団体から平成 27 年 9 月末時点の 29 団体にまで団体数を削減してきました。

また、本市の財政的・人的関与の適正化にも努め、補助金額は、平成 15 年度当初の 37.8 億円から平成 27 年度当初の 13.6 億円まで、派遣職員数は、平成 15 年度当初の 316 人から平成 27 年度当初の 87 人まで削減してきました。

引き続き、創設時からの社会経済情勢や行政が関与すべき事業領域の変化、公共分野の担い手が多様化していることなどを踏まえ、外郭団体の更なる改革に取り組みます。

（1）外郭団体の改革の更なる推進

これまで進めてきた「外郭団体のあり方の抜本的な見直し」における「各団体の今後の方向性」に向けた取組を着実に進めるとともに、引き続き、本市の関与の見直しや自主的な経営改善を推進します。

① 「外郭団体のあり方の抜本的な見直し」における「各団体の今後の方向性」に向けた取組の着実な推進

「外郭団体のあり方の抜本的な見直し」により、廃止又は統合と判断された団体については、それぞれの方向性に向けた取組を着実に進めます。また、自律化（非外郭団体化）と判断された団体については、最終的な出資（出えん）関係の整理に向けて、経営の自律性をより一層高めるための取組を推進します。

② 本市の財政的・人的関与の見直し

外郭団体は、本市と一体となって公益性、公共性の高い事業を担っていることから、本市は、外郭団体の適正な経営や事業実施を図るため、必要な関与を行いますが、すべての外郭団体について、本市の団体への関与が必要最小限のものとなるよう、更なる見直しを進めます。

③ 中期経営計画に基づく自主的な経営改善の取組の推進

すべての外郭団体において、抜本的な経営改善や本市に依存しない自律した経営の確立など、複数年度にわたる取組が必要な経営課題への対応を盛り込んだ中期経営計画に基づき、自主的な経営改善の取組を推進します。

<参考>本市外郭団体の一覧（平成27年9月末時点 29団体）

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (公財)京都市環境保全活動推進協会 | (公財)京都市障害者スポーツ協会 |
| 京都市土地開発公社 | (公財)京都市健康づくり協会 |
| (公財)京都市国際交流協会 | (福)京都福祉サービス協会 |
| (公財)大学コンソーシアム京都 | 京都市住宅供給公社 |
| (公財)京都市埋蔵文化財研究所 | (公財)京都市景観・まちづくりセンター |
| (公財)京都市ユースサービス協会 | 京都御池地下街(株) |
| (公財)京都市男女共同参画推進協会 | 京都醍醐センター(株) |
| (公財)京都市体育協会 | (一財)京都市都市整備公社 |
| (公財)京都市音楽芸術文化振興財団 | (公財)京都市都市緑化協会 |
| (公財)京都市芸術文化協会 | 京都シティ開発(株) |
| (公財)京都市森林文化協会 | (一財)京都市防災協会 |
| (公財)きょうと京北ふるさと公社 | 京都地下鉄整備(株) |
| (公財)京都伝統産業交流センター | (一財)京都市上下水道サービス協会 |
| (公財)京都高度技術研究所 | (公財)京都市生涯学習振興財団 |
| (株)京都産業振興センター | |

基本方針4 一層信頼される市役所づくりに向けた組織の改革と人材の育成

時代や市民のニーズ、新たな課題に的確かつ迅速に対応し、最少の経費で最大の効果を発揮することができる組織改革を進めます。

あわせて、すべての職員が、仕事に対する意欲を高め、創造的かつ主体的に職務を遂行し、さらには「みずからが市政を改革・創造する」という気概と、京都が誇る「市民力」、「地域力」を最大限引き出し、「市民とともに京都の未来を切り拓く」という意識を持つなど、新たな組織文化を根付かせることで、市民に一層信頼される市役所づくりを更に進めます。

1 組織・仕事の進め方の改革

限られた行政資源を最大限活用するため、簡素で効率的な組織体制の整備を進め、多様な市民のニーズや新たな課題等に的確かつ迅速に対応し、最適な市民サービスを提供するとともに、政策を着実に推進していきます。

また、職員一人ひとりが仕事の進め方、時間の使い方をつねに点検し、改善することにより、一層の業務の効率化を進め、職員みずからが率先して、「真のワーク・ライフ・バランス」を実現し、仕事と家庭生活を調和させ、社会参加、地域貢献等に取り組むことができる職場づくりを推進します。

(1) 組織の改革

簡素で効率的な組織体制の整備を進めるとともに、多様な市民のニーズや新たな課題等に的確かつ迅速に対応する組織改革を進めます。

◎ 人口減少社会を克服し、東京一極集中を是正する、成長戦略の推進体制の強化

- ・ 京都市への移住・定住を支援する体制の強化
- ・ 「京都経済センター」（仮称）の創設をはじめとする中小企業振興に向けた体制の構築

◎ 「精神文化の拠点都市」としての、京都ならではの「こころの創生」を実現する体制の強化

- ・ 文化庁等の移転をオール京都で推進する体制の強化
- ・ 東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ 2021 の開催等を契機とする多彩な文化・スポーツ事業を展開する体制の強化

◎ 「子育て・教育環境日本一」を実現する体制の構築

- ・ 子ども、青少年、家庭教育等に関する施策を融合し、少子化対策、子どもや子育てに関する業務を総合的に担う「子どもはぐくみ局（仮称）」の創設
- ・ 貧困家庭等の子どもや青少年の問題解決を目指す「子ども・青少年経済困難対策プロジェクトチーム」の設置

➤ 「安心・安全のまちづくり」を進める政策分野の体制強化

- ・ 事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する、国土強靭化地域計画を策定する体制の整備

- 持続可能な行財政の確立のための歳入確保・歳出削減のための体制強化
 - ・ 学校跡地をはじめとする保有資産有効活用の推進や債権回収の全市的な推進に向けた体制の強化
 - ・マイナンバー制度導入に伴う行政事務の効率化
- 参加と協働のまちづくり推進のための体制整備
 - ・ 区役所の企画体制の充実など、「新たな区政創生」を踏まえた区役所改革の更なる推進に向けた体制の強化
 - ・ “みんなごと”のまちづくり推進事業(仮称)に取り組む体制の構築
- 庁内横断組織の有効活用
 - ・ 「子ども・青少年経済困窮対策プロジェクトチーム」等の設置

(2) 仕事の進め方の改革

職員一人ひとりが仕事の進め方、時間の使い方をつねに点検し、改善を進めるこことにより、一層の業務の効率化を進め、「長時間労働」から短時間で成果を上げる「生産性の高い働き方」へと転換し、職員みずからがこれまで以上に率先垂範して、「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に取り組みます。

- 「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に向け、本市職員が率先して仕事と家庭生活を調和させ、地域で京都のまちづくりなどに取り組むことができる職場づくりの推進

- ・ 庁内モデル職場へのコンサルティング実施による働き方の見直し
- ・ 時間外勤務縮減を達成した職場や「真のワーク・ライフ・バランス」に資する活動に対する表彰の実施
- ・ 管理職員等が「イクボス宣言」*を行うなど、短時間で成果を上げる「生産性の高い働き方」への転換を図る取組の推進

* 「職員のワーク・ライフ・バランスを考え、その一人ひとりのキャリアと人生を応援しながら、みずからも仕事と私生活を楽しむことができる上司」を目指すことを宣言するもの

- 時間外勤務縮減の取組の推進

- ・ 「真のワーク・ライフ・バランス」を実現し、職員の活力及び健康を維持増進させるとともに、社会参加等を促すため、職場全体の働き方など職場風土・職場環境の改革をはじめ、時間外勤務の更なる縮減の取組を推進

- 計画策定に係る業務の効率化の推進

- ・ 基本計画に掲げる27の政策分野ごとの理念、推進施策を最大限活用して分野別計画等を作成

2 人材育成

「京都市職員力・組織力向上プラン」、「全庁“きょうかん”実践運動」、コンプライアンスの推進など、あらゆる人材育成の取組を一層連携して推進することで、すべての職員が仕事に対する意欲を高め、創造的かつ主体的に職務を遂行し、さらには「みずからが市政を改革・創造する」という気概と、京都が誇る「市民力」、「地域力」を最大限引き出し、「市民とともに京都の未来を切り拓く」という意識を持つなど、新たな組織文化を根付かせることで、市民に一層信頼される市役所づくりを更に進めます。

(1) 「京都市職員力・組織力向上プラン」の強力な推進

将来にわたって本市を支える「職員力」と自律的に新時代を切り拓く「組織力」の向上を目的として、平成25年3月に策定した「京都市職員力・組織力向上プラン」(平成25~32年度)の前期期間(平成25年度~28年度)におけるすべての取組を完遂するとともに、後期期間(平成29~32年度)の実施計画を策定・推進し、職員一人ひとりが能力開発・人材育成に本気で取り組む組織風土の構築を更に進めています。

- 「職員のキャリア形成を支援するための仕組みづくり」や、「意欲を高め、視野を広げる人事配置」など「京都市職員力・組織力向上プラン」実施計画(前期)の完遂【平成28年度に項目実施率100%】
 - ・ 民間企業など他団体との人事交流の積極的な実施
- 従来方式の採用試験に併せて、特別な公務員試験対策を要しない、面接中心による人物重視の新たな採用方式(京都方式)の導入

＜新規：平成28年度から推進＞

- 人事評価結果に基づく「職務改善プログラム」※の導入

＜新規：平成28年度から推進＞

※ 人事評価の結果が一定点数以下であった職員に対して、体系的な研修プログラムを実施し、改善が見られない場合は、分限処分の対象とするもの

- 女性の活躍推進に向けた女性幹部職員の府市相互派遣の実施

＜新規：平成28年度から推進＞

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画の推進＜新規：平成28年度から推進＞

・ 女性職員の管理職登用を進め、女性が活躍できる職場づくりの推進

- 「京都市職員力・組織力向上プラン」の新たな実施計画(後期)の策定及び推進＜新規：平成29年度から推進＞

(2) 「全庁“きょうかん”実践運動」の推進

市民のため、京都の未来のために改革に取り組む職員であるために、「全庁“きょうかん”実践運動」を積極的に展開します。

- 「組織との一体感」、「職員相互の連帯感」、「仕事への誇り」を柱とした改革に向け協働する職場づくりの推進
- 市民目線を市政の隅々に徹底させる取組の推進

(3) 「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づく取組の推進

市民に信頼される行政運営のため、監察や研修はもとより、職員一人ひとりが不祥事や事務処理誤りをみずからのこととして考えるための「職場ミーティング」等を継続して実施し、職場の日々のコミュニケーションをより活性化させることにより、職員相互に倫理観を高め合う、風通しの良い職場風土の構築を一層進めています。

また、外郭団体におけるコンプライアンスについても徹底します。

- 「京都市職員コンプライアンス推進指針」の推進